

第3期

川西町地域福祉計画

川西町地域福祉活動計画

(計画期間：令和3年度～令和7年度)

令和3年3月

川西町

川西町社会福祉協議会

ごあいさつ

近年の地域社会を取り巻く状況は、人口減少、少子高齢化が進行し、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増えてきており、生活様式の変化や人々の価値観の多様化などから、家族での支え合い、あるいは地域におけるつながりが希薄化するなどの問題が出てきております。



このような社会情勢の中にあって、制度や分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域の方々や多様な担い手の参画のもと、色々な生活課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域の人々が支え合い、地域を共に創ってゆく「地域共生社会」の実現をめざすため、「共に生きる 笑顔つながる 福祉のまち」を基本目標とする、第3期川西町地域福祉計画を策定いたしました。そして、本計画は、「かわにし未来ビジョン（第5次川西町総合計画）」の福祉分野における個別計画として位置づけられ、これからの地域福祉を推進してゆくための指標となるものです。

「福祉とは何か」を思うとき、一人ひとりが生きてゆく人生の諸段階を通じ、生きがいある生活を送ることができることを幸福とするならば、福祉とは、一人ひとりの集まりである社会全体の幸福を意味するものであり、その社会レベルの幸福の希求こそ地域福祉の推進にほかならないと考えております。

今後は本計画にもとづき、高齢者、子ども、障がい者（児）、健康、災害等の各分野における個々の又は複合的・重層的な地域の課題について包括的に取り組み、地域福祉の推進に努めてまいりますので、町民の皆様、地域の関係機関・団体の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、熱心に、ご検討、ご助言をいただきました本計画策定委員会委員の皆様、アンケート調査にご協力いただきました町民、関係団体の皆様に深く感謝するとともに、心からお礼を申し上げます。

令和3年3月

川西町長 原 田 俊 二

ごあいさつ

第3期川西町地域福祉計画及び地域福祉活動計画の策定にあたり、町長より、公募委員2名を含む16名の委員に対し、策定の委嘱状が交付されたのは、新型コロナウイルスの蔓延が危惧されている最中でありました。この未曾有の疫病に、医療スタッフの日夜を問わぬ献身的な治療や、区市町村の懸命の予防活動にも関わらず、いまだ収束をみていないのが現状であります。これが弊害は経済、産業、福祉、教育、芸術文化のあらゆる面において支障や停滞をもたらしておりますが、人類が英知をもって解決に導いてきた長い歴史を思えば、決して駆逐できないことはない信じながら、五か年の町における福祉のあり方を検討、議論し、ようやく結論をまとめることができましたこと、策定委員長として心から感謝申し上げます。



上位計画である「かわにし未来ビジョン」との整合性に配慮し、市町村地域福祉計画、それに基づく地域福祉活動計画が求める、地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき多くの事項を横断的に検討してまいりました。今後ますます顕著になってくるであろう、地域が抱える少子高齢化、人口の減少、産業の衰退、隣人同士や人と地域との希薄化など、生活様式の変化によってもたらされる諸課題は一朝一夕に解決できるものではありません。

しかし、私たちの求めるものは、着飾った福祉ではなく、普段着の福祉、人と人々が共に生きる社会の構築こそ必要不可欠であります。そのため、第3期計画は、「共に生きる 笑顔つながる 福祉のまち」を基本理念に全員の意思として確認いたしましたところであります。

この計画策定にあたり、町民のみなさまにアンケートをお寄せいただき、貴重なご意見ご叱責を賜りました。福祉に対するみなみなならぬ声を真摯に、参考とさせていただきます。

私は、福祉とは決して人々の先頭に立つてはいけなく、必ずすべての人の後を付いていくべきものと認識します。経済は利潤あるところは必ず先んずる性格がありますが、福祉は一人も取り残さない、置き去りにしない、そういう使命があるからです。そのためには「福祉はひとり」、すべての町民のみなさまに、一人一役、お互い様の心を醸成しながら、この計画の実行に寄り添っていただくことをお願いし、ごあいさついたします。

令和3年3月

社会福祉法人 川西町社会福祉協議会

会長 菊地 直

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
第1節 計画策定の趣旨	2
第2節 計画の位置づけ	5
第3節 計画の期間	5
第4節 計画の策定体制	6
第2章 川西町の現状と課題	7
第1節 人口・世帯の状況	8
第2節 高齢者・子ども・障がいのある人などの状況	10
第3節 アンケート調査について	12
第4節 川西町の地域福祉に関わる課題	45
第3章 計画の基本的な考え方	46
第1節 基本理念	47
第2節 基本目標	48
第3節 施策の体系	49
第4章 施策の内容	50
基本目標1 地域福祉の推進体制づくり	51
基本目標2 ふれあい・支え合いづくり	56
基本目標3 安心して生活ができる環境づくり	63
第5章 計画の推進に向けて	78
第1節 計画の周知	79
第2節 計画の推進体制	79
第3節 計画の進行管理	80
第6章 資料編	81

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景

近年、少子高齢化や人口減少など社会情勢が変化している中、人々の価値観や生活様式が多様になり、地域住民のつながりが希薄化するなど、地域を取り巻く環境は変化しています。

また、家族構成についても核家族化の進行とともに三世同居世帯が減少し、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増えており、それに伴い、家族で支え合う機能が低下するなど、家庭を取り巻く環境も変化しています。

これまでの高齢者、子ども、障がい者(児)、などといった対象に応じて提供される「縦割り」の公的福祉サービスでは対応することが難しくなっており、複合的かつ複雑な問題に対応できるよう、福祉、保健、医療やその他の生活関連分野全般にわたる包括的な取り組みが必要となってきました。

このため、家庭の相互扶助では対応できない様々な生活課題に対しては、公的な福祉サービスで対応することはもちろんですが、地域住民、地域住民組織、住民活動団体、福祉サービス事業者、行政などが連携して課題解決に取り組む新たな仕組みづくりを進めることが求められています。

このような背景のもと、本町では、誰もが住みなれた地域で健康で安全・安心に暮らし続けていけるよう、地域福祉を推進するための指標となる「川西町地域福祉計画・川西町地域福祉活動計画」を策定するものです。

2 「地域福祉」とは

「地域福祉」とは、地域でともに暮らす人々が、障がいの有無や年齢、性別に関係なく、お互いに支え合い、助け合いながら、住みなれた地域で安心して生きがいを持って生活が送れるような地域社会をみんなで築いていく取り組みのことです。

そのためには、すべての町民と地域活動・地域福祉活動を行う人たちや福祉サービス事業者などの民間団体などが行政機関と連携し、それぞれが役割を担い、特性を活かしながらよりよい方策を見つけ出して行くことが必要です。このことが「地域福祉の推進」の基本的な考え方で、社会福祉法第1条及び第4条に示されています。

社会福祉法（抜粋）

第1条（目的）

この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の推進に資することを目的とする。

社会福祉法（抜粋）

第4条（地域福祉の推進）

※地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 （略）

※部分 令和3年4月1日施行（改正社会福祉法）

3 「地域福祉計画」とは

「地域福祉計画」とは、社会福祉法第107条の規定に基づき、本町における地域の支え合い・助け合いによる福祉（地域福祉）を推進するため、人と人のつながりを基本として、地域の様々な福祉の課題を明らかにし、その解決に向けた取り組みを進め、「地域共生社会の実現」を目指すための「理念」と「仕組み」をつくる計画です。

平成30年4月、社会福祉法改正により策定について努力義務とされ、地域における高齢者、障がい者、児童その他各福祉分野の共通的な事項を記載する「上位計画」と位置付けられました。

社会福祉法（抜粋）

第107条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- (5) ※地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

※部分 令和3年4月1日施行（改正社会福祉法）

4 「地域福祉活動計画」とは

「地域福祉活動計画」とは、地域住民やボランティア団体、福祉サービス事業者などの民間団体が相互に協力して地域福祉を推進していくことを目的とする民間の活動・行動計画です。

地域福祉計画との整合性を図りながら、社会福祉法第109条の規定で地域福祉の推進役として位置付けられた社会福祉協議会が中心となって策定する活動・行動計画です。

社会福祉法（抜粋）

第109条（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

地域福祉活動計画策定指針（抜粋） ＜全国社会福祉協議会＞

地域福祉活動計画とは、「社会福祉協議会が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する者が相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画」である。

5 両計画の一体的な策定

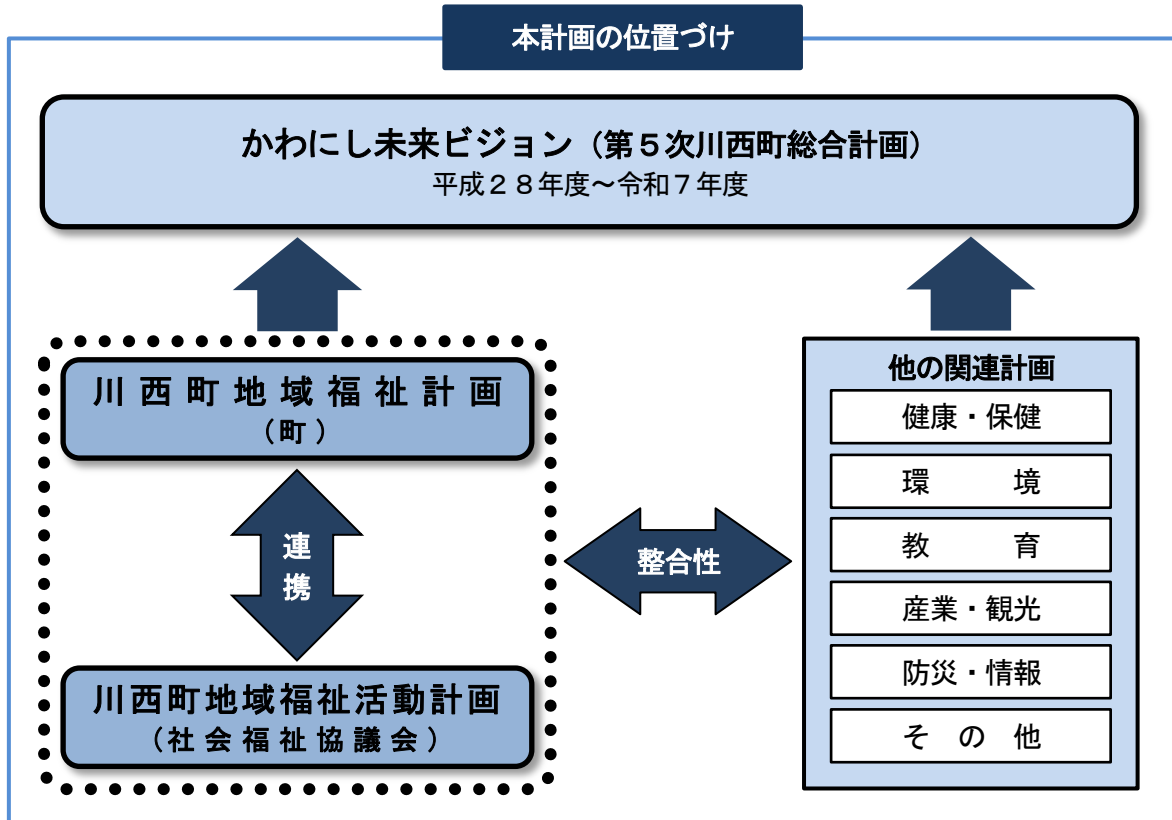
地域福祉計画は、町が主体となって地域福祉を推進するための理念やしくみを作る計画です。

地域福祉活動計画は、住民参加のもとに社会福祉協議会が呼びかけて住民や地域コミュニティによる主体的な活動、行動のあり方を定める計画です。

川西町と川西町社会福祉協議会は、地域福祉の推進を全町的に進めていくために、町民をはじめ、自治会やボランティア団体、NPO法人、福祉サービス事業者、関係機関・団体など、地域福祉の推進に関わる様々な担い手による参加を得ながら「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」を一体的に策定するものとします。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」と社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」を一体的に策定するものです。



また、「川西町地域福祉計画」は、「かわにし未来ビジョン (第5次川西町総合計画)」を将来構想とし、高齢者の福祉や介護、児童福祉や子育て支援、障がい者(児)福祉など、他の福祉分野における行政計画、並びに他の関連計画との整合性・連携を図りながら、「川西町地域福祉活動計画」と連動し幅広い地域住民の参加と協力を基本として、町民の生活全般にわたる福祉向上を図ることを目標とします。

第3節 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

なお、社会状況の変化や関連計画との整合性を図るため、必要に応じて見直しを行うものとします。

第4節 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、以下のような体制により現状や課題を把握するとともに、計画の内容について協議を進めました。

(1) 川西町地域福祉計画策定委員会の設置

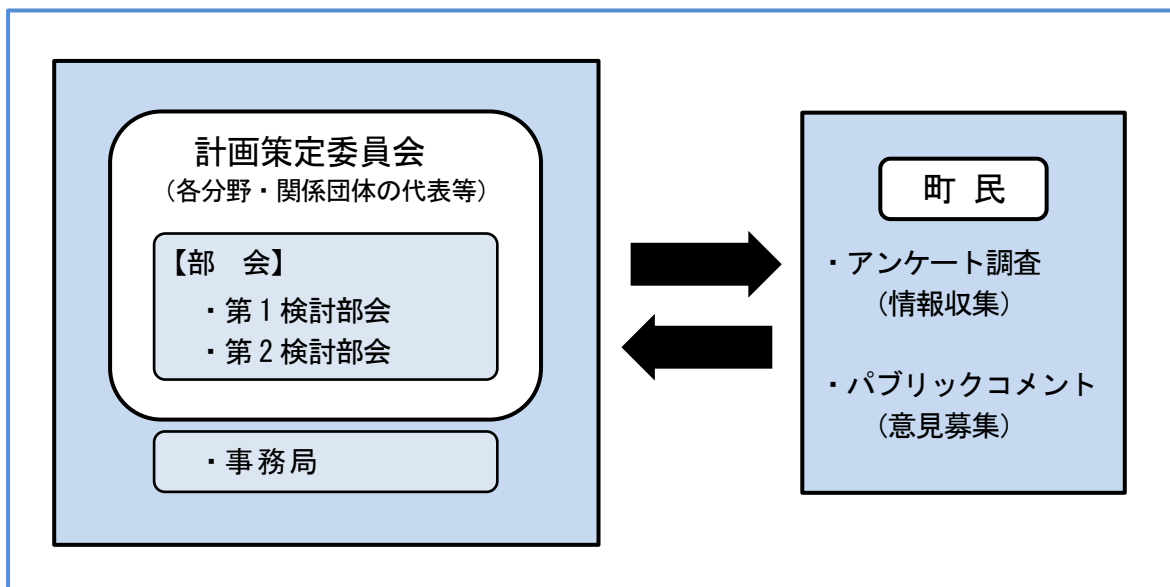
地域福祉に関する事項を協議するため、地域福祉、高齢者福祉、障がい者（児）福祉、児童福祉における関係団体などの代表者、一般公募委員で構成する川西町地域福祉計画策定委員会を設置し、委員会の中に設けた2つの検討部会を中心に検討を行いました。

(2) アンケート調査の実施

多様化・複雑化する地域における生活課題や福祉課題、地域福祉の推進に係る町民のニーズを把握するため、令和2年10月に「川西町の地域福祉に関するアンケート調査」（以降、アンケート調査）を実施しました。

(3) パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたり、広く町民から意見を求めるため、パブリックコメントを実施しました。



第2章 川西町の現状と課題

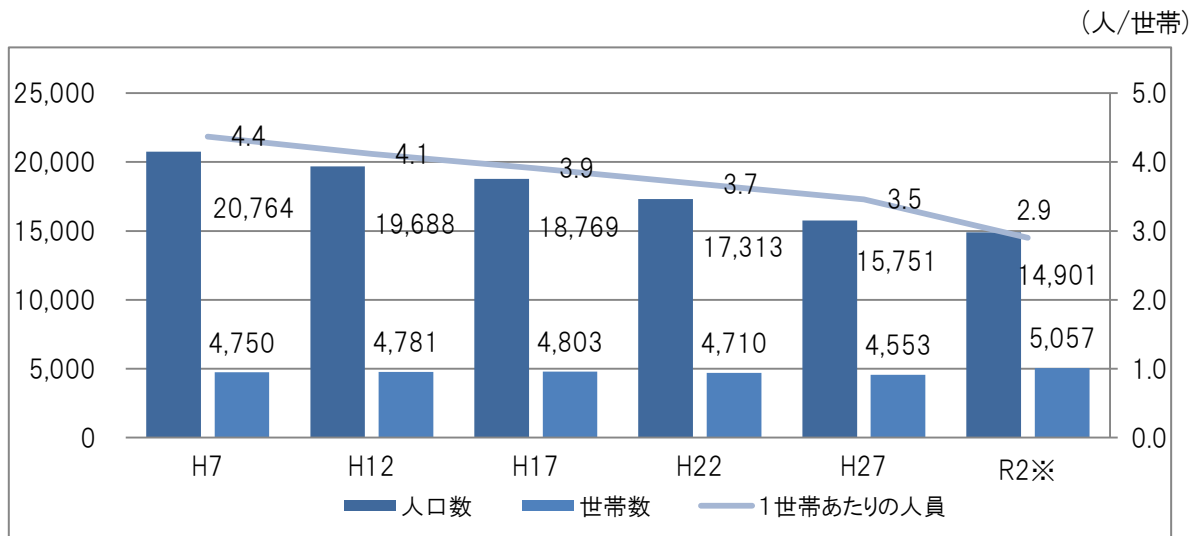
第1節 人口・世帯の状況

1 人口と世帯、年齢構成

(1) 総人口、世帯数、1世帯あたりの人員の推移

平成27年度の国勢調査による本町の人口は15,751人、令和2年3月末住民基本台帳人口は14,901人と減少しています。

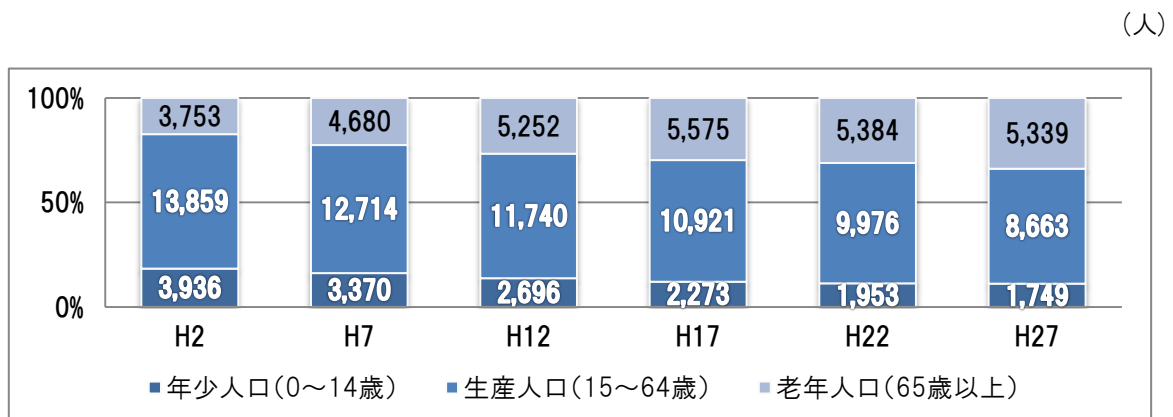
世帯数については、やや減少傾向にあります。また、1世帯あたりの人員は年々減少しており、核家族化や単身化が進んでいます。



資料：国勢調査資料
R2.3.31 住民基本台帳人口

(2) 年齢3区分別人口割合の推移

年齢3区分別人口の推移を見ると、年々老年人口（65歳以上）の割合が増加傾向で、年少人口（14歳以下）の割合が減少し、人口減少、かつ、少子高齢化が進んでいます。



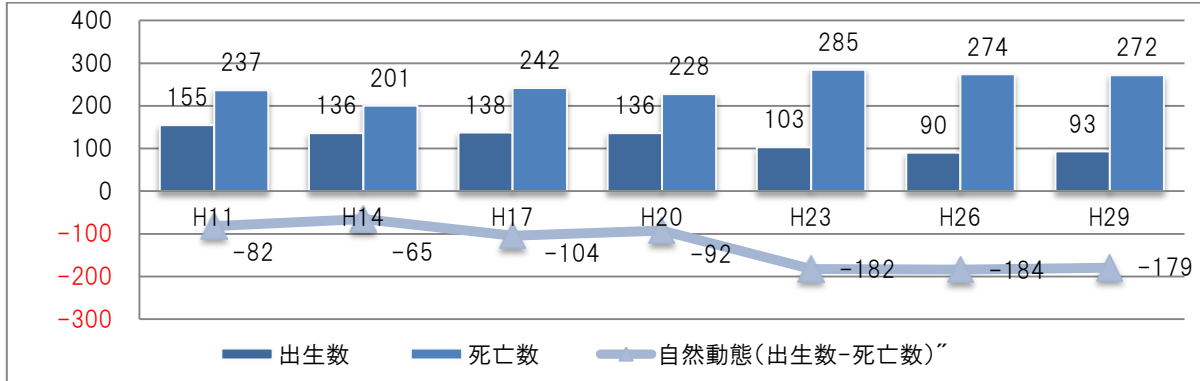
資料：国勢調査

2 自然動態と社会動態の状況

(1) 自然動態：出生数、死亡数の推移

自然動態は、出生数が年々減少し、死亡数が出生数を上回る自然減となっています。

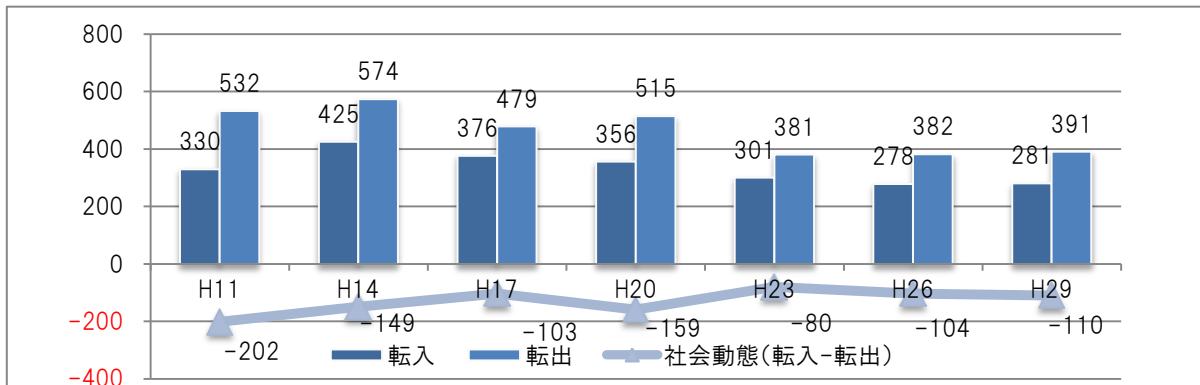
(人)



(2) 社会動態：転入者数、転出者数の推移

社会動態についても、転出者数が転入者数を上回る社会減となっています。

(人)

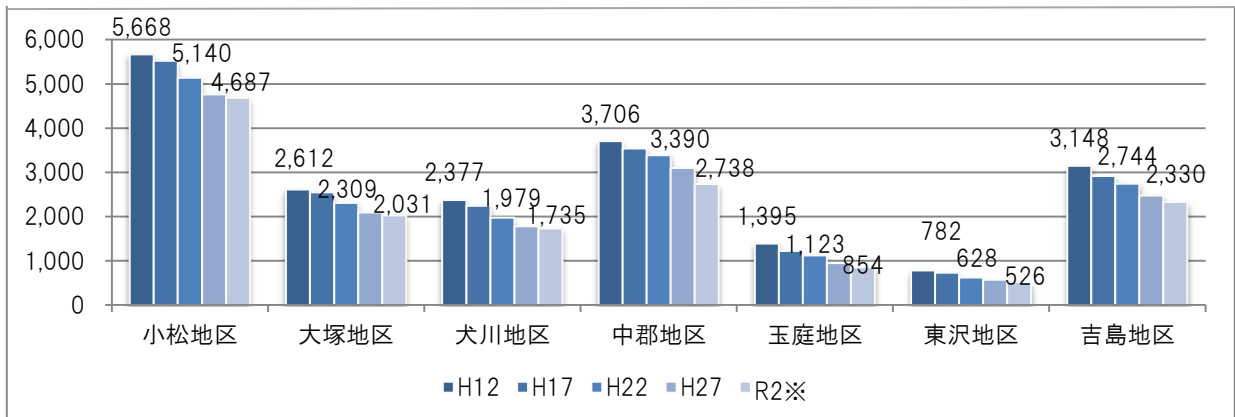


資料:いずれも住民基本台帳データ

3 地区別人口の推移

地区別の人口は、すべての地区で減少しています。

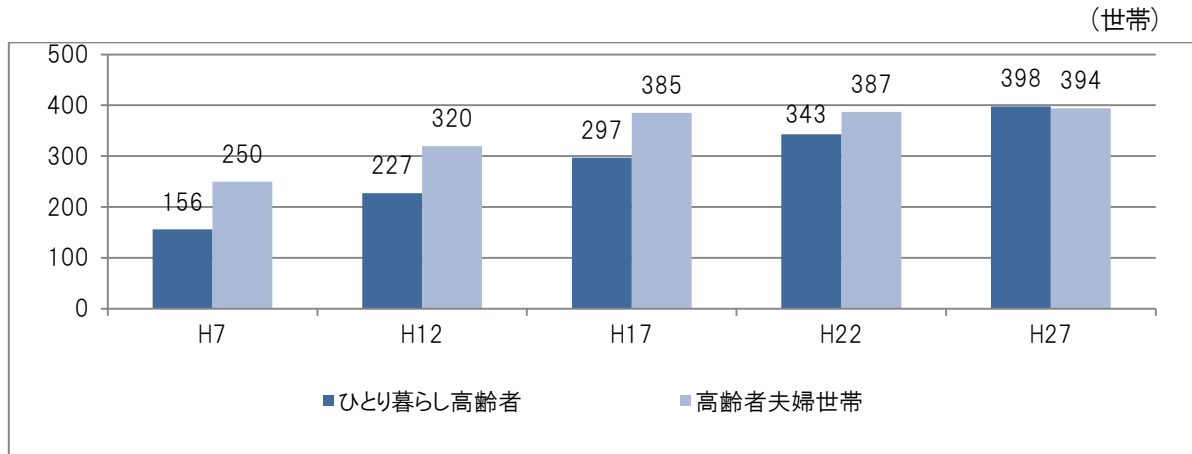
(人)



第2節 高齢者・子ども・障がいのある人などの状況

1 65歳以上のひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦世帯数の推移

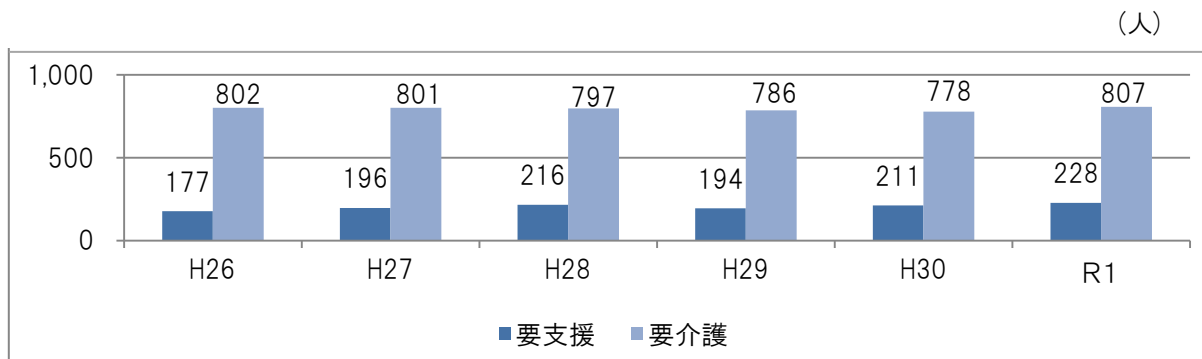
65歳以上のひとり暮らし高齢者数及び高齢者夫婦世帯数は、ともに年々増加しています。



資料:国勢調査

2 要支援・要介護認定者数の推移

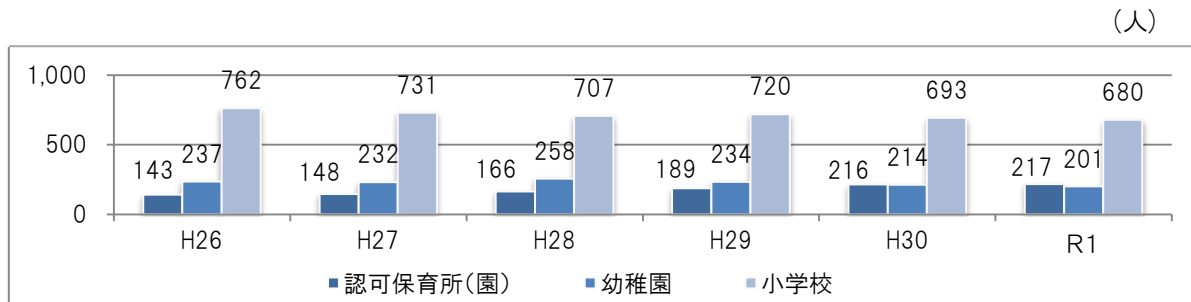
介護保険制度による要支援者数、要介護者数は微増傾向にあります。



資料:福祉介護課

3 認可保育所（園）・幼稚園児数、小学校児童数の推移

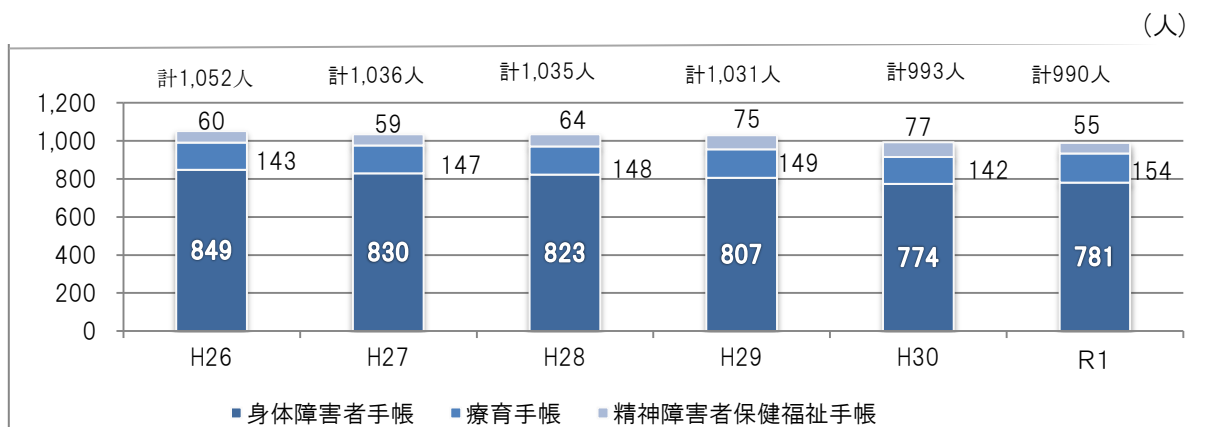
認可保育所（園）の在園児数は微増ですが、幼稚園の在園児数と小学校の児童数は減少しています。



資料：教育総務課
健康子育て課

4 障害者手帳所持者数の推移

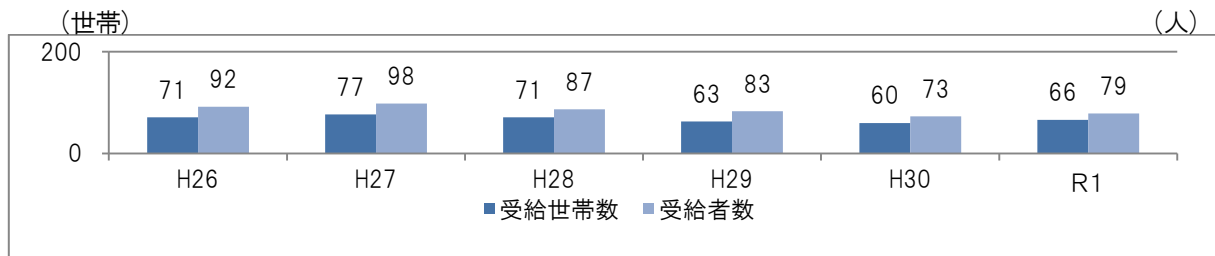
障害者手帳所持者の全体数としては減少しており、療育手帳がやや増加傾向にあります。一方で、身体障害者手帳所持者数の割合は全体の約8割を占め、やや減少傾向にあります。



資料：福祉介護課

5 生活保護受給世帯の推移

生活保護の受給状況については、受給世帯数、受給者数ともに大きな変動はありません。



資料：福祉介護課

第3節 アンケート調査について

計画の策定にあたり、町民の現状や傾向を把握し、計画づくりに反映するために、川西町の地域福祉に関するアンケート調査を実施しました。

アンケートの調査結果については、前回（平成27年度実施）の結果と比較するためグラフ表示しています。

■アンケート調査の実施状況

対 象	町内在住の18歳以上の町民（無作為抽出）
調 査 期 間	令和2年10月6日～10月20日
配布・回収方法	郵送による配布・回収
配 布 数	1,000件
回 収 数	600件
回 収 率	60.0%

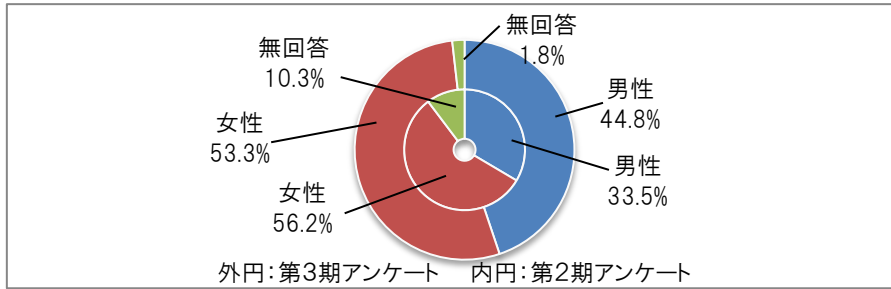
※参考

5年前に実施した第2期計画におけるアンケート調査については、対象を町内在住の20歳以上の町民とし、実施配布数が500件、回収数は242件、回収率は48.4%でした。

(1) アンケート調査回答者の属性

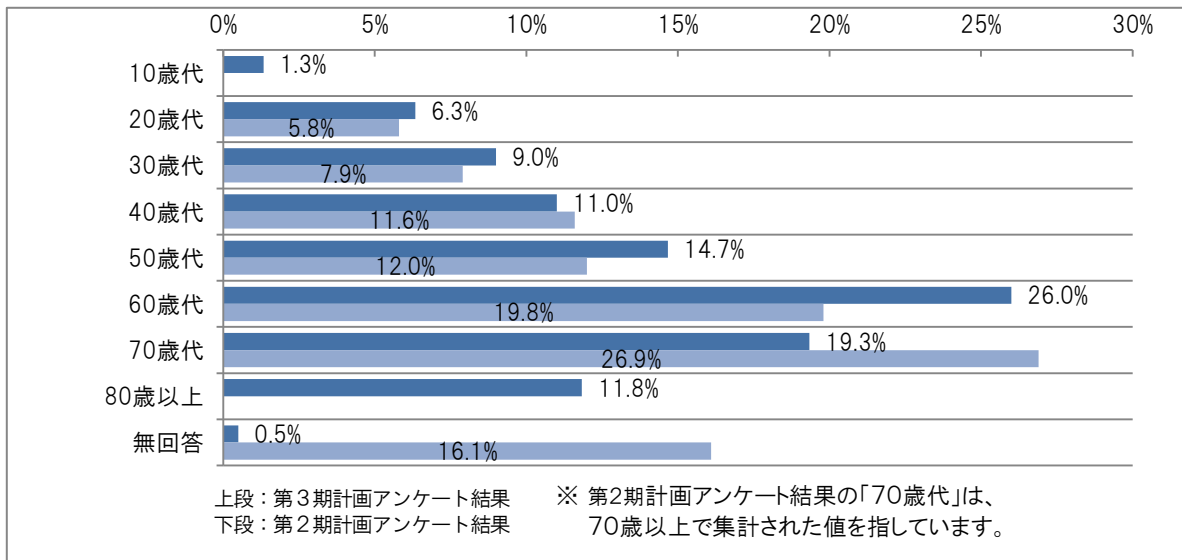
① 性別

アンケート調査の回答者は、「男性」が44.8%、「女性」が53.3%と、女性の回答者数が多くなっています。



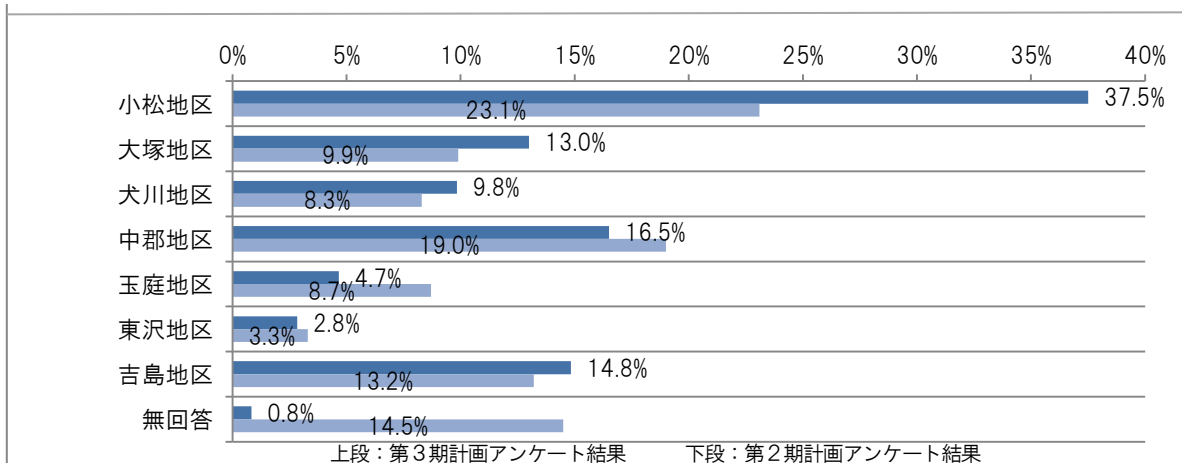
② 年齢構成

年齢構成は、「60歳代」の割合が26.0%と最も高く、「70歳代」が19.3%、「50歳代」が14.7%と続いています。



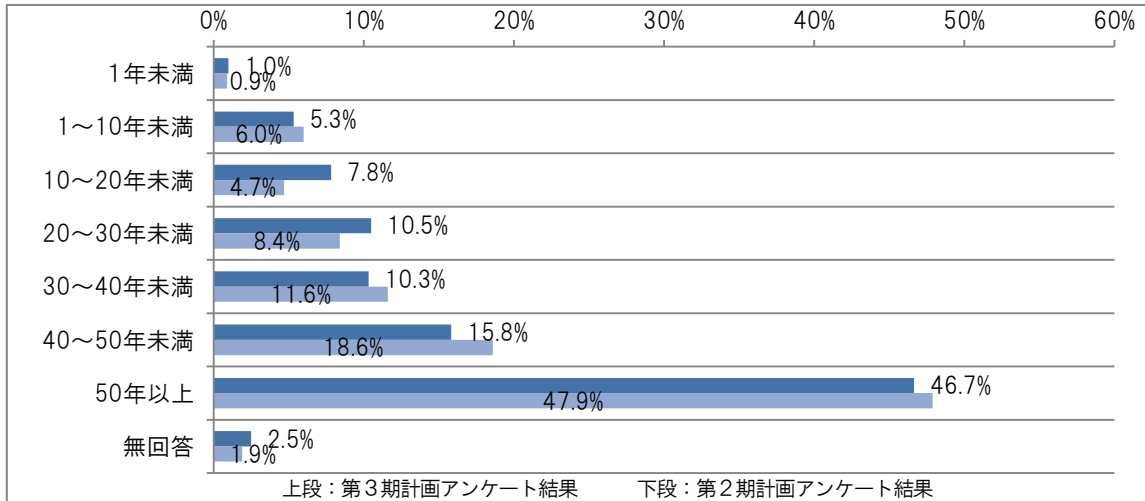
③ 住んでいる地区

居住地区は、「小松地区」が37.5%、次いで「中郡地区」が16.5%となっています。



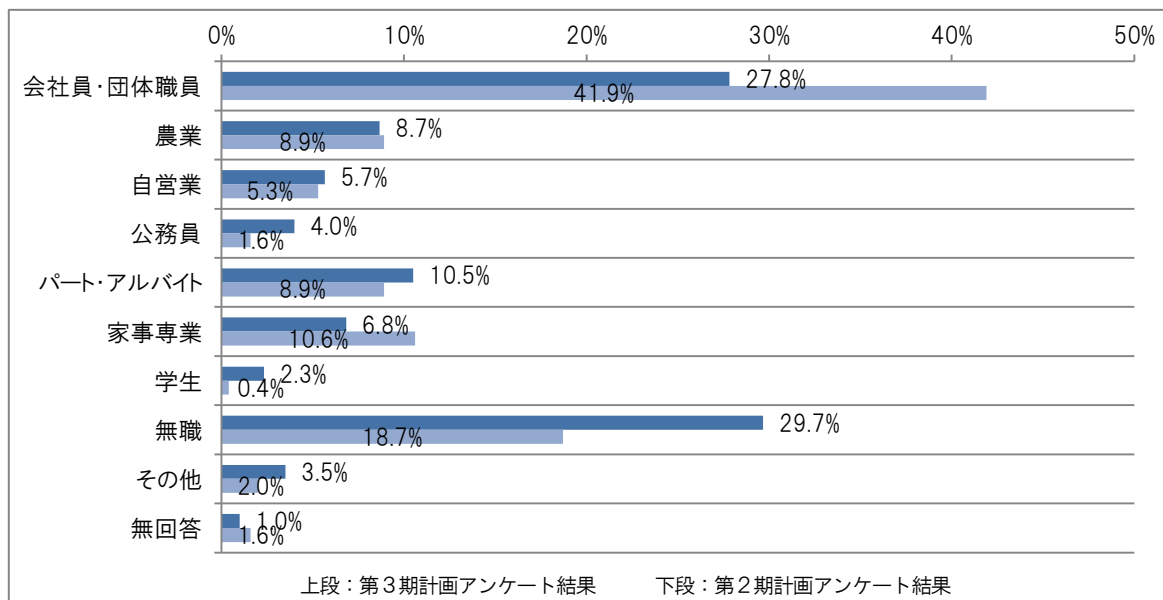
④ 居住年数

居住年数については、「50年以上」の割合が46.7%と最も高く、次いで「40年～50年未満」が15.8%となっています。



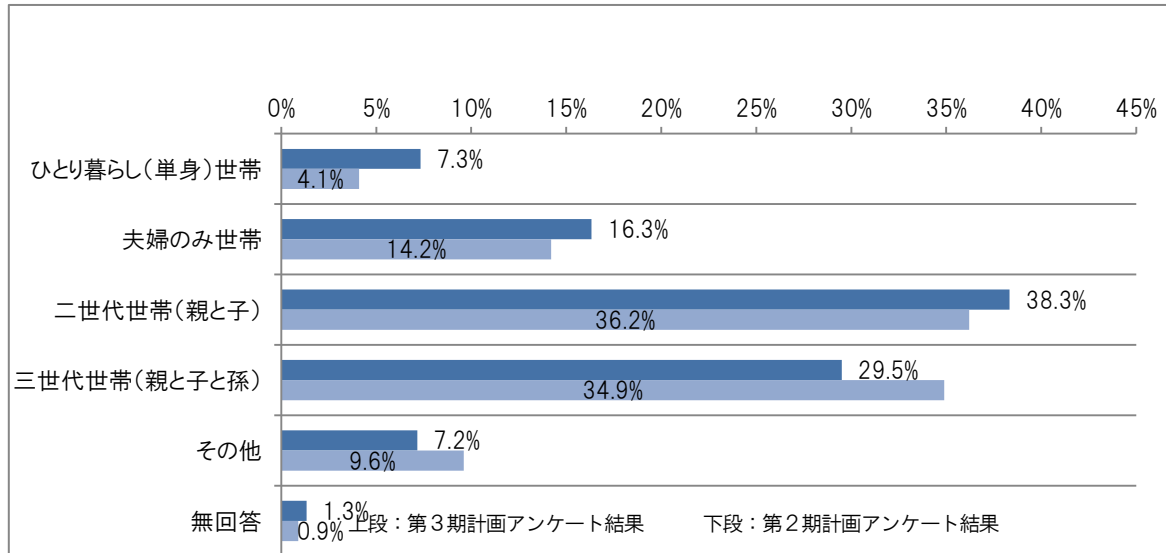
⑤ 主な職業

主な職業については、「無職」が29.7%と最も高く、次いで「会社員・団体職員」が27.8%、「パート・アルバイト」が10.5%となっており、無職又はパート・アルバイトと回答した割合が伸びています。



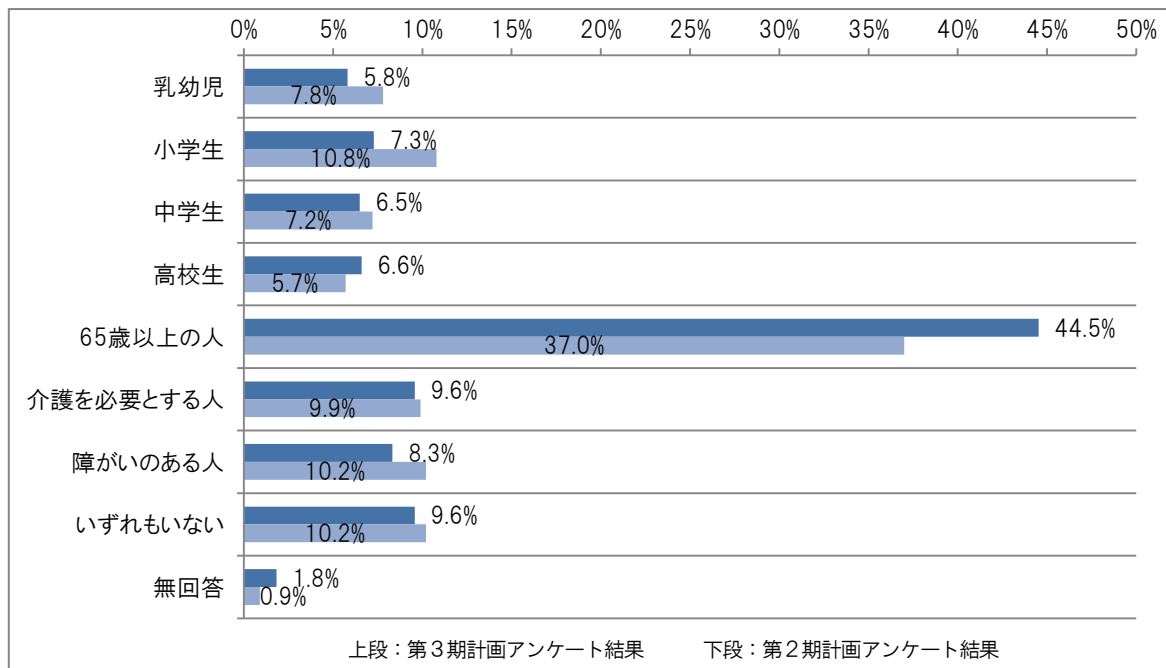
⑥ 家族の構成

家族の構成については、「二世世代世帯（親と子）」が38.3%と最も高く、次いで「三世世代世帯（親と子と孫）」が29.5%、「夫婦のみ世帯」が16.3%となっています。



⑦ 高齢者や子ども、障がいのある人などとの同居状況

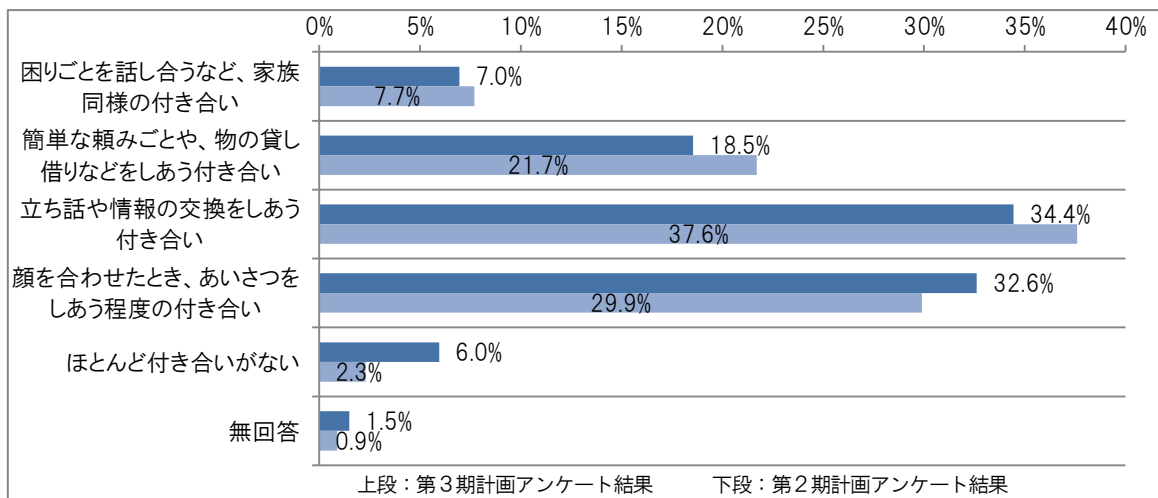
高齢者や子ども、障がいのある人などとの同居状況については、「65歳以上の人」との同居の割合が44.5%と高くなっています。



(2) 地域との関わりについて

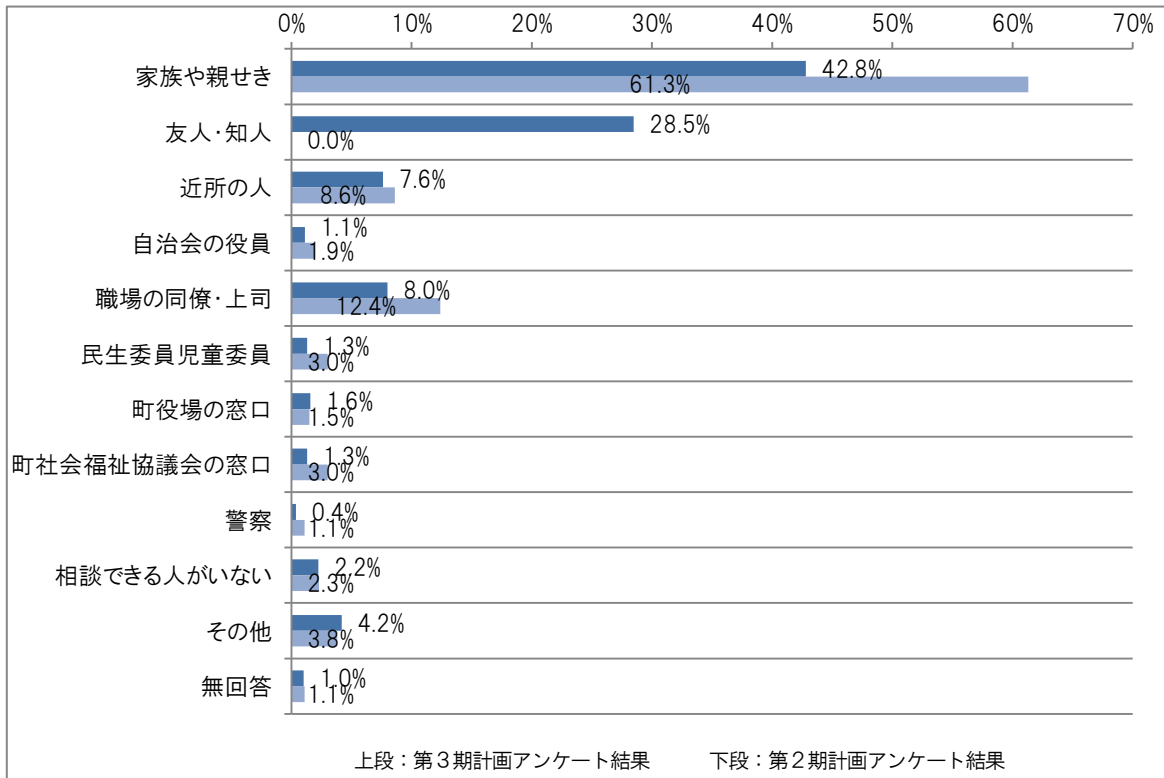
① 近所付き合いの程度

近所付き合いについては、「立ち話や情報の交換をしあう付き合い」と「顔を合わせたとき、あいさつをしあう程度の付き合い」の割合は、合わせて67.0%と高くなっています。「困りごとを話し合うなど、家族同様の付き合い」と「簡単な頼みごとや、物の貸し借りなどをしあう付き合い」の比較的深い近所付き合いをしている割合は、合わせて25.5%となっています。



② 困りごとの相談相手

困りごとの相談相手については、「家族や親せき」の割合が42.8%と最も高く、次いで「友人・知人」が28.5%、「近所の人」や「自治会の役員」、「民生委員児童委員」など地域の人の割合は、合わせて10.0%となっています。



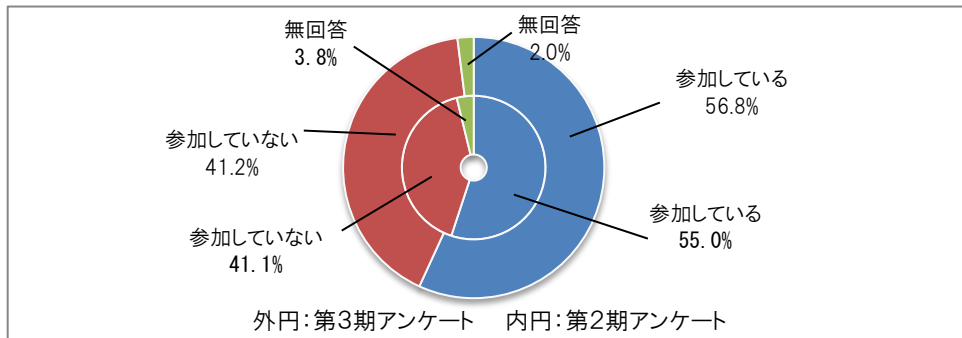
その他の意見及び自由意見

- ①インターネットの「Q&A」を利用している。
- ②兄弟に相談または自分で決めている。
- ③施設の職員、ホームのサービス管理者、支援員に相談している。
- ④相談をどこにすれば良いのか分からない人が多い。
- ⑤相談が必要な時に、自然と手を差し伸べてくれる行政や地域であってほしい。

(3) 地域活動やボランティア活動の状況

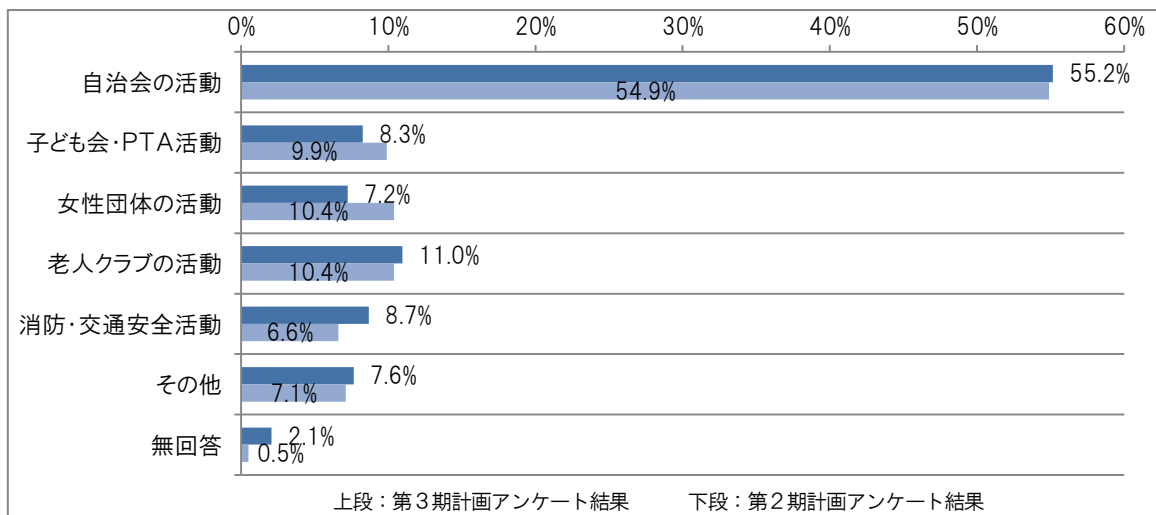
① 地域活動の参加状況

地域活動への参加状況をみると、「参加している」の割合が56.8%であるのに対し、「参加していない」の割合が41.2%となっています。



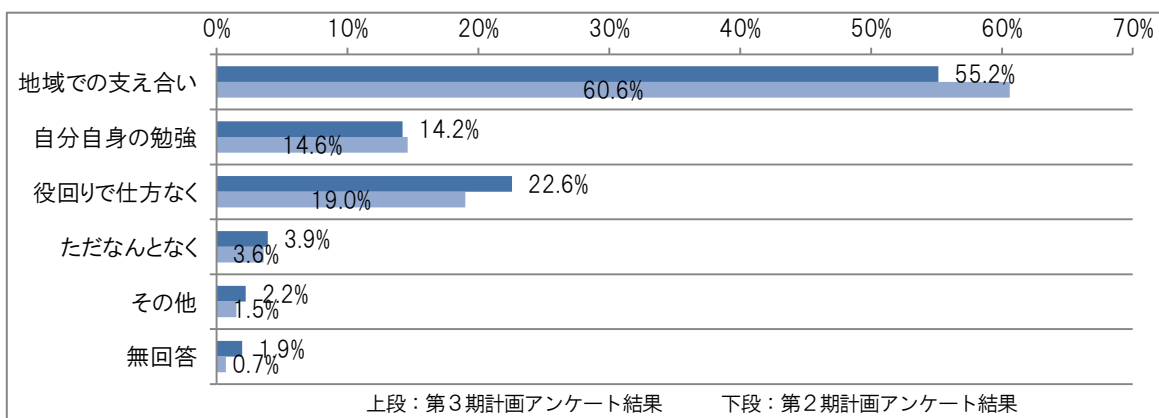
② 地域活動の参加分野

参加している地域活動の分野については、「自治会の活動」の割合が55.2%と最も高くなっています。



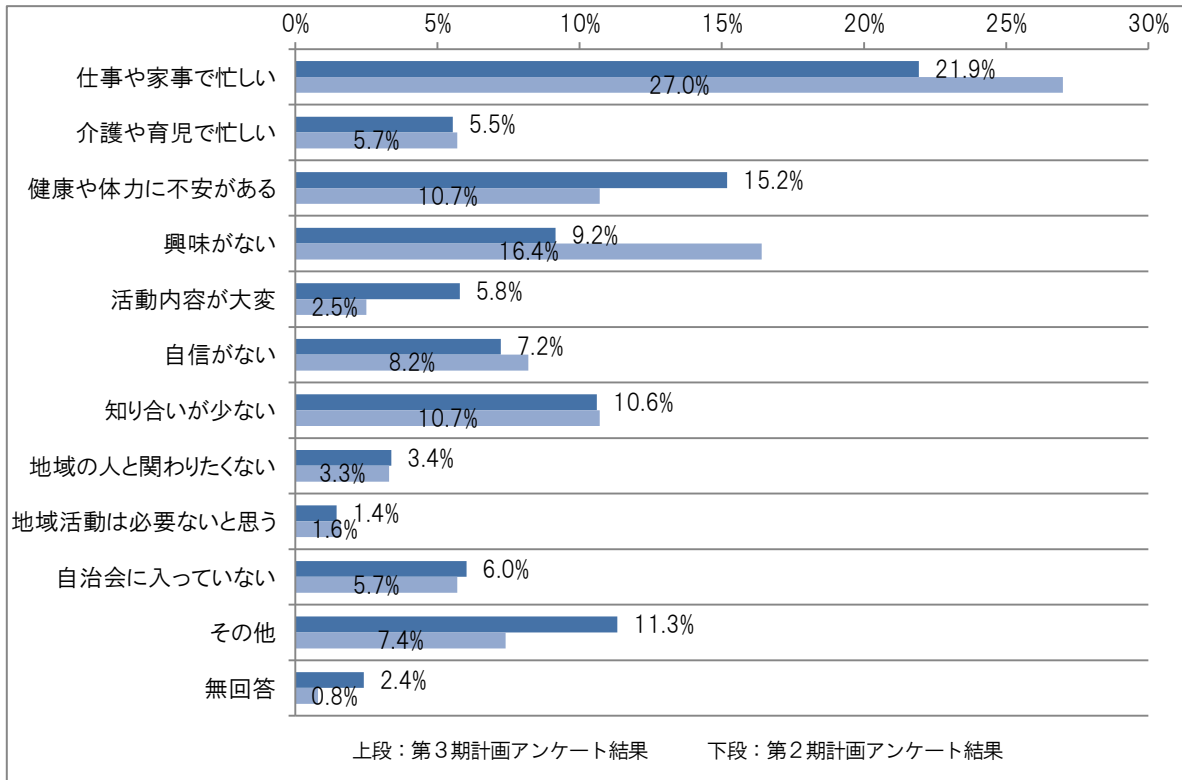
③ 地域活動の参加目的

参加目的では、「地域の支え合いのため」の割合が55.2%となっています。



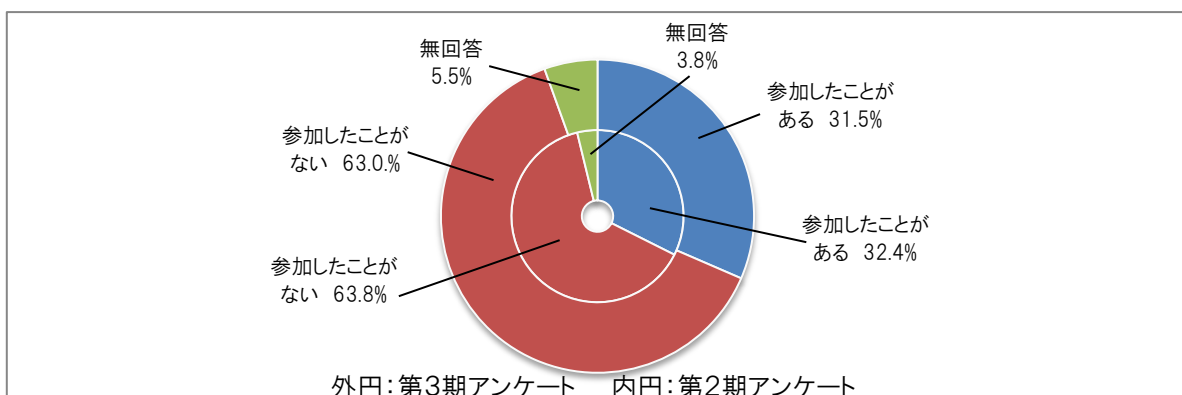
④ 地域活動に参加していない理由

地域活動に参加していない理由については、「仕事や家事で忙しいから」の割合が21.9%と最も高く、次いで「健康や体力に不安がある」の割合が15.2%となっています。



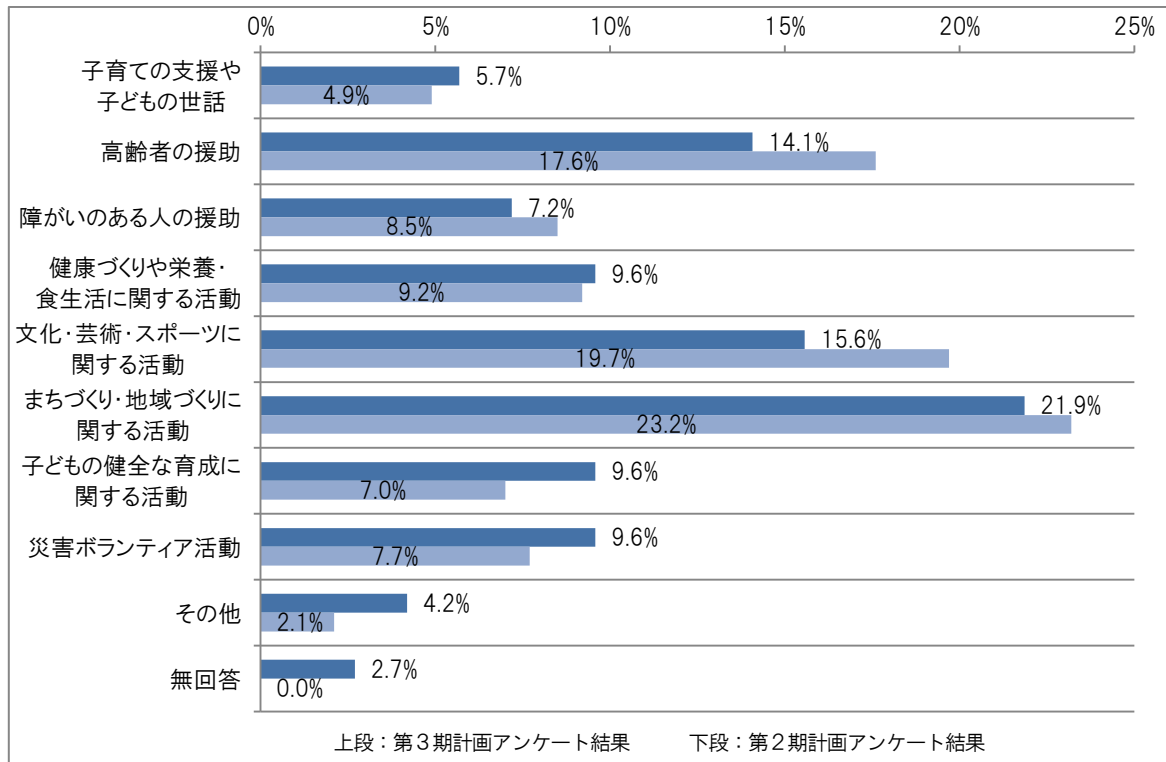
⑤ ボランティア活動の参加状況

ボランティア活動に「参加したことがある」割合は31.5%に対し、「参加したことがない」の割合は63.0%となっています。



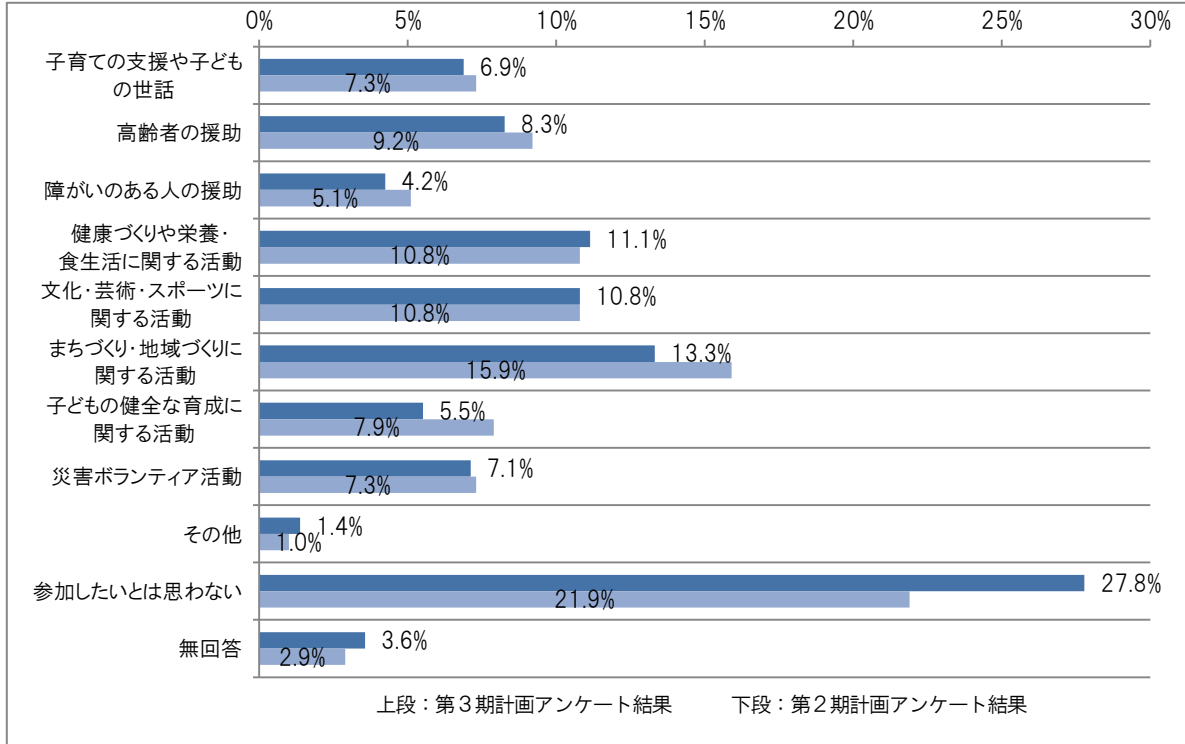
⑥ 参加したことがあるボランティア活動の分野

参加したことがあるボランティア活動の分野については、「まちづくり・地域づくりに関する活動」の割合が21.9%と最も高く、次いで「文化・芸術・スポーツに関する活動」が15.6%、「高齢者の援助」が14.1%となっています。



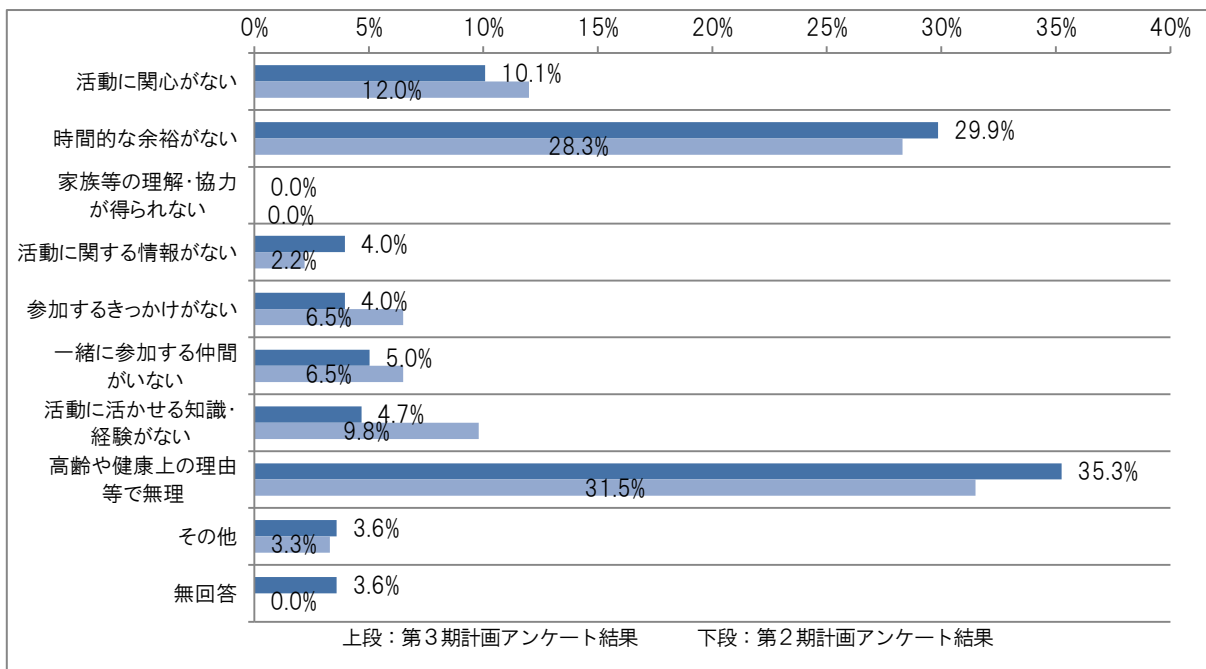
⑦ 今後参加してみたいボランティア活動の分野

今後何らかのボランティア活動に参加してみたいと思っている人は7割を超え、参加してみたい分野については、「まちづくり・地域づくりに関する活動」の割合が13.3%と最も高くなっています。



⑧ ボランティア活動に参加したいと思わない理由

ボランティア活動に参加したいと思わない理由については、「高齢や健康上の理由等で無理だから」の割合が35.3%と最も高く、「時間的な余裕がないから」が29.9%、「活動に関心がないから」が10.1%となっています。



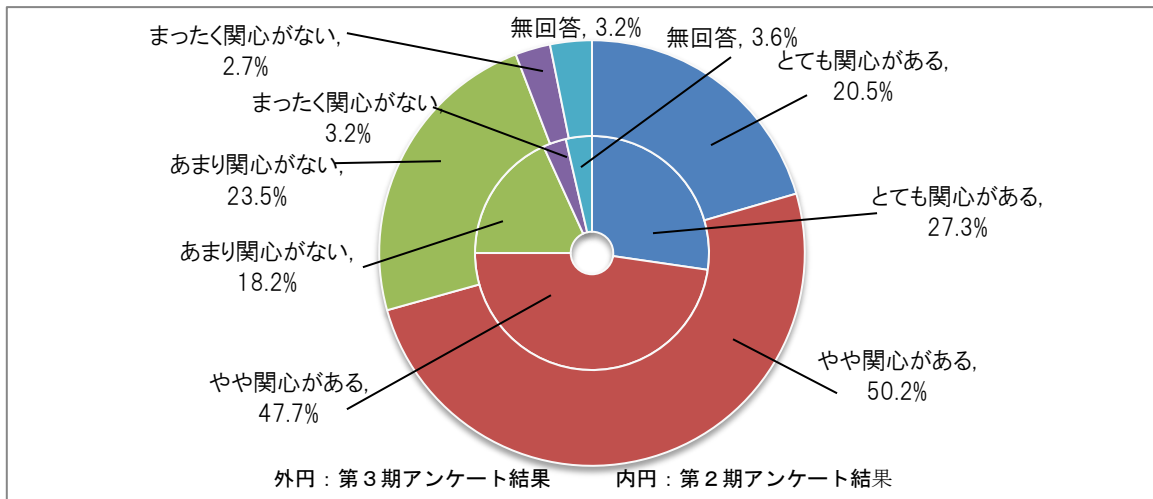
その他の意見及び自由意見

- 参加したことがあるボランティア活動
 - ①除雪、雪下ろし、草刈り、草むしり
 - ②施設窓ガラス磨き、手芸ボランティア
 - ③日赤奉仕団
- 今後参加してみたいボランティア
 - ①学習支援など
- ボランティア活動に参加できない理由
 - ①自分で移動ができない。交通機関も一人では利用できない。
 - ②仕事と家事で忙しい。生活に余裕がない。
- 自由意見
 - ①福祉ボランティアについて関心がありますが、場所や内容など町報などを通じて情報をいただければ良いと思う。
 - ②困った方を助けてあげたいがボランティアの方法がわからない。若いうちからボランティアや助け合いの気持ちを学ぶことも大切と思う。小中学校など教育現場で出前講座など行ってはどうか。より良い川西町になるようこれからも頑張ってもらいたい。
 - ③子育ても落ち着いてきたので、自分でも気軽に参加できるボランティアに協力したいと思いますが、どのようなボランティアの機会があるのかももう少し情報があれば良いと思いました。

(4) 地域福祉に対する考え

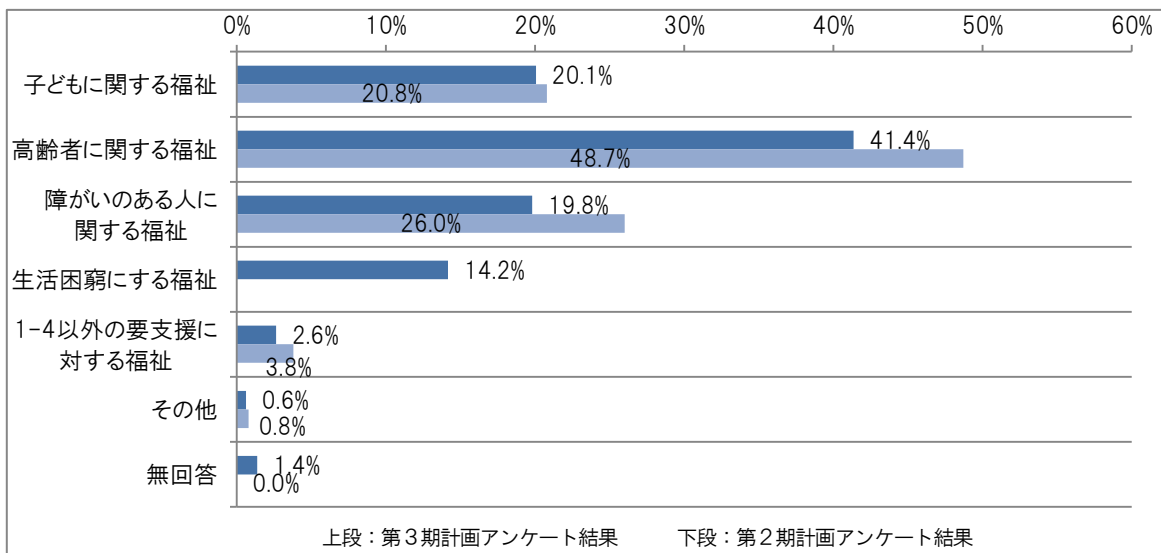
① 地域福祉への関心

地域福祉への関心については、「とても関心がある」と「やや関心がある」の割合が合わせて70.7%と高くなっており、高い関心があることを示しています。



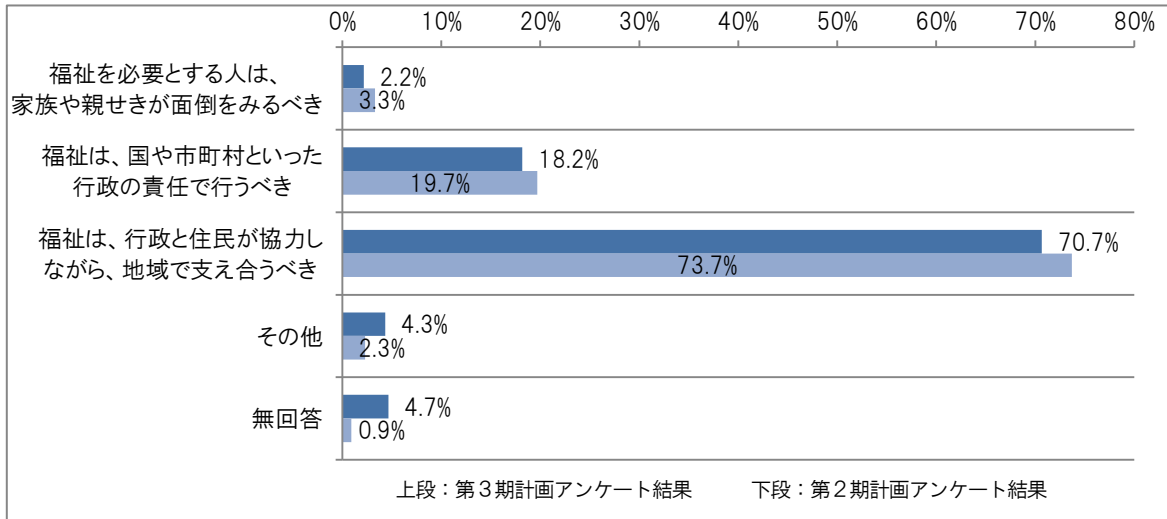
② 関心がある福祉の分野

関心がある福祉の分野については、「高齢者に関する福祉」の割合が41.4%と最も高くなっています。



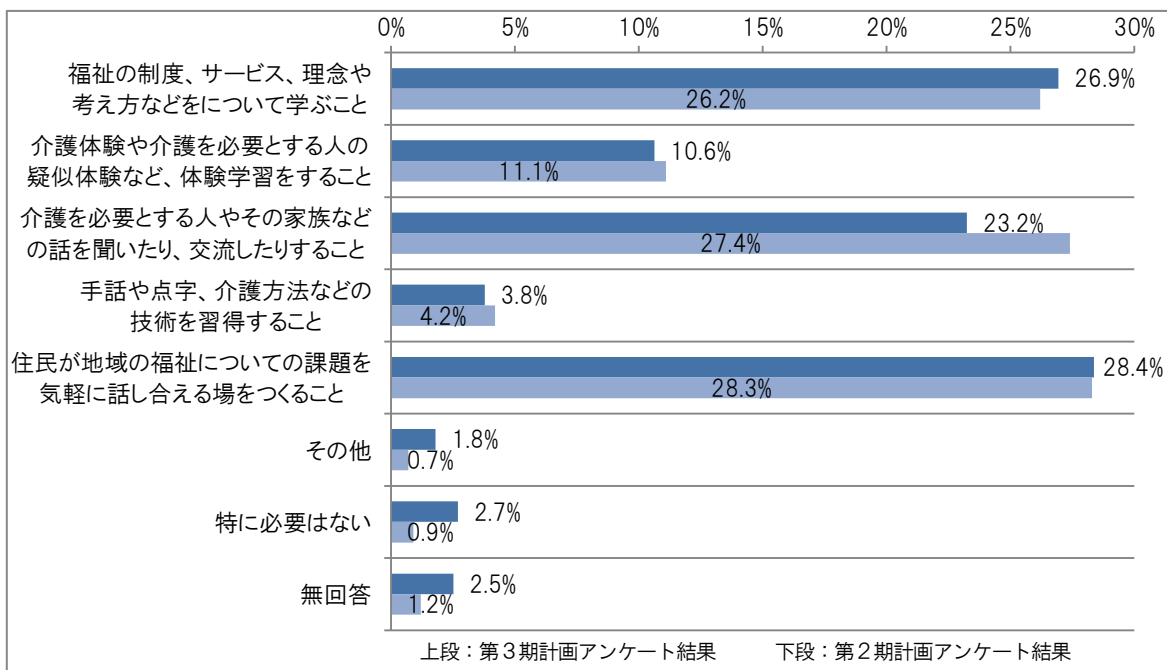
③ 福祉のあり方

福祉のあり方については、「福祉は、行政と住民が協力しながら、地域で支え合うべき」の割合が70.7%と高くなっています。



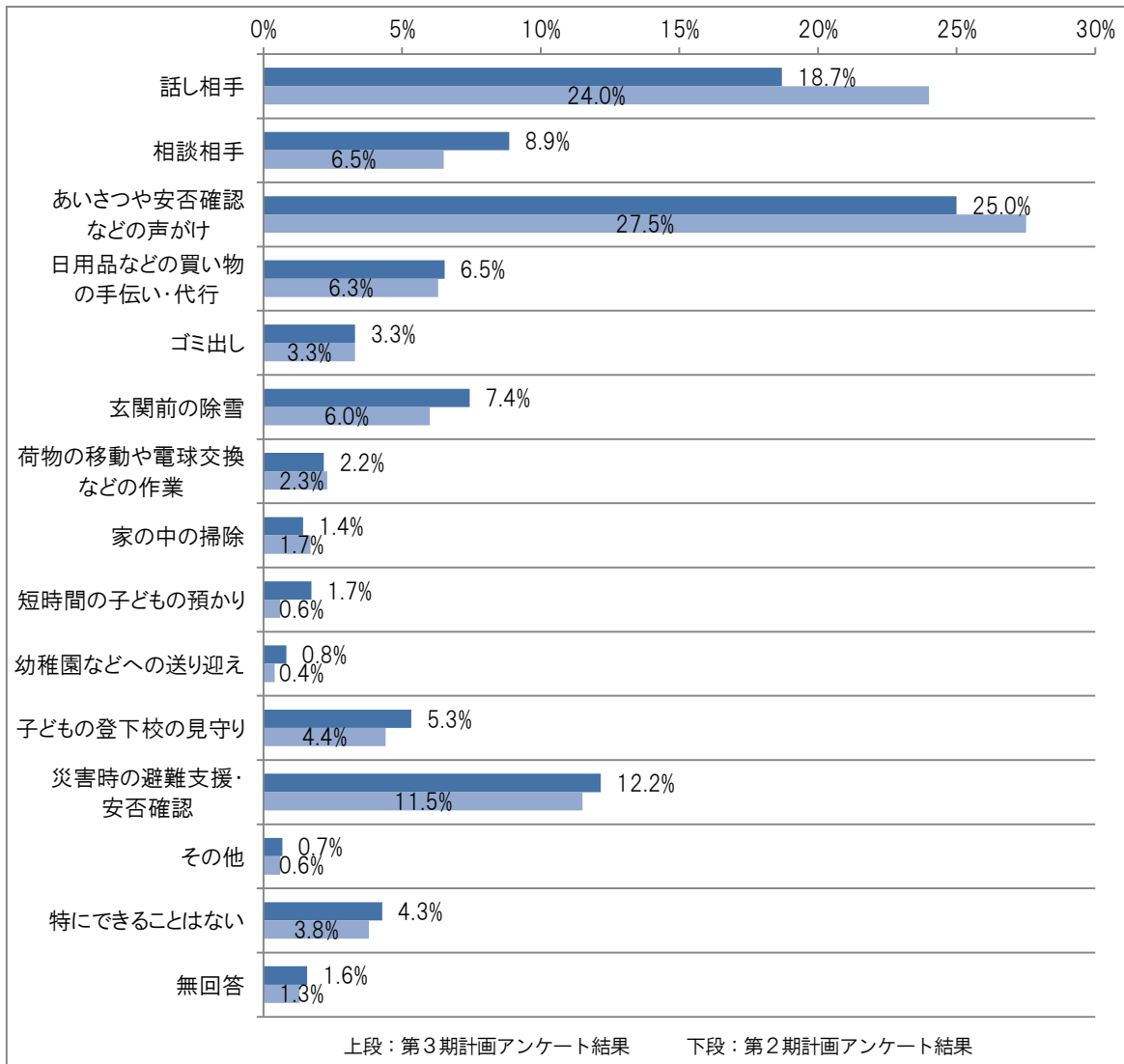
④ 福祉について理解を深めるために必要な機会

住民が福祉について理解を深めるために必要な機会については、「住民が地域の福祉についての課題を気軽に話し合えること」「介護を必要とする人やその家族などの話を聞いたり、交流したりすること」「福祉の制度、サービス、理念や考え方などについて学ぶこと」の割合がいずれも23%を超え、高い関心を示しています。



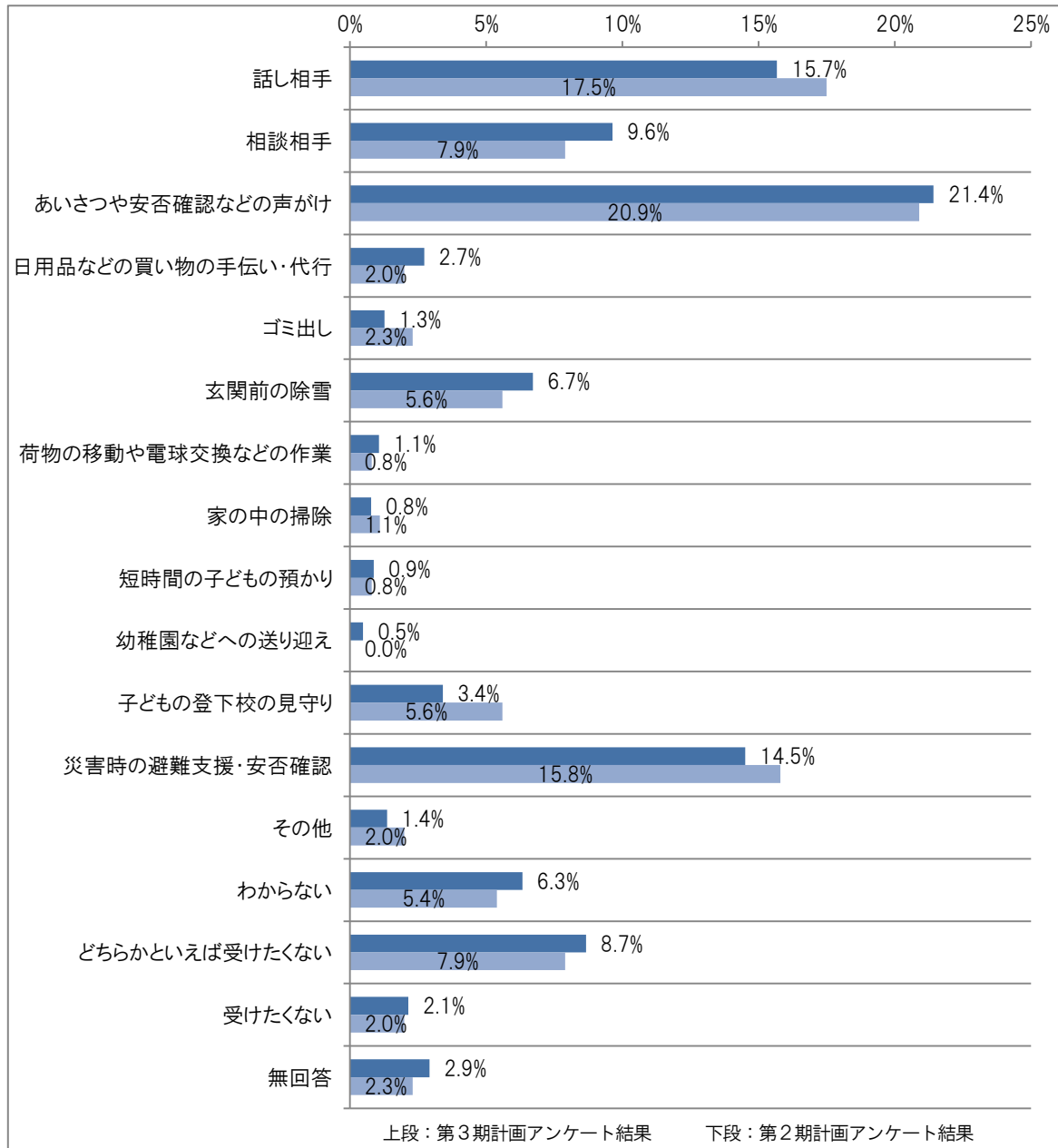
⑤ 近所の世帯に対して支援や協力が可能なこと

高齢者や子ども、障がい者（児）などが住む近所の世帯に対して、支援や協力が可能なことについては、「あいさつや安否確認などの声がけ」の割合が25.0%と最も高く、次いで「話し相手」が18.7%、「災害時の避難支援・安否確認」が12.2%となっています。



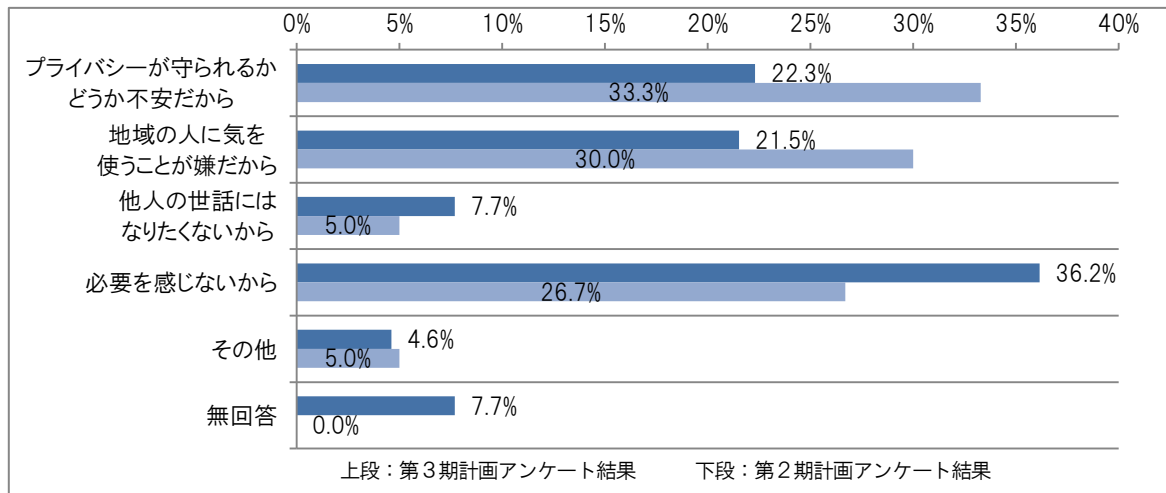
⑥ 近所の人から受けたいと思う支援や協力

近所の人から受けたいと思う支援や協力については、「あいさつや安否確認などの声かけ」の割合が21.4%と最も高く、次いで「話し相手」が15.7%、「災害時の避難支援・安否確認」が14.5%となっています。



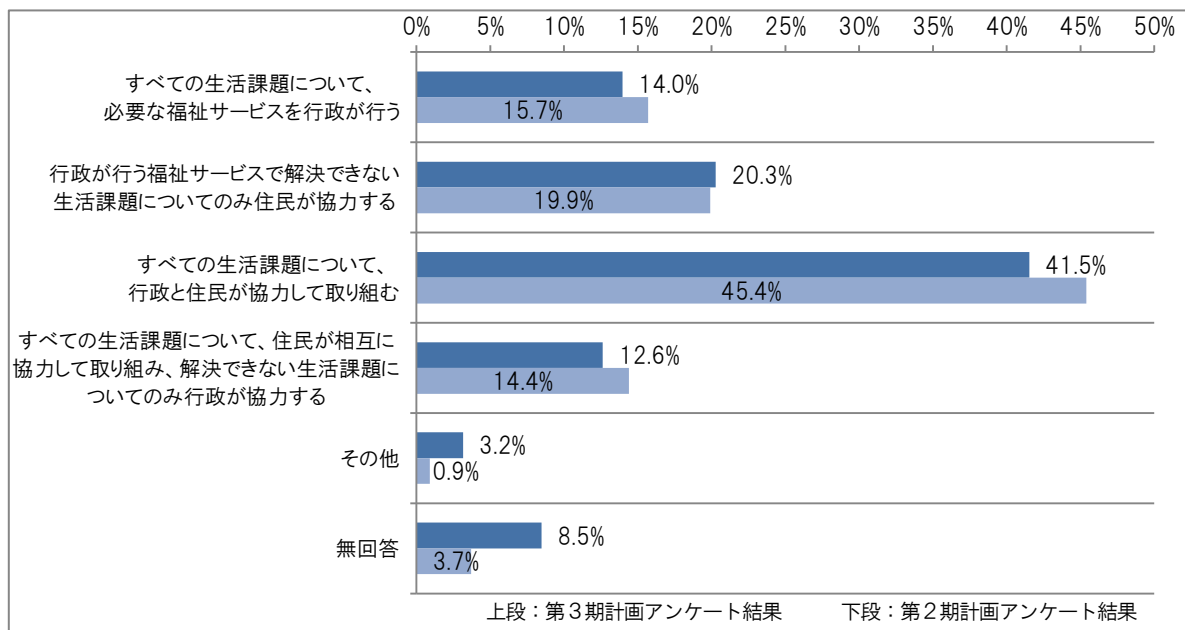
⑦ 近所の人から支援を受けたくないと思う理由

近所の人から支援を受けたくないと思う理由については、「必要を感じないから」の割合が36.2%と最も高く、次いで「プライバシーが守られるかどうか不安だから」が22.3%、「地域の人に気を使うことが嫌だから」が21.5%となっています。



⑧ 地域における福祉を充実させていくうえで望ましい行政（町）と住民の関係

地域における福祉を充実させていくうえで望ましい行政（町）と住民の関係については、「すべての生活課題について、行政と住民が協力して取り組む」の割合が41.5%と最も高くなっています。



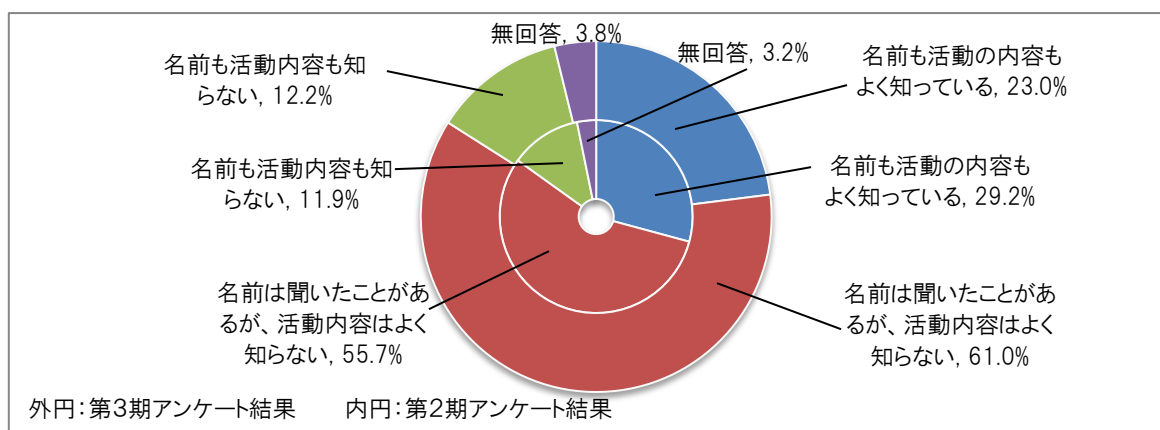
その他の意見及び自由意見

- ①福祉は家族、施設、地域、住民すべてが支援を必要とする方へ寄り添い協力すべきだ。
- ②幼少の時から高齢者や障がい者やいろいろな人と触れ合うことが必要。
- ③子供の時から、家族の会話から障害がある方等への偏見をなくすことが必要。
- ④福祉への理解を深めるために、福祉について学べる場の創出が必要と思う。

(5) 川西町社会福祉協議会について

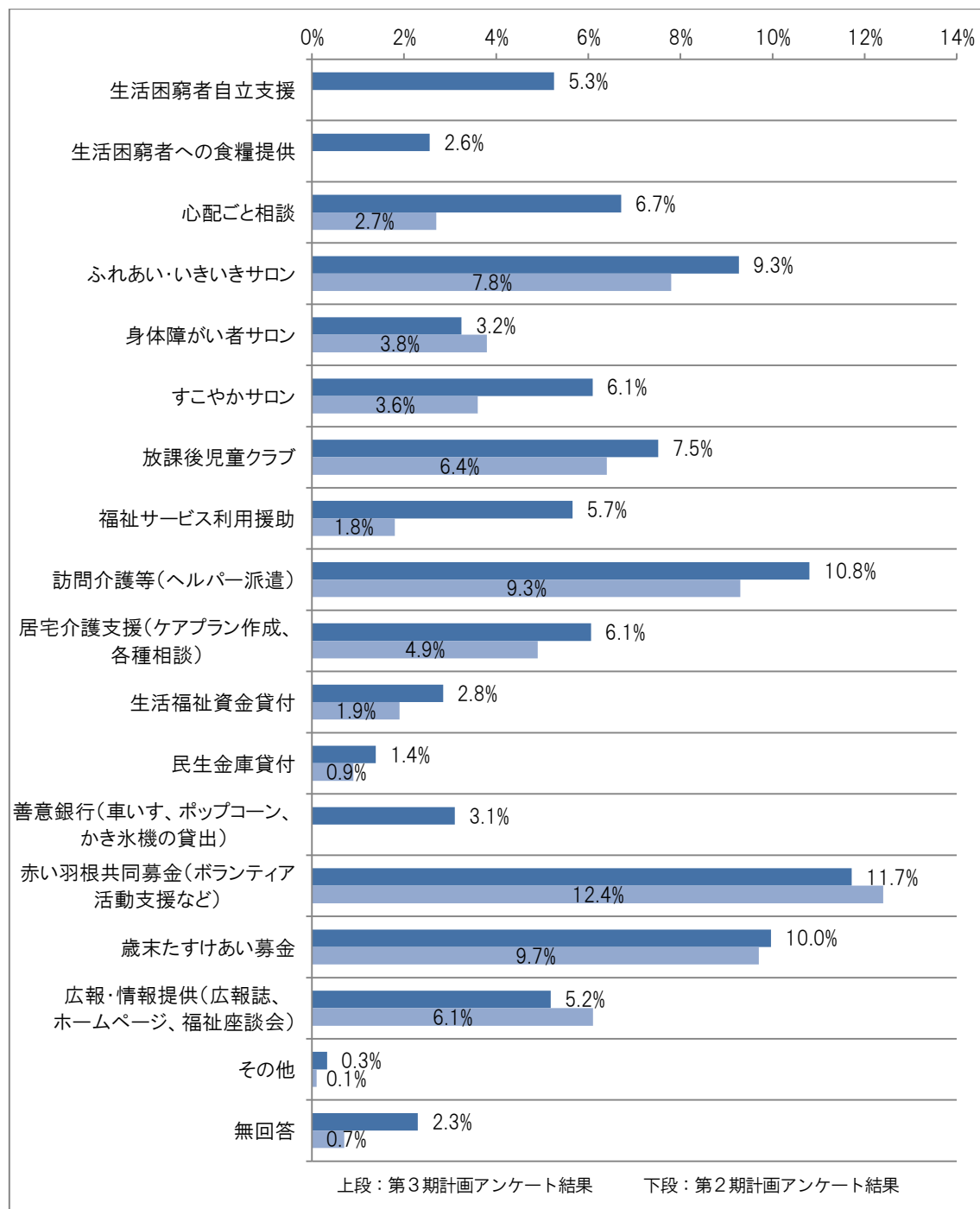
① 川西町社会福祉協議会の認知状況

社会福祉協議会の認知状況については、「名前も活動の内容もよく知っている」の割合は23.0%であるのに対し、「名前は聞いたことがあるが、活動内容はよく知らない」が61.0%、「名前も活動内容も知らない」が12.2%となっています。



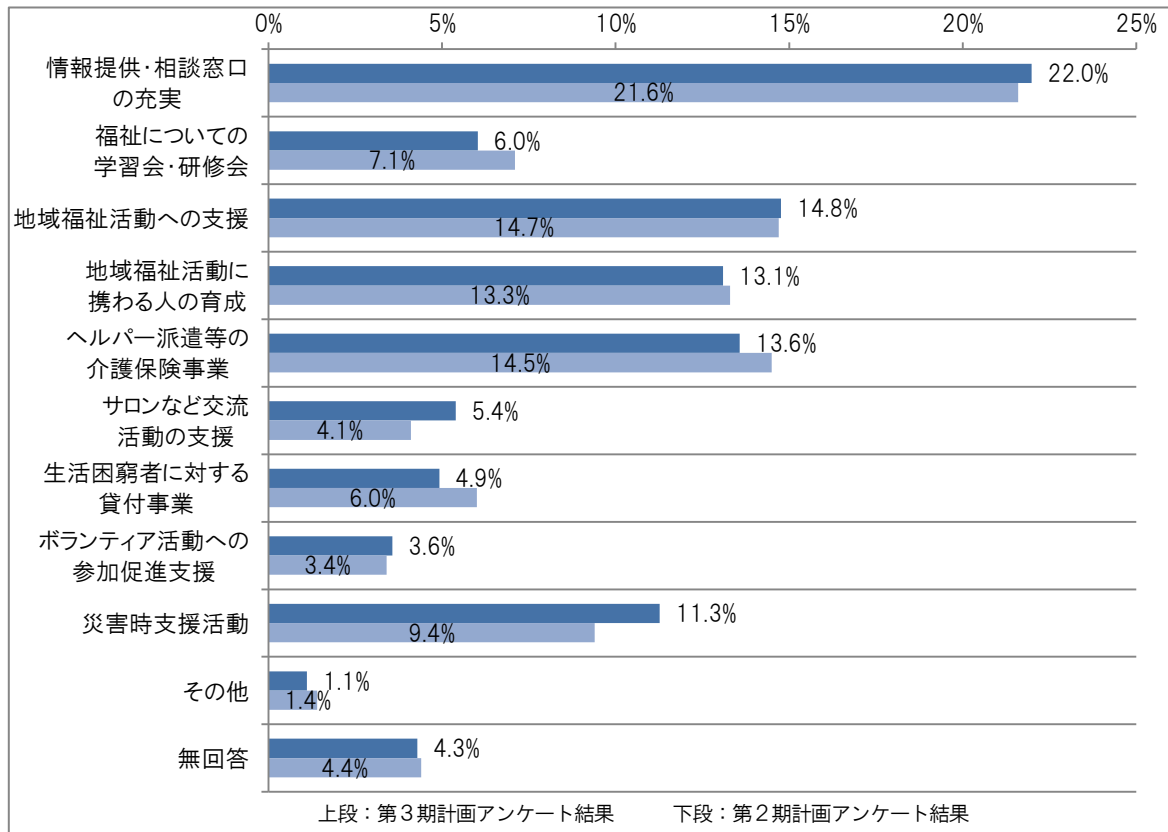
② 川西町社会福祉協議会が実施している事業の認知状況

社会福祉協議会が実施している主な事業の認知状況については、「赤い羽根共同募金」「訪問介護等（ヘルパー派遣）」「歳末たすけあい募金」の割合がいずれも約1割と比較的高くなっています。



③ 今後充実してほしい川西町社会福祉協議会が行う活動・支援

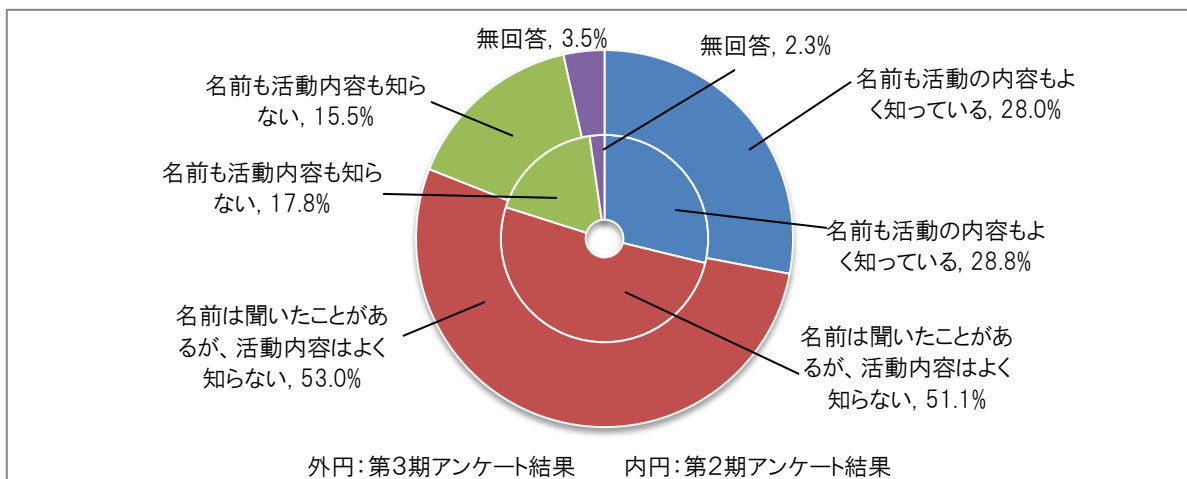
今後充実してほしい社会福祉協議会が行う活動・支援については、「情報提供・相談窓口の充実」の割合が22.0%と最も高く、次いで「地域福祉活動への支援」が14.8%、「ヘルパー派遣等の介護保険事業」が13.6%、「地域福祉活動に携わる人の育成」が13.1%となっています。



(6) 民生委員児童委員について

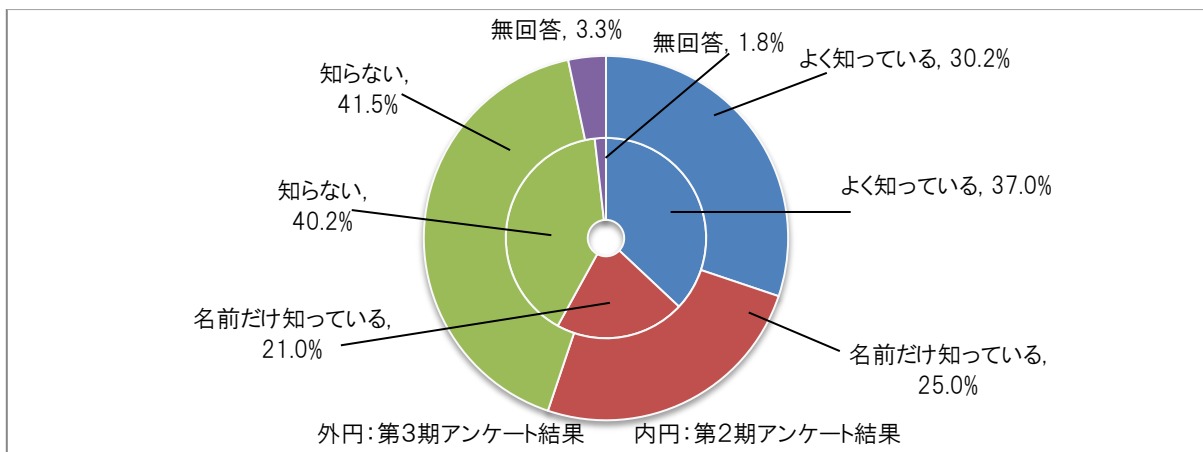
① 民生委員児童委員の役割の認知状況

民生委員児童委員の役割の認知状況については、「名前も活動の内容もよく知っている」の割合は約28.0%であるのに対し、「名前は聞いたことがあるが、活動内容はよく知らない」が53.0%、名前も活動内容も知らない」が15.5%となっています。



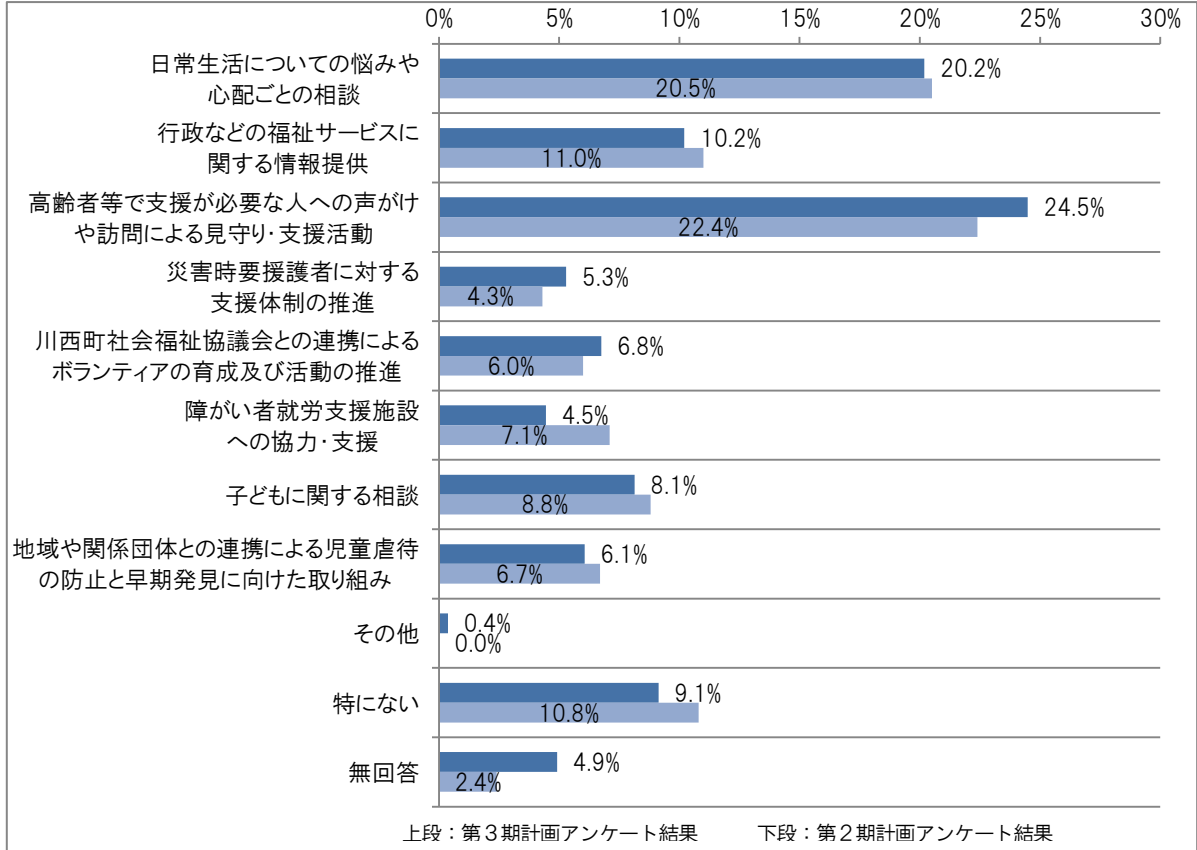
② 居住する地区の民生委員児童委員（担当者）の認知状況

また、居住する地区の民生委員児童委員（担当者）の認知状況については、「よく知っている」の割合は30.2%であるのに対し、「名前だけ知っている」が25.0%と「知らない」が41.5%となっています。



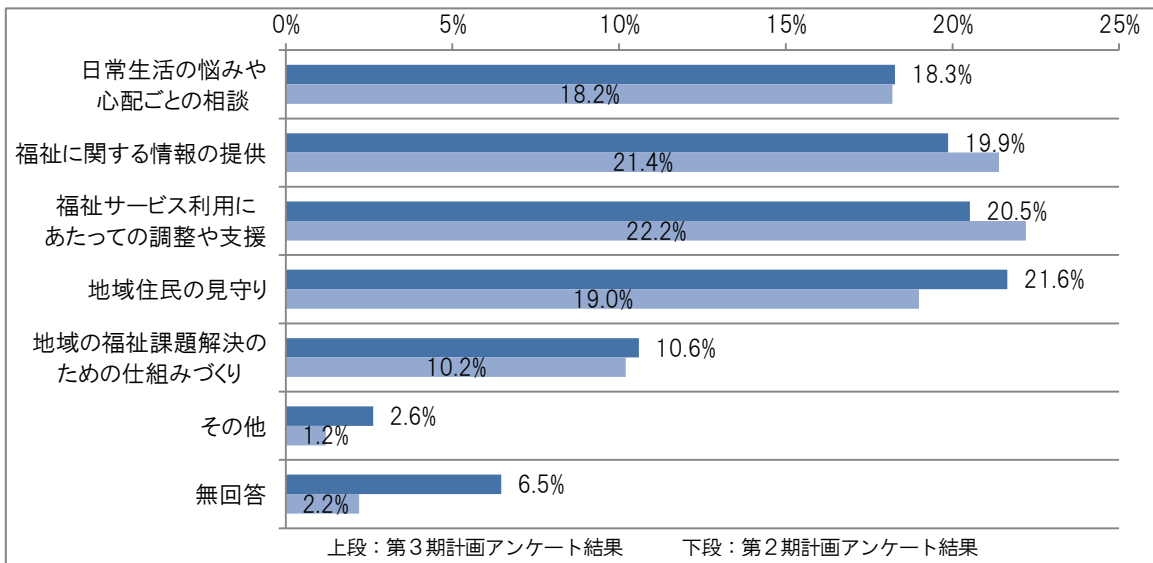
③ 民生委員児童委員が行う活動の認知状況

民生委員児童委員が行っている具体的な活動の認知状況については、「高齢者等で支援が必要な人への声かけや訪問による見守り・支援活動」と「日常生活についての悩みや心配ごとの相談」の割合は合わせて4割を超え、高くなっています。



④ 今後充実してほしい民生委員児童委員が行う活動

今後充実してほしい活動については、「地域住民の見守り」「福祉サービス利用にあたっての調整や支援」「福祉に関する情報の提供」「日常生活の悩みや心配ごとの相談」の割合がいずれも約2割と期待が高くなっています。



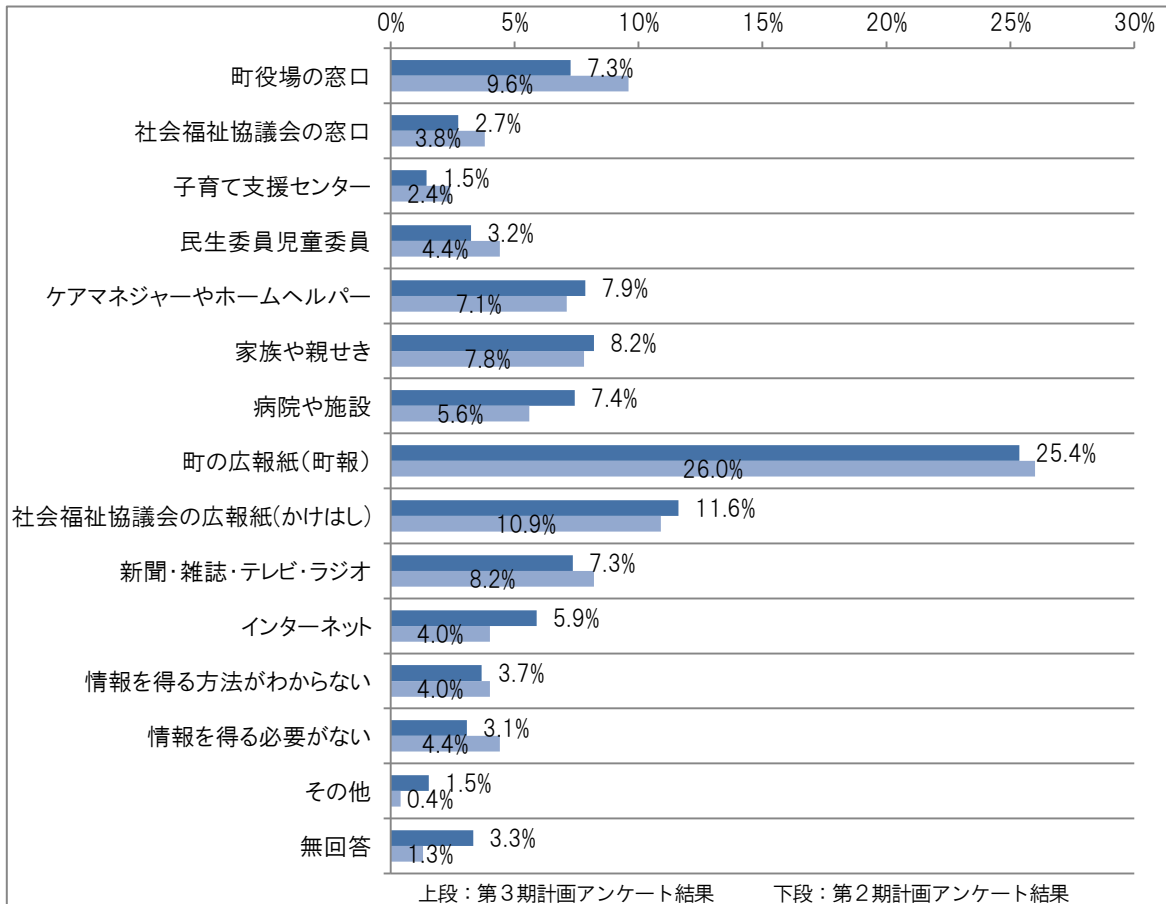
その他の意見及び自由意見

- ①民生委員児童委員の役割や仕組みを住民等に分かりやすく説明、伝えてほしい。
- ②行政とのパイプ役として活動を進めてほしい。
- ③一人暮らしの高齢者の見守りや困りごと相談を充実してほしい。
- ④守秘義務を徹底してほしい。

(7) 福祉サービスについて

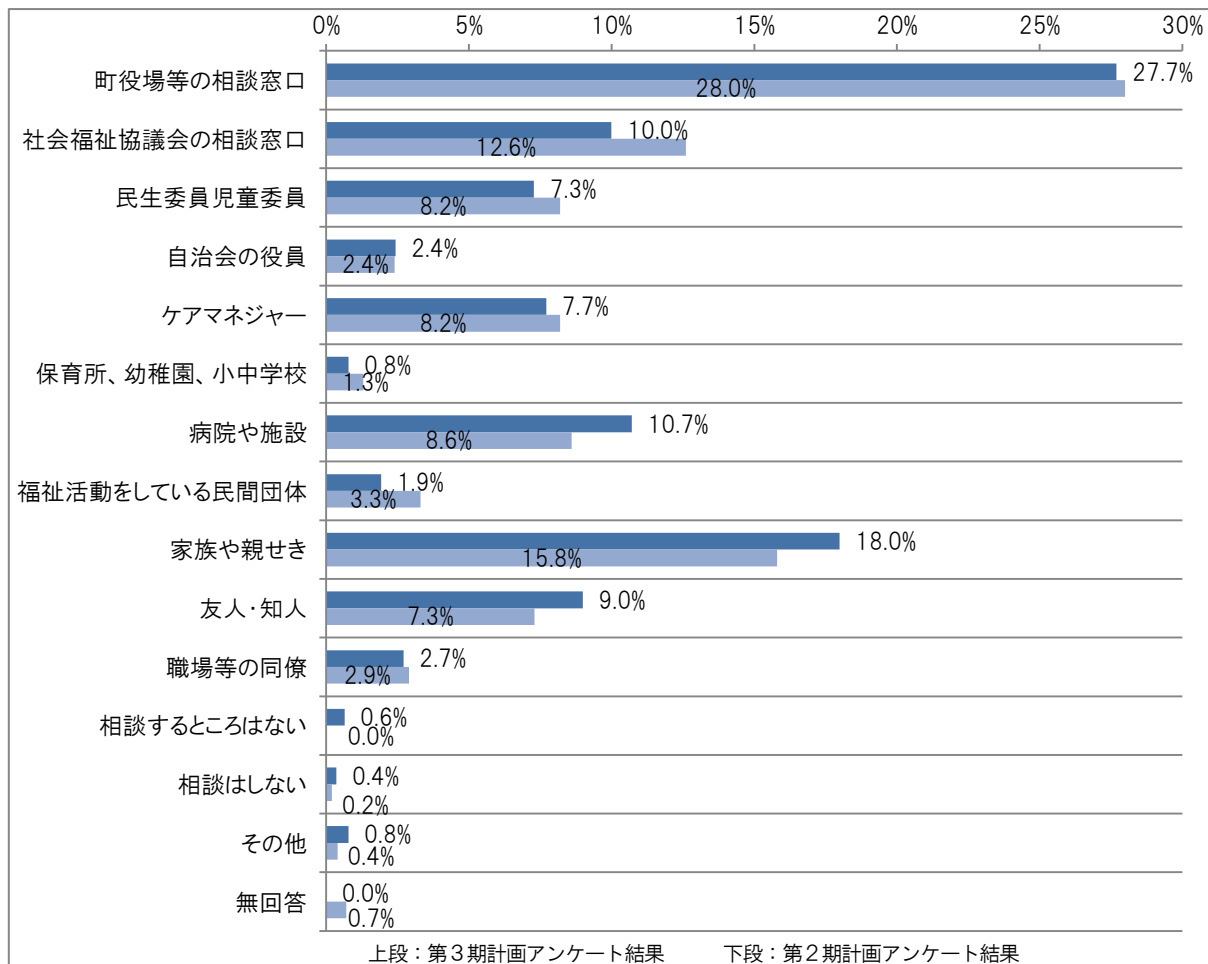
① 福祉サービスに関する情報の入手方法

福祉サービスに関する情報の入手方法については、「町の広報紙(町報)」の割合が25.4%と最も高く、次いで「社会福祉協議会の広報紙」が11.6%となっています。



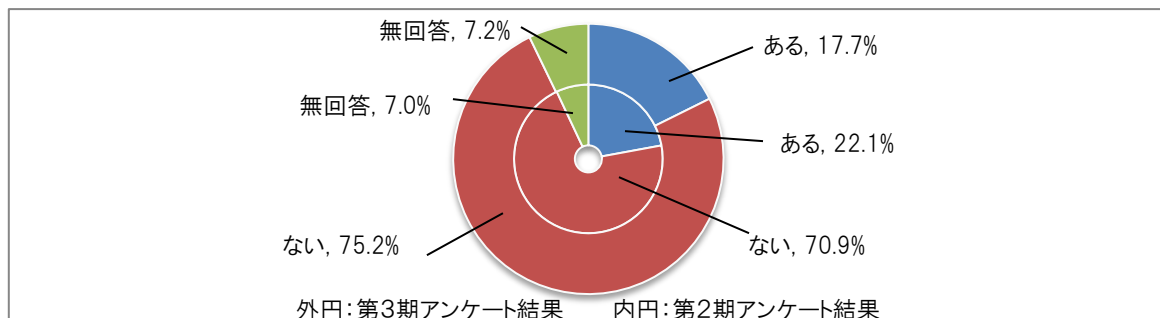
② 福祉サービスの利用に関する相談先

福祉サービスの利用が必要になったときの相談先については、「町役場等の相談窓口」の割合が27.7%と最も高く、次いで「家族や親せき」が18.0%、「病院や施設」が10.7%、「社会福祉協議会の相談窓口」が10.0%となっています。



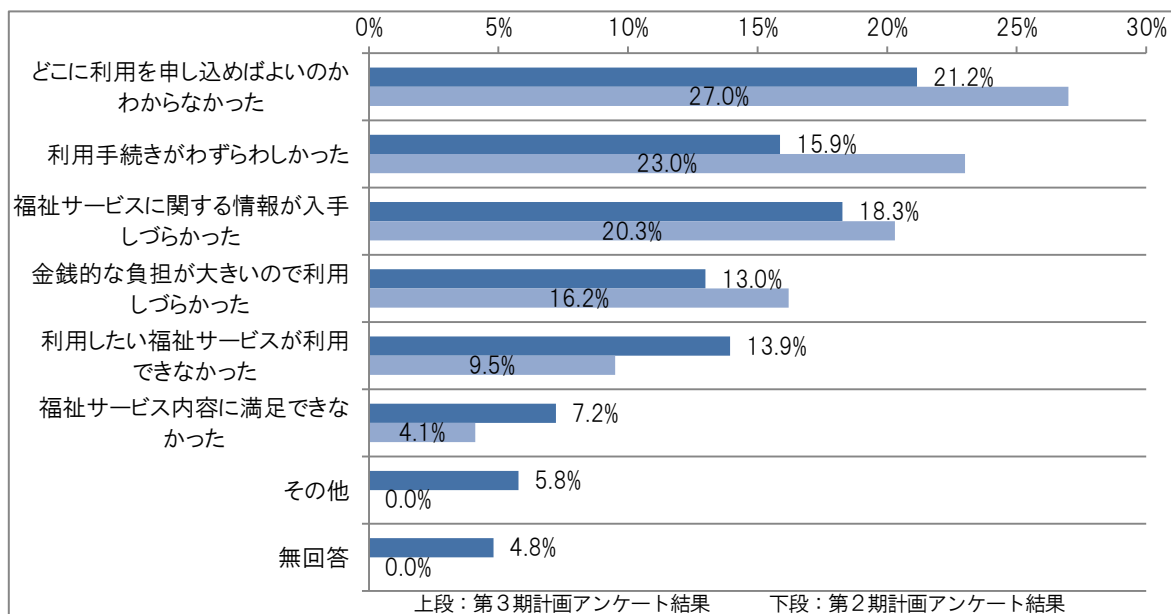
③ 福祉サービスを利用した際に感じた不都合、不満の有無

福祉サービスを利用した際に感じた不都合、不満の有無については、「ある」の割合が17.7%となっています。



④ 福祉サービスを利用した際に不都合に感じたこと、不満に思ったこと

不都合に感じた、不満に思ったことについては、「どこに利用を申し込めばよいのかわからなかった」の割合が21.2%で最も高く、次いで「福祉サービスに関する情報が入手しづらかった」が18.3%、「利用手続きがわずらわしかった」が15.9%となっています。



その他の意見及び自由意見

- ①説明する方の話が下手で良く理解できない。質問に的確な返答がなかった。
- ②担当する職員の対応が無愛想で悪かった。
- ③地縁社会が崩壊しつつある現代において、多数の人が自助に重点を置いており、不足分を公助に求めているのが現状と考えている。そのため、公助から漏れると孤独死等が発生しやすくなる。自助に関するサービス、情報提供を図るとともに、きめ細かな公助のサービスが望まれる社会になると思われる。
- ④福祉サービスを充実させるのも必要だと思うが、人材が減る一方なので人手のかかるものは人手をかけて接していただき、自動化できるものは自動化するシステム作りが必要と考える。
- ⑤入所施設における待機者ゼロのまちづくりを期待する。
- ⑥入所施設、老人ホームが少ない。国民年金の年金収入で入所できる施設がない。
- ⑦介護が必要な家族がいる家庭には、補助や税金の免除など少しでも経済的負担を減らしてほしい。今後若い人が金銭面で苦しい思いをしないよう、サービスを充実させてほしい。
- ⑧運転免許返納後の交通手段をどうするか。交通の便が悪く車にも乗れない人のために、より利用しやすい方法を考案してもらいたい。
- ⑨高齢者の栄養、食生活の情報を充実してほしい。
- ⑩リモートで高齢者の方を見守っていく体制が必要である。
- ⑪いきいきサロンのような体を動かし人と交流する場の充実を希望する。
- ⑫高齢者の施設利用についてもっと安価で回数も多く利用できるようにしてほしい。
- ⑬公的な福祉サービスからこぼれてしまう人へのサービス、支援にこそ取り組むべきだ。

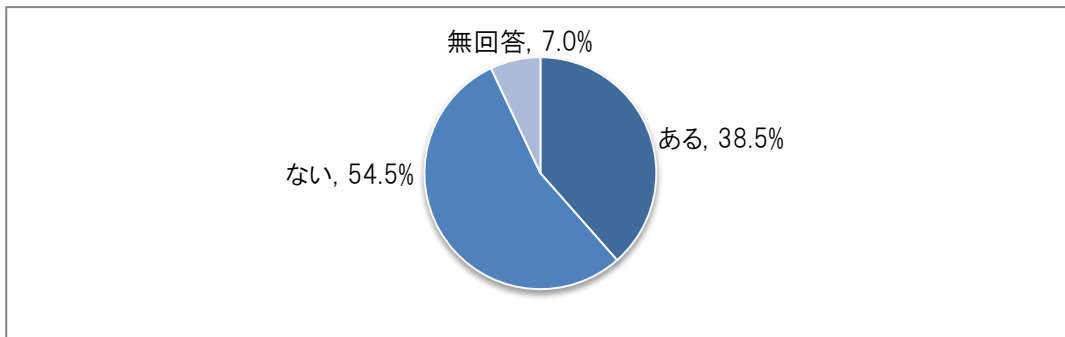
(8) 障がい者の差別の解消について

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(以下「障害者差別解消法」といいます。)は、障がいを理由とする差別の解消を推進し、障がいのある人もない人も、互いに人格と個性を尊重し共生する社会の実現を目的に、平成28年4月から施行されています。

これを受けて町では、「川西町障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」を制定し、平成29年6月から施行しています。

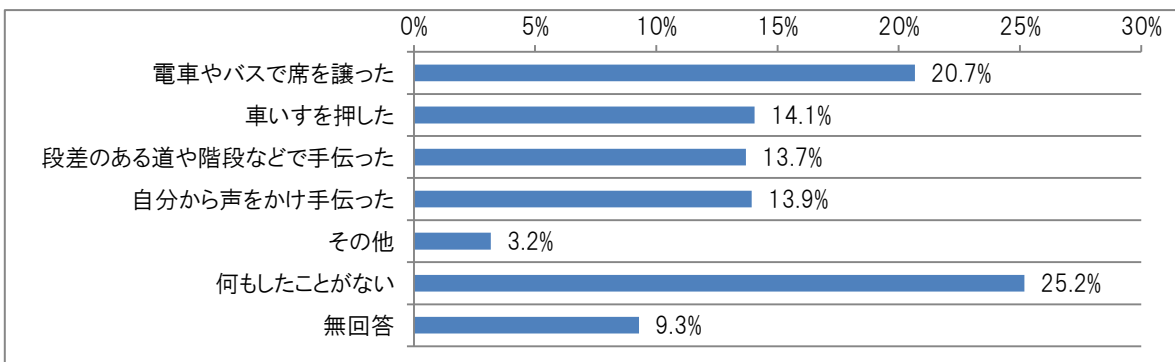
① 障がい者と共に活動したことがあるか

障がい者と共に活動したことはあるかについては、「ある」の割合が38.5%に対し、「ない」の割合は54.5%となっています。



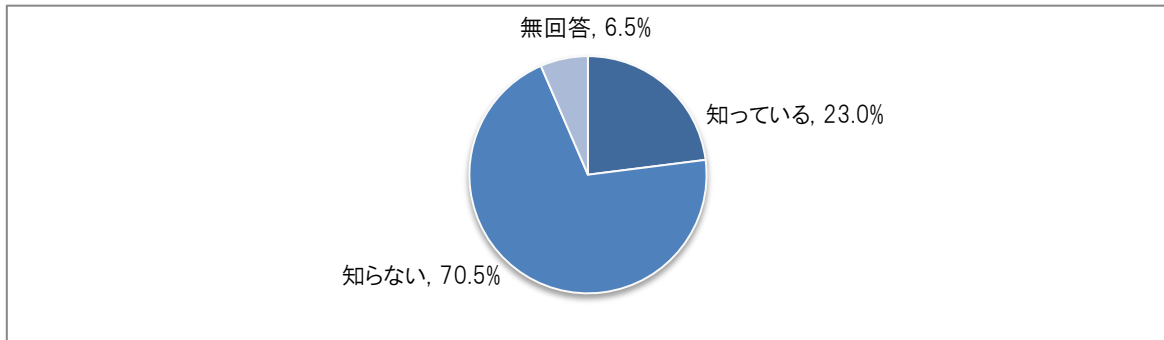
② 障がい者に対しどんな対応をしたことがあるか

障がい者に対しては、「電車やバスで席を譲った」が20.7%、次いで「車いすを押した」が14.1%、「自分から声をかけ手伝った」が13.9%、「段差のある道や階段で手伝った」が13.7%となっています。



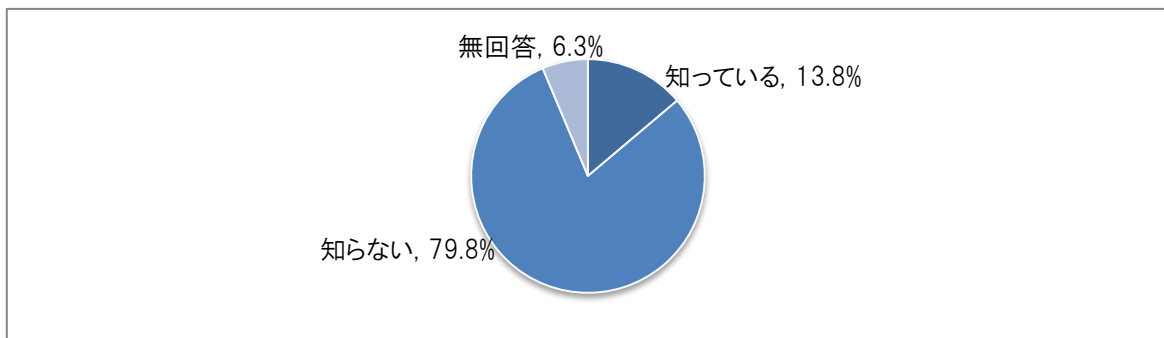
③ 障害者差別解消法の認知度

障害者差別解消法があることについて「知っている」割合は、23.0%、「知らない」割合は70.5%となっています。



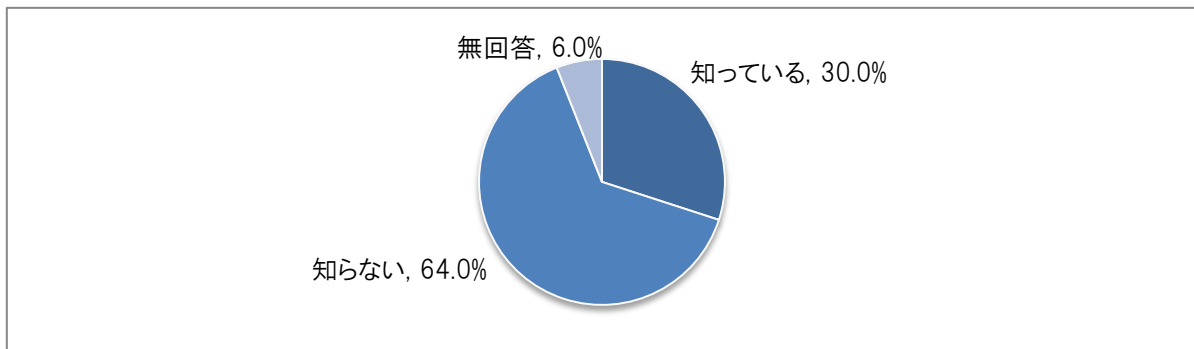
④ 障害者差別解消のためのまちづくり条例の認知度

障がい者差別解消のためのまちづくり条例があることについて「知っている」割合は13.8%と低くなっています。



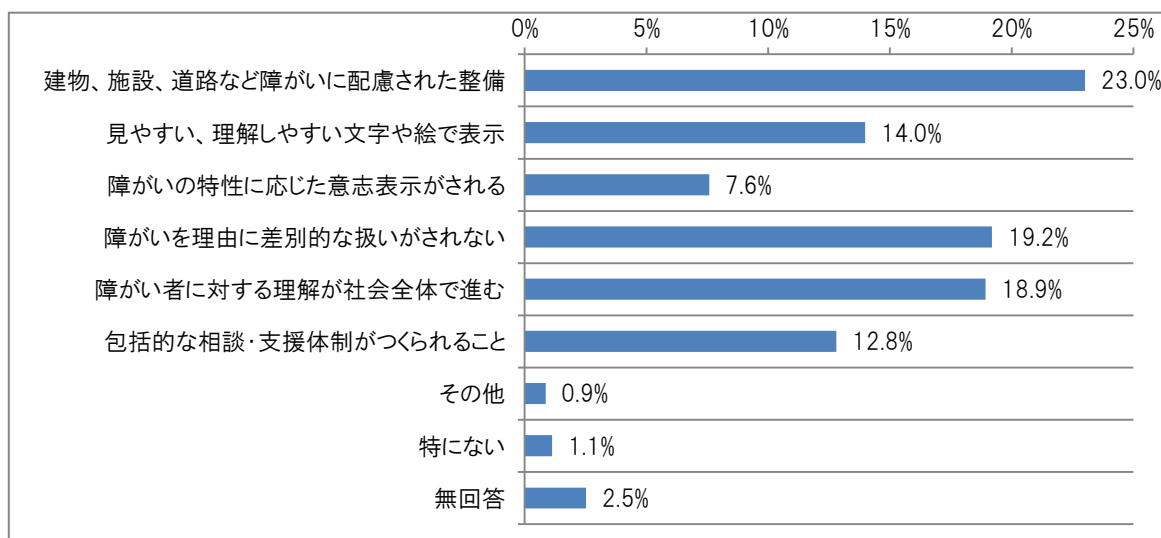
⑤ ヘルプマークの認知度

外見からは分からなくとも配慮や支援を必要とする人が持つヘルプマークについて、「知っている」割合は30.0%となっています。



⑥ 障がいのある人もない人も地域で共に生きていくために必要なもの

これからの地域社会で障がいのあるひともない人も共に生きていくために必要と思うものについて、「建物、施設、道路など障がいに配慮された整備が進むこと」の割合が23.0%と最も高く、次いで「障がいを理由に差別的な扱いがされないこと」が19.2%、「障がい者に対する理解が社会全体で進むこと」が18.9%となっています。



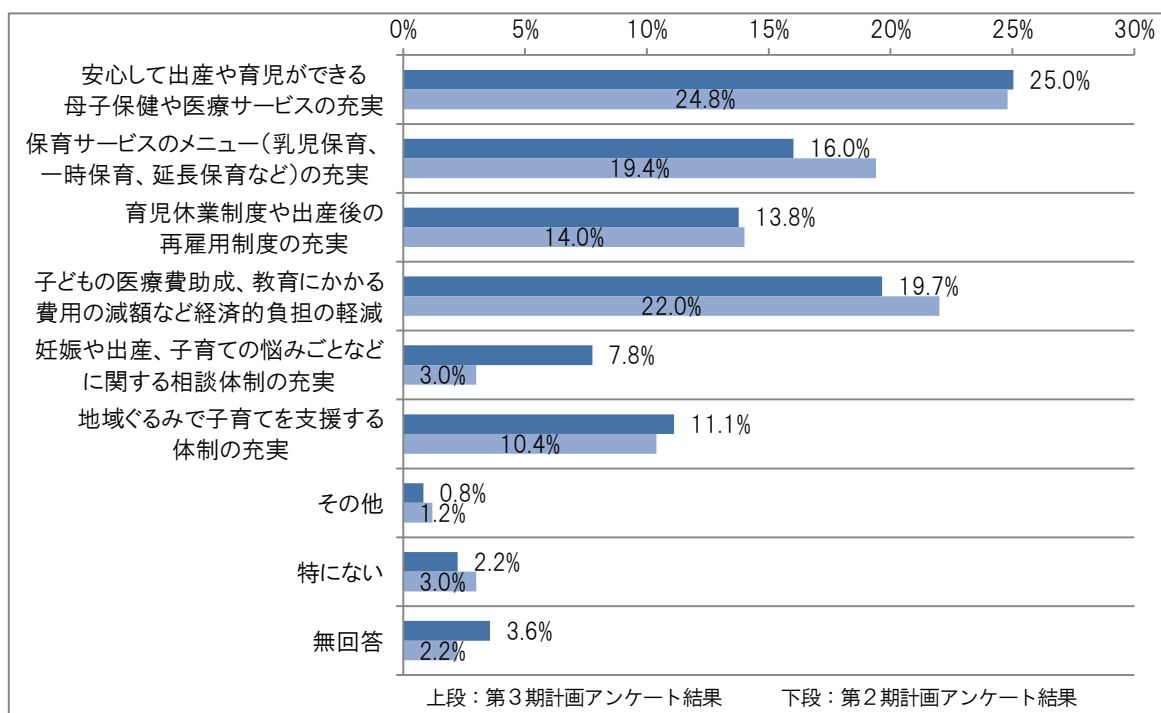
その他の意見及び自由意見

- ①下小松に「総合コロニー希望が丘」があることや、町内にグループホームがあることについて町民に理解を求め、町も障がい者雇用に力を尽くすべきと思う。
- ②幼い時から「多様性」について学び、家庭内で理解を十分に深めること。
- ③障がい児に対する幼稚園、保育園の体制を整えてほしい。障がい児支援施設などの設立。
- ④障がい児に関する情報を得ることができればスムーズなサポートができたと思う。今後も不安なくサポートがあるような住みよい町になっていけば良いと思う。
- ⑤障がい者の方々の働き口のサポートや、町内に働ける場所がもっとあればいいと思います。

(9) これからの福祉のあり方について

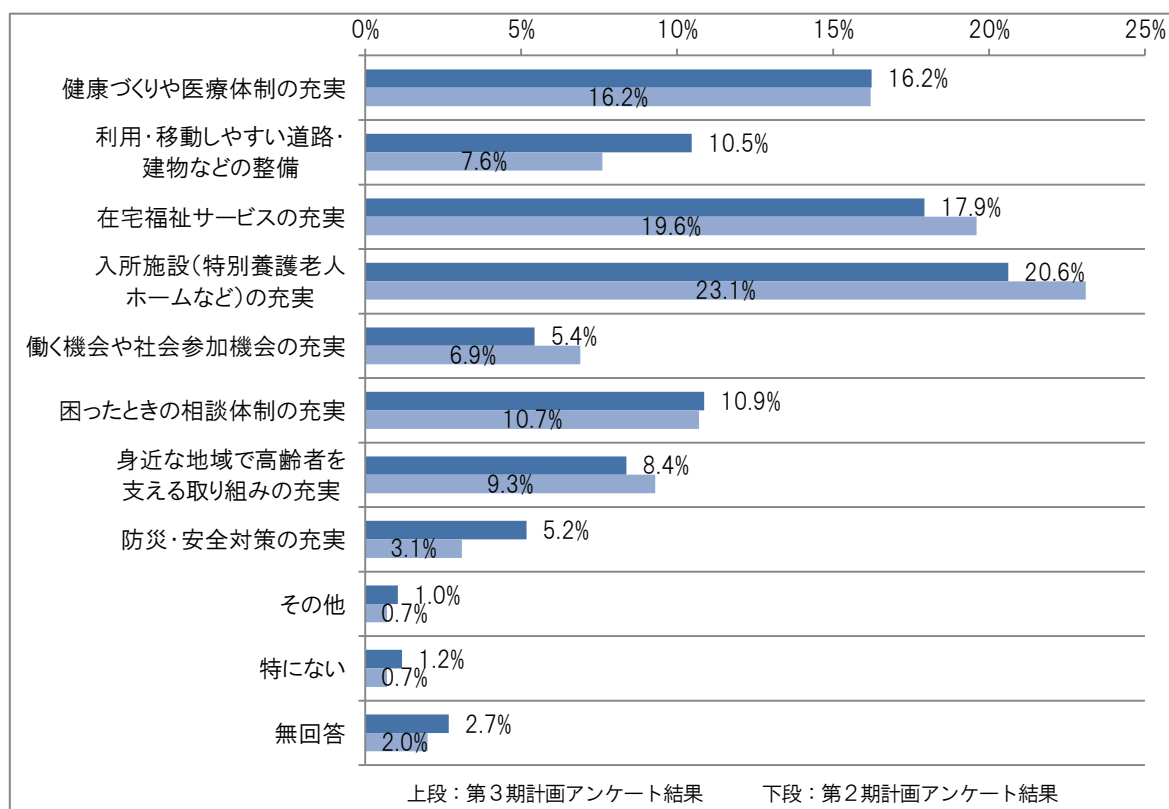
① 子どもたちや家族が住みよいまちをつくるために重要だと思う取り組み

子どもやその家族が住みよいまちをつくるために重要だと思う取り組みについては、「安心して出産や育児ができる母子保健や医療サービスの充実」の割合が25.0%と最も高く、次いで「子どもの医療費助成、教育にかかる費用の減額など経済的負担の軽減」の割合が19.7%、「保育サービスのメニュー（乳児保育、一時保育、延長保育など）の充実」の割合が16.0%となっています。



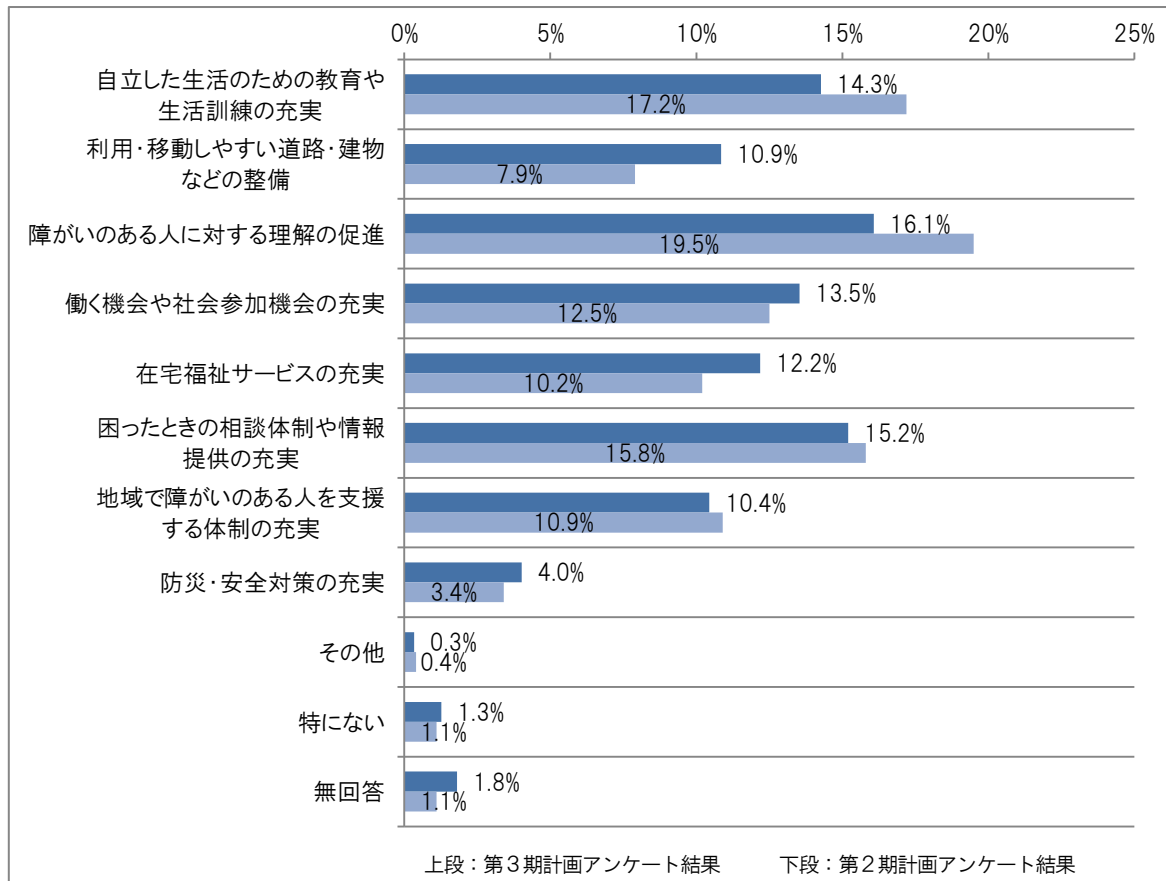
② 高齢者の人たちが住みよいまちをつくるために重要だと思う取り組み

高齢者の人たちが住みよいまちをつくるために重要だと思う取り組みについては、「入所施設（特別養護老人ホームなど）の充実」の割合が20.6%と最も高く、次いで「在宅福祉サービス（ホームヘルプ・デイサービスなど）の充実」が17.9%、「健康づくりや医療体制の充実」が16.2%となっています。



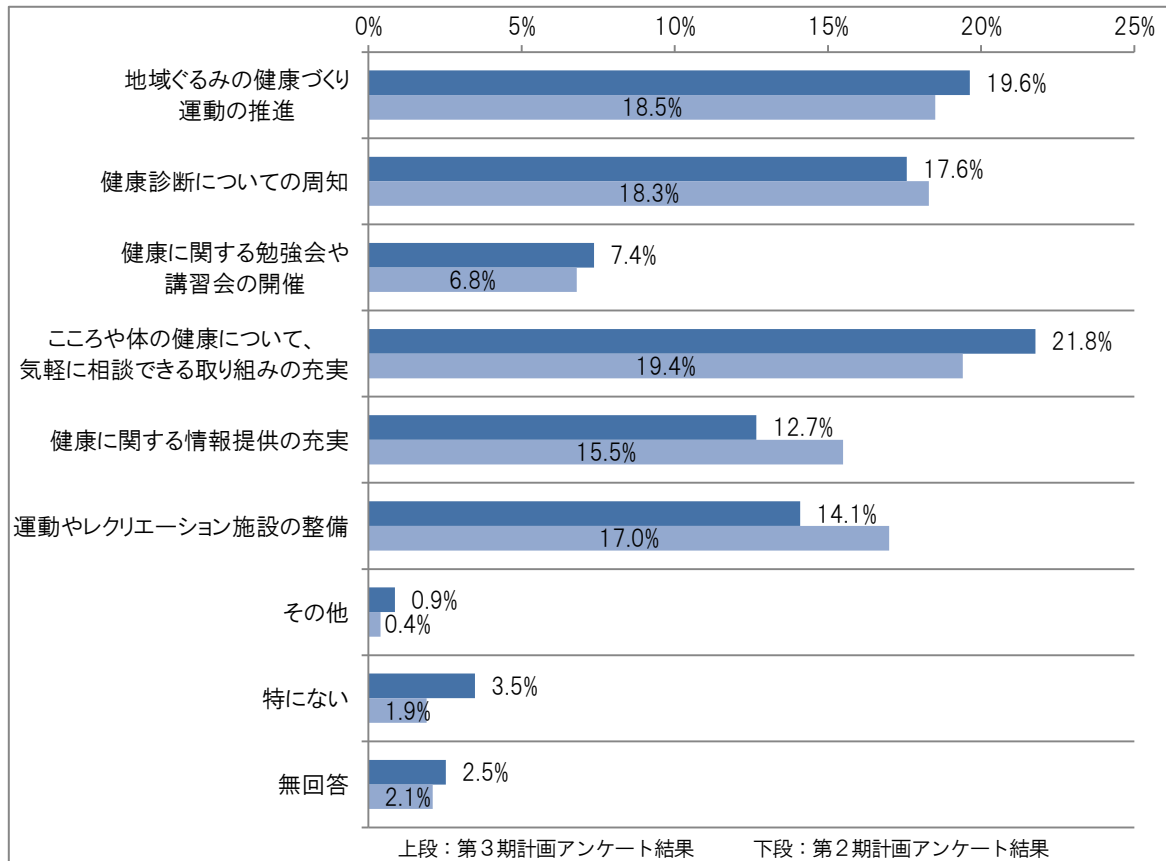
③ 障がいのある人たちが住みよいまちをつくるために重要だと思う取り組み

障がいのある人たちが住みよいまちをつくるために重要だと思う取り組みについては、「障がいのある人に対する理解の促進」の割合が16.1%と最も高く、次いで「困ったときの相談体制や保健・医療・福祉など情報提供の充実」が15.2%、「自立した生活のための教育や生活訓練の充実」が14.3%となっています。



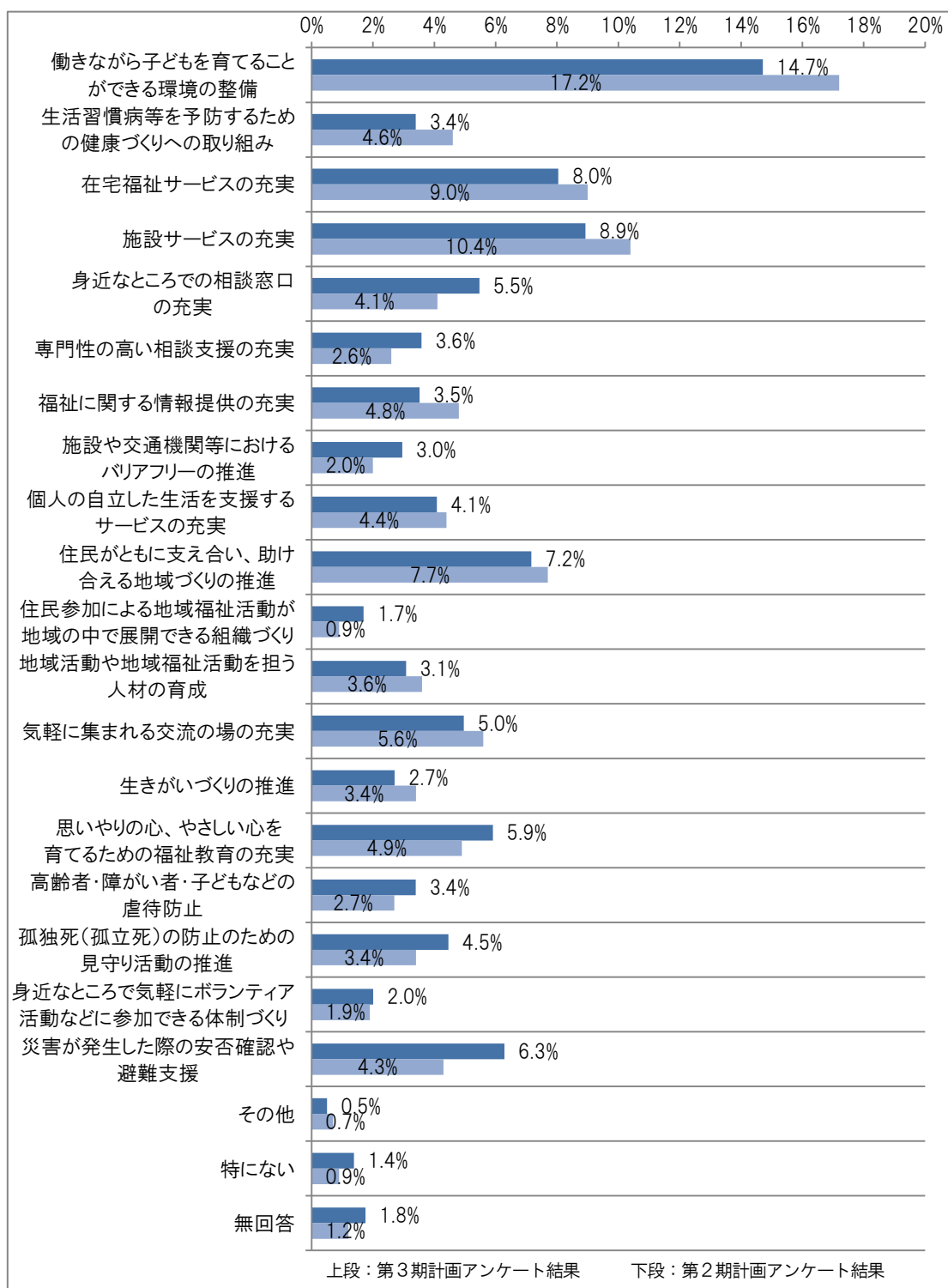
④ 地域で健康づくりを進めていくうえで重要だと思う取り組み

地域で健康づくりを進めていくうえで重要だと思う取り組みについては、「こころや体の健康について、気軽に相談できる取り組みの充実」の割合が21.8%で最も高く、次いで「地域ぐるみの健康づくり運動の推進」が19.6%、「健康診断についての周知」が17.6%となっています。



⑤ 住みなれた地域で安心して暮らし続けるために重要だと思う取り組み

住民が住みなれた地域で安心して暮らし続けるために重要だと思う取り組みについては、「働きながら子どもを育てることができる環境の整備」の割合が14.7%で最も高く、次いで「施設サービスの充実」が8.9%、「在宅福祉サービスの充実」が8.0%、「住民がともに支え合い、助け合える地域づくりの推進」が7.2%となっています。



その他の意見及び自由意見

●子ども・子育て

- ①小さい子が遊べる屋内施設を充実してほしい。遊ぶ場所が少ないため、よく他市町村に行っている。
- ②安心して十分な遊びができる子どもの遊び場の確保（屋外）
- ③育児休業が終わって職場復帰の時期になっても、町の保育園に空きがないなど子どもを預けられる環境になっていない。
- ④保育園に関しても、延長保育、土日祝日保育等があれば助かる親は山ほどいると思う。これからも地域の方の声に耳を傾け良いまちづくりになってほしい。
- ⑤子どもが小さいとき、延長保育と学童の時間が早く終わってしまい大変苦労した。金銭面での支援よりもそういう面をよくして欲しい。期待している。
- ⑥子育ての不安や相談事を聞いてもらえる手段（例えば電話、インターネットなど）を整えてあげてはどうでしょうか。

●交通・公共交通・移動手段

- ①公共の交通機関があまりにも少ないので、運転免許証返納後の移動手段についてとても不安を感じる。デマンド交通のようなサービスを続けてほしい。
- ②買い物弱者にならないようなまちづくり、車の運転ができない人のための移動手段やバス等の確保が必要。
- ③デマンド交通を、例えば当日の午前中の電話予約で午後から利用できるようにするなど、もう少し便利に利用できるようにしてほしい。
- ④高齢化が進む中、高齢者が自立した生活ができるよう、交通手段の充実を優先してもらいたい。

●その他

- ①買い物については1週間に1回くらい、地区内数か所に移動販売車があったらよい。
- ②福祉や介護について知らないことが多く反省した。子育て中の自分にとって情報を得る時間を作るのが大変だ。これからすこしずつ時間もできると思うので、もっと地域の事に目を向けられるようにしていきたいと思う。
- ③町のサービス制度について知らないと感じる。意識してゆくことが大切だと感じた。
- ④家族等がサービスを受けなければならなくなった時、町報・広報誌等を見てわかるように情報を載せてもらいたい。利用手続きがスムーズにできるようなパンフレット等があれば参考になると思う。
- ⑤町外から移住した方でも情報が収集しやすく利用しやすい仕組み作りや、年代にあった福祉や保健情報の提供も良いと思う。これからは、行政だけでなく地域ぐるみで支えていくシステムづくりが必要になると思うので、町づくり地域づくりから、今以上に住みよい川西町になることを期待する。
- ⑥福祉が必要となった時の情報の得やすさ利用のしやすさに力を入れていただきたい。
- ⑦今回のアンケートで知らないことがとても多いことを知りました。困ったときにどこに相談すれば良いのか分からないのが現状です。福祉利用ガイドのようなものが1冊まとまってあると見やすくわかりやすいかもしれません。住民として地域にどんな方がいてどんな困りごとがあるのか、出来ることはあるのかないのか、知ったり考えていかなくてはと思いました。

第4節 川西町の地域福祉に関わる課題

アンケート調査結果及び各種統計資料に基づき、「第3期川西町地域福祉計画・川西町地域福祉活動計画」に必要と考えられる川西町の地域福祉に関わる課題を、以下のとおり整理しました。

課題1 地域福祉の推進体制づくり

地域での顔の見える関係や、地域での交流が少なくなっており、隣近所や周囲の生活課題に気づく機会も少なく、互いに支え合える関係づくりが難しいのが現状です。

町民一人ひとりが地域福祉の担い手であるという意識を高めるとともに、あらゆる世代の人が気軽に地域活動やボランティア活動に参加できる体制をつくり、地域福祉を担う人づくりを進めていく必要があります。

課題2 ふれあい・支え合いづくり

少子高齢化や核家族化が進み、ひとり暮らし世帯の増加や夫婦のみの世帯が増えつつあり、近所付き合いの希薄化や地域活動に参加しない、あるいは日常的なコミュニケーションが少なくなっているなどいわゆる「地域力」の低下が課題となっています。

地域福祉を推進するうえで、地域住民同士のふれあいや交流、地域活動などによる支え合いや助け合いを基盤とした地域づくりは必要不可欠です。そのためにも、高齢者や子ども、障がい者（児）など誰もが地域の担い手として主体的にふれあい、支え合いながら活動できる環境づくりが求められています。

また、社会福祉協議会、民生委員児童委員などをはじめとする関係組織と連携を充実し、地域福祉のネットワークによる見守り体制づくりが求められています。

課題3 安心して生活ができる環境づくり

近年発生が顕著となった風水害や地震などにより、町民の防災をはじめとした安全・安心に対する意識が高まっており、災害時などの体制づくりがより重要となってきています。

高齢者や子ども、障がい者（児）を取り巻く状況や、家庭や地域における人間関係、生活様式の形態などが大きく変化してきており、子育てや介護に対する負担感・不安感が増大するとともに家庭の孤立が深刻化しています。

一方で高齢者や子ども、障がい者（児）への虐待や配偶者への暴力などの問題が表面化し、生活困窮者など支援を必要とする人々へのサポートが必要となっています。

今後も高齢者や障がい者（児）など日常生活に不安を抱える人の増加が予測され、地域福祉に関するニーズは深刻化・多様化するものと予想されます。町民一人ひとりのニーズに適切に対応できるよう、保健・医療・福祉の連携の充実とともに、自立に向けた様々なサポートが求められています。

また、ユニバーサルデザインや、バリアフリーに配慮した誰にも優しいまちづくりが求められています。

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

川西町においては、少子高齢化や核家族化の進行、ひとり暮らしなど世帯の小規模化やそれに伴う家族の相互扶助機能の弱体化が確実に進んでいます。個人の価値観や生活様式の多様化、社会経済状況の変化などにより地域住民同士の関係は薄れ、町民が抱える福祉課題は多種・多様化してきています。

こうした地域社会で発生する課題を解決し、高齢者や子どもたち、障がいのある人たちなど、地域に暮らす人々の誰もが住みなれた地域で安心して生活していくためには、公的サービスの充実のみならず、地域住民や各種団体、事業者などがお互いに助け合い、協働で地域づくりを推進していくことが大切です。

そこで、本計画では、住民が主体となって「地域において、人と人のつながりを築き、地域が抱える様々な課題についてみんなで考え、話し合い、お互いの支え合いによって解決するための仕組みをつくる」ことにより地域共生社会の実現を目指すものとし、次の基本理念を設定します。

共に生きる
笑顔つながる
福祉のまち

第2節 基本目標

本計画の基本理念を実現するために、基本目標として以下の3つを設定します。

基本目標1 地域福祉の推進体制づくり

地域で暮らす人々の人権や福祉意識の向上を図り、広報活動により、広く情報を提供するとともに、これからの地域福祉活動を担う人々の育成を進めます。

町民同士が交流を深め、信頼し合い、お互いに助け合い、支え合い、地域で迅速に生活課題の解決ができるよう、人材の育成や町民の自発的で主体性のある活動を行うための体制づくりを推進します。

基本目標2 ふれあい・支え合いづくり

少子高齢化や核家族化など、ライフスタイルが多様化する中で、町民同士のつながりが薄れてきており、あらゆる場面で支え合いが少なくなっています。

日常的な集まりや地域の見守り活動などによって、ふれあい、支え合える地域をつくるため、町民の積極的な活動への参画を促すとともに、さまざまな団体、関係機関と連携し、地域福祉のネットワークづくりを推進します。

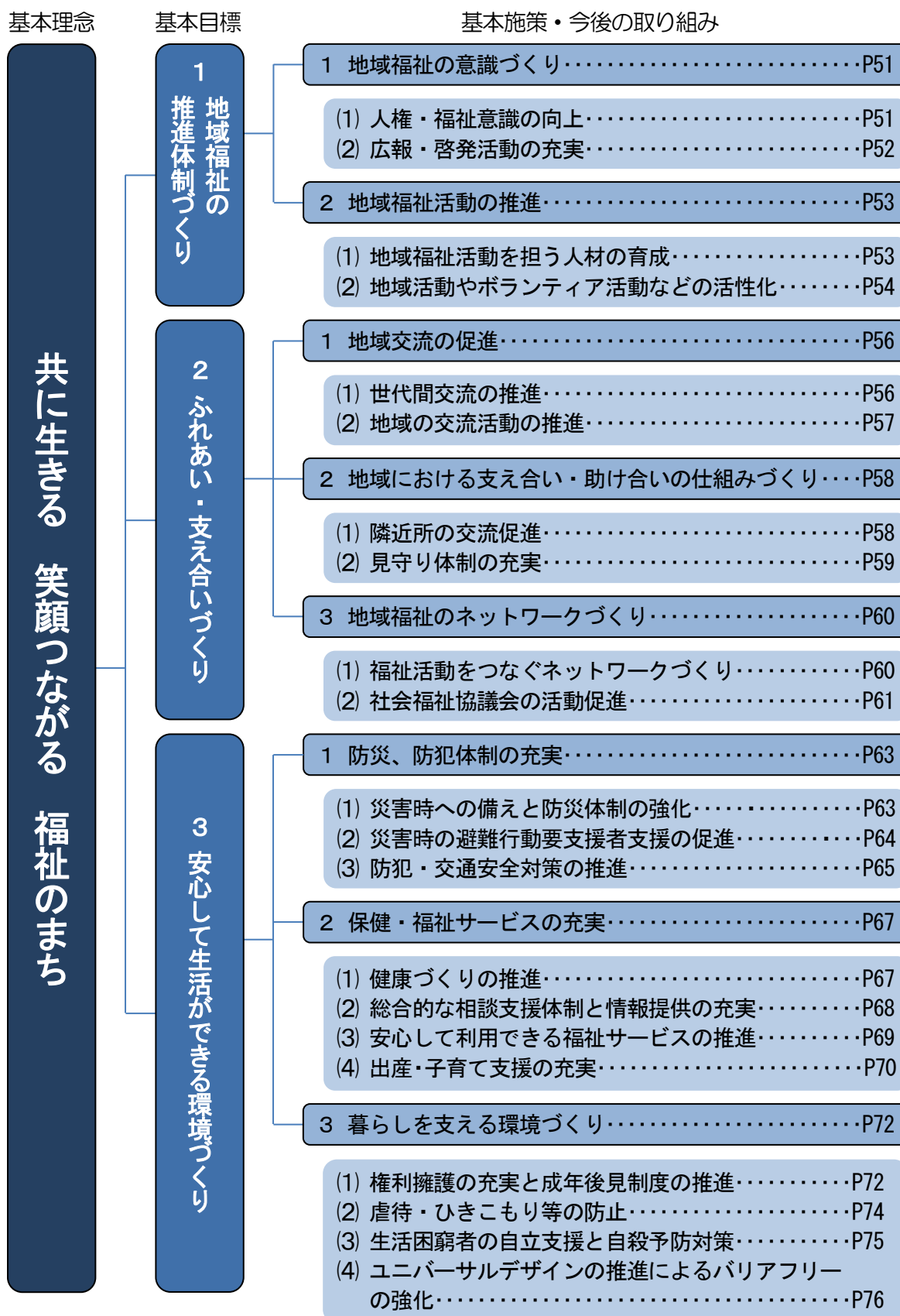
基本目標3 安心して生活ができる環境づくり

地域には、高齢や障がいによって支援を必要とする人、子育てや家族の介護で悩んでいる人など、日常生活に不安を抱えている人がいます。

町民が必要な時に適切なサービスを利用できる環境づくりを進めるとともに、健康に対する意識の向上を図り、保健、福祉、医療に対する情報提供や相談体制の充実を図っていきます。

年齢の違いや障がいの有無に関わらず、すべての人がお互いを認め合い、尊重しあいながら、誰もが地域社会の中で安全に安心して暮らすことができる環境づくりを推進します。

第3節 施策の体系



第4章 施策の内容

基本目標1 地域福祉の推進体制づくり

基本施策1 地域福祉の意識づくり

現状と課題

近年、高齢者の孤独死や子どもに対する虐待、自殺、ひきこもり、再犯、生活困窮等、地域社会が抱える福祉課題は大変多く、また複雑になっており、公的なサービスだけで解決することは難しくなっています。地域に住む一人ひとりがこうした問題を身近なものとして受け止め、協力し合って解決していくことが大切です。

地域での人と人との結びつきを大切にしていくとともに、他人を思いやり、お互いを支え合おうとする意識の向上を図る必要があります。

今後の取り組み (1) 人権・福祉意識の向上

町民一人ひとりが地域福祉の必要性を理解し主体的に活動することができるよう、福祉意識に対して積極的な働きかけを行うとともに、誰もが同じ地域社会の一員として尊重される社会の実現を目指し、他人を思いやり、お互いを支え合おうとする意識の向上を図ります。

自分や家族はこんなことに取り組みましょう

- ①家庭で福祉に関する話題について話し合い、高齢者や障がいのある人について理解を深めましょう。
- ②子どもを障がい者（児）や高齢者との交流の場へ幼児期から参加させるよう心がけましょう。

地域ではこんなことに取り組みましょう

- ①障がい者（児）や高齢者と交流を行う場などへ、幼少期から参加する機会をつくりましょう。
- ②地域で人権や地域の福祉に関する話し合いをしましょう。
- ③町や社会福祉協議会が発信する福祉情報に目を通し、イベントや行事に参加しましょう。

町（行政）で取り組むこと

- ①人権擁護委員が行う人権啓発活動への支援や幼児施設、教育施設での人権、福祉教育を推進します。
- ②障がい者（児）への差別解消に対する意識や、子育て、介護における理解を養うなどの職場体験学習、各種講座の充実を図ります。
- ③虐待、いじめ、DVなどの人権侵害に対処できるよう関係機関との連携を強化します。

社会福祉協議会で取り組むこと

- ①人権意識を高め、福祉意識を向上させるため、地域での人権・福祉教育を推進します。
- ②福祉体験など、障がい者（児）、高齢者への理解と意欲を高める機会の充実を図ります。
- ③民生委員児童委員や人権擁護委員などと連携し、相談機能の充実を図ります。

今後の取り組み （2）広報・啓発活動の充実

地域福祉や人権に関する広報活動を充実し、地域での支え合いや助け合いを進める地域福祉に対する意識の高揚や普及・啓発に努めます。

自分や家族はこんなことに取り組みましょう

- ①広報紙やホームページ、回覧板などに目を通すよう心がけましょう。
- ②家庭の中で地域の出来事についてお互いに伝え合い、話し合しましょう。

地域ではこんなことに取り組みましょう

- ①話題となっている地域福祉の問題について、自分の地域のことを「我が事」として考え、話し合しましょう。

町（行政）で取り組むこと

- ①町の広報紙やホームページなどを活用し、地域福祉に関する情報提供を行います。
- ②自治会や各地区交流センターなどの各種地域活動団体に対し、地域福祉に関する情報提供を行い、地域住民への広報・啓発に努めます。
- ③高齢者福祉、児童福祉、障がい者福祉等、学びの機会を設定し、地域福祉に関する町民の理解や意識啓発に努めます。

社会福祉協議会で取り組むこと

- ①広報紙やホームページなどを活用し、地域福祉活動やボランティア活動の広報・啓発を図るとともに、地域での座談会などを通じ、情報提供と福祉活動への理解を推進します。

■ 基本施策1 地域福祉の意識づくり 活動指標

基本施策指標	現状値（令和元年）	目標値（令和7年）
高齢者・児童・障がい者（児）虐待認定件数	8件	0件
福祉座談会の開催	5回	7回

基本施策2 地域福祉活動の推進

現状と課題

地域の支え合いや助け合いを進めていく「地域福祉」は、自治会役員や地域の組織・団体の役員、民生委員児童委員など、地域の一部の人だけが取り組むものではなく、子どもから大人まで地域住民みんなで協力し地域福祉を担っていくことが重要です。

さらには、地域において推進役となるリーダーを見つけ、育てていくことも重要となっています。

今後の取り組み (1) 地域福祉活動を担う人材の育成

民生委員児童委員などの従来からの地域福祉活動者に加え、町民一人ひとりが活動の担い手であることを自覚できる機会を充実し、地域による身近な支え合い活動の活性化のための支援を広げ、担い手の確保に努めます。

自分や家族はこんなことに取り組みましょう

- ①福祉の必要性を話し合いながら、地域活動やボランティア活動に関心を持ち、体験しましょう。

地域ではこんなことに取り組みましょう

- ①一人ひとりが、「地域のために」「お互いに助け合う」「支え合う」意識をもって、地域の活動に参加しましょう。
- ②地域のイベントや行事の中で、特定の者に負担が偏らないよう役割を分担する中で、地域を支える人材を育てていきましょう。

町（行政）で取り組むこと

- ①町民の豊かな知識や経験、技術を地域活動に活かす場づくりを推進し、地域の人材確保を支援します。
- ②小中学校において福祉教育を通じ福祉意識を向上させ、将来の担い手育成につなげます。
- ③生涯学習活動や地域づくり事業を通じた、地域福祉の担い手、リーダーの育成に努め、活躍の場の創出について調査検討します。
- ④民生委員児童委員協議会を支援し、地域福祉活動の強化、推進を図ります。
- ⑤地域における福祉活動の意義と重要性を周知します。

社会福祉協議会で取り組むこと

- ①ボランティア活動の活性化を図るため、ボランティア活動を行おうとする個人、団体の登録を推進します。
- ②関係機関、団体が行うボランティア活動などを支援します。
- ③ボランティア活動のリーダー育成や、コミュニティソーシャルワーカー*の育成に努めます。
- ④各種事業や広報活動を通じ、地域福祉活動への町民参加を支援します。

今後の取り組み (2) 地域活動やボランティア活動などの活性化

地域に根ざした活動、ボランティア活動などを行っている町民・団体の活動を支援します。また、社会経験や知識が豊富で、十分な気力、体力を備えた高齢者や定年退職者の地域社会への参加を促すなど、地域活動の活性化についても支援するとともに、誰もが活動しやすい環境づくりを推進します。

自分や家族はこんなことに取り組みましょう

- ①地域のボランティア、老人クラブ、手をつなぐ育成会などの活動に関心を持ちましょう。

地域ではこんなことに取り組みましょう

- ①地域の中で活動する団体に積極的に参加、協力しましょう。
- ②地域での集まりや活動、行事については、多様な生活様式の在り方を尊重し、多くの人たちが参加できるように工夫をしましょう。
- ③ボランティア活動の拠点としていつでも活用できるよう、自治会の公民館などを広く開放しましょう。
- ④町や社会福祉協議会が行う事業やボランティア活動に可能な範囲で協力しましょう。

*コミュニティソーシャルワーカー（通称 CSW）：地域を基盤とする活動やサービスを調整して、支援を必要とする人に結び付けたり、新たなサービスの開発、公的制度との関係を調整するなどの社会福祉活動・業務を行う人のこと。資格要件はないが社会福祉士や社会福祉主事、精神保健福祉士など福祉の実務経験者が就くことが多い。

町（行政）で取り組むこと

- ①気軽に相談し参加できる窓口や、地域や各種団体に関する情報提供と広報活動の充実に努めます。
- ②自治会、老人クラブ、若い世代の活動を支援します。
- ③社会福祉協議会を通じてボランティア団体の育成・支援を図ります。
- ④既存施設などの有効利用を検討し、地域福祉活動の拠点機能の充実に努めます。
- ⑤介護やボランティア活動に関する研修を行います。

社会福祉協議会で取り組むこと

- ①様々な地域組織の活動などを周知し、積極的な参加を促進します。
- ②ボランティア活動に関する講座、研修の実施や研修会を通じて、ボランティアを行おうとする個人、団体の育成、登録を促進します。
- ③ボランティア活動保険制度のもと、安心してボランティア活動を行うことができるよう支援します。
- ④ボランティア活動についての情報交換の場とネットワークを構築します。
- ⑤地域における福祉活動の助成を行います。

■ 基本施策2 地域福祉活動の推進 活動指標

基本施策指標	現状値（令和元年）	目標値（令和7年）
ボランティアグループ数	19グループ	19グループ
ボランティア会員登録者数	260人	260人
★地域学校協働本部ボランティア協力者数	219人	230人

基本目標2 ふれあい・支え合いづくり

基本施策1 地域交流の促進

現状と課題

地域社会では、既存の福祉制度や公的サービスだけでは対応しきれない複合化した生活課題が数多くあります。こうした課題に対しては、地域の中で町民同士がお互いに理解を深め、協力し、課題の解決に向けた取り組みを話し合い、対応していく必要があります。

今後の取り組み (1) 世代間交流の推進

幼児施設や学校などにおける各種行事を通して、地域の人や高齢者、障がい者（児）などとの交流を推進し、相互理解を促進します。

自分や家族はこんなことに取り組みましょう

- ①家族ぐるみで地域の祭りや伝統行事に積極的に参加し、交流を深めましょう。
- ②世代を超えて共に交流できる行事などに積極的に参加しましょう。

地域ではこんなことに取り組みましょう

- ①高齢者から地域の伝統や習慣について話を聞く機会などに参加しましょう。
- ②地域に住む高齢者や障がい者（児）が、相互に交流できる場をつくりましょう。
- ③地域活動の情報を積極的に発信しましょう。

町（行政）で取り組むこと

- ①地域の高齢者などの知恵や体験、伝統・文化を若い人に伝える世代間交流の促進に向けた働きかけを行います。
- ②幼児施設や小中学校での世代間交流の機会づくりに努めます。
- ③様々な世代を対象としたサロン※ 活動など、町民同士の交流を支援します。

社会福祉協議会で取り組むこと

- ①高齢者や障がいのある人たちと多くの人と交流を深める機会づくりに努めます。
- ②各地区の自治会単位に福祉座談会を開催し、地域福祉に関する情報交換を通じて地域との連携を深めるとともに、町民が行う地域福祉活動を支援します。

※**サロン**：お互いに支え合って暮らしていくことができる地域づくりのため、外出の機会が少ない高齢者や子育て中の世帯など、同じ地域で暮らす住民同士が定期的集い、交流することで、地域の「憩いの場」となることを目指す場所のこと。

今後の取り組み (2) 地域の交流活動の推進

地域において、孤立しがちな人たちの社会参加を促すため、身近なところで気軽に参加でき、ふれあいを深める場や機会の充実を図ります。

自分や家族はこんなことに取り組みましょう

- ①近所の人とあいさつや声を掛け合うなど、付き合いを深めましょう。
- ②隣近所でお互いに助け合いましょう。

地域ではこんなことに取り組みましょう

- ①自治会や地域で行われる活動や集会に進んで参加するようにしましょう。
- ②地域に交流活動や地域行事の活動内容などの情報を積極的に発信し、参加者の増加に努めましょう。
- ③交流活動や地域行事を通じ、地域住民同士の情報交換や情報共有に取り組みましょう。

町（行政）で取り組むこと

- ①様々な世代を対象とした交流を充実し、町民同士の情報交換や身近な相談、健康づくり、介護予防活動の活性化を図ります。
- ②地域の各種団体の活動支援を行い、地域コミュニティの充実に努めます。
- ③社会福祉協議会と連携し、地域の交流活動を支援します。
- ④自治会や隣組への加入を推奨します。

社会福祉協議会で取り組むこと

- ①地域住民同士が気軽に集える交流の場づくりを推進するため、地域が取り組むサロン活動などを支援します。
- ②地域での行事などを実施する際、機材や備品などの貸出しを行います。

■ 基本施策1 地域交流の促進 活動指標

基本施策指標	現状値（令和元年）	目標値（令和7年）
住民主体の通いの場の箇所数	39箇所	41箇所
交流に必要な機材・備品の貸出し件数	27件	30件

基本施策2 地域における支え合い・助け合いの仕組みづくり

現状と課題

住みなれた地域で安心して生活するためには、日頃から町民同士がお互いのつながりを大切にし、隣近所や身近な地域の住民が声かけやあいさつなどを通して日常的に見守る意識を持つことが重要です。

今後の取り組み (1) 隣近所の交流促進

近所の子どもや高齢者をはじめ、多くの町民同士があいさつを交わし、親しみある地域社会をつくっていきけるよう、地域住民や地域活動団体を通じ、声かけを促進していきます。

自分や家族はこんなことに取り組みましょう

- ①進んであいさつする、声かけして回覧板を回すなど、隣近所の人と交流を深めましょう。
- ②地域での交流や行事等に積極的に参加しましょう。
- ③安否確認の声かけを普段から心がけましょう。

地域ではこんなことに取り組みましょう

- ①地域において、住民同士の顔の見える関係を築くため、あいさつ運動を広げましょう。
- ②地域のみんなでお互いを見守りながら、声かけをしましょう。
- ③自治会の住民同士の信頼関係を築き、お互いに頼れる地域づくりを進めましょう。
- ④自治会や身近な地域で、話し合いや交流の機会を持つようにしましょう。
- ⑤自治会の公民館など、地域の施設を交流の場として積極的に活用しましょう。

町（行政）で取り組むこと

- ①幼児施設や小中学校、地域などと連携して、あいさつ運動を推進します。
- ②身近な場所で、地域住民同士が顔を合わせることができる機会、居場所づくりなどを推進します。

社会福祉協議会で取り組むこと

- ①町（行政）と連携して、福祉のコミュニティづくりや交流活動を支援します。
- ②子どもから高齢者まで気軽に参加できるボランティア活動を通じて、住民同士の声かけを推進します。

今後の取り組み (2) 見守り体制の充実

子どもや高齢者など、地域で生活する人が住みなれた地域で安心した暮らしを送ることができるよう、地域の協力を得ながら見守り活動を推進していきます。

自分や家族はこんなことに取り組みましょう

- ①隣近所や周囲と普段からかかわりを持ち、日常的に声かけや心くばりをしましょう。
- ②周囲に気になる人がいたら、支援してくれる関係機関につなぎましょう。

地域ではこんなことに取り組みましょう

- ①子どもには登下校時や遊びの場等で、できる範囲で見守りや声かけをしましょう。
- ②隣近所で気にかかる人がいる場合は、見守りや助け合いを心がけましょう。
- ③困っている人や気になる人がいたら、自治会長、民生委員児童委員や町、社会福祉協議会などへ連絡しましょう。

町（行政）で取り組むこと

- ①高齢者や障がい者（児）、子どもたちの見守り活動に対する理解を深めていくための啓発を行い、活動への参加を促します。
- ②地域住民、民生委員児童委員、社会福祉協議会などの関係機関で連携を図り、見守りネットワークを整備します。
- ③民生委員児童委員、地域包括支援センター、在宅介護支援センターによる訪問活動や、緊急通報システム、配食サービス、徘徊高齢者等事前登録※などの事業により、介護サービスと福祉サービスを連携させた重層的な見守り活動を推進します。

社会福祉協議会で取り組むこと

- ①様々な地域福祉事業を通じて、見守りや声かけを推進します。
- ②町（行政）と連携した見守りネットワークの活動推進に努めます。

■ 基本施策2 地域における支え合い・助け合いの仕組みづくり 活動指標

基本施策指標	現状値（令和元年）	目標値（令和7年）
★高齢者福祉充実のためのサロン数	56 箇所	62 箇所

※徘徊高齢者等事前登録事業：認知症高齢者などで、徘徊などにより行方不明になる可能性のある方について、名前や特徴、写真などの情報をあらかじめ登録しておくことで、早期発見に役立てる事業のこと。

基本施策3 地域福祉のネットワークづくり

現状と課題

地域には、自治会や民生委員児童委員、子ども会、老人クラブなど様々な福祉活動を行う機関・団体や人材、施設といった社会資源があります。地域の社会資源の強みを活かし連携・協力することにより、地域で福祉を支える力を高めていく必要があります。

今後の取り組み (1) 福祉活動をつなぐネットワークづくり

自治会組織やボランティア団体、NPO法人、町内の事業所など、様々な地域福祉の関係機関・団体間のネットワークづくりを進め、組織の交流及び連携を図ります。

自分や家族はこんなことに取り組みましょう

- ①回覧板などで得られる町や地域の情報を家庭の中でお互いに伝え合いましょう。
- ②地域福祉活動に取り組む団体や事業所などの活動内容を理解し、共有しましょう。

地域ではこんなことに取り組みましょう

- ①地域活動の役割分担について互いに話し合い、協力しましょう。
- ②各団体がそれぞれの個性や得意分野を活かしあいながら、地域のネットワークづくりに取り組みましょう。
- ③地域ごとに自治会、民生委員児童委員、子ども会、老人クラブなどが連携することで、地域活動やニーズに関する情報を共有し、交流活動を推進しましょう。

町（行政）で取り組むこと

- ①地域活動機関・団体間の連携強化のための取り組みを支援します。
- ②自治会などの地域活動を活性化するため、地域間での情報共有や連携の強化を推進します。
- ③自治会などをはじめ、地域の各種団体などが自主的に取り組む福祉活動の活性化を推進します。
- ④社会福祉協議会への支援・連携を通じて、町民へのきめ細かい福祉サービスの提供に努めます。

社会福祉協議会で取り組むこと

- ①自治会と連携し、情報の提供や共有に努めます。
- ②地域活動を効果的に推進するための関係機関、団体の連携や協働体制の強化を図ります。
- ③開催するイベントなどへの参加を広く呼びかけ、地域の活動や課題を共有するとともに活動の連携を図ります。
- ④地域が取り組む福祉活動について、内容の充実と拡大を支援します。

今後の取り組み (2) 社会福祉協議会の活動促進

社会福祉協議会は、地域が抱える様々な福祉課題を解決する地域福祉の推進役として、中心的な役割を果たしています。支援が行き届かない制度の狭間や生活福祉課題の解決に取り組むとともに、地域や関係機関・団体、町（行政）などとの連携強化を図りながら組織の充実に努め、地域の福祉力を高めるための活動を推進します。

自分や家族はこんなことに取り組みましょう

- ①社会福祉協議会の活動に関心を持ち、協議会事業や活動に進んで協力、参加しましょう。
- ②社会福祉協議会が取り組む募金やたすけあい運動に協力しましょう。

地域ではこんなことに取り組みましょう

- ①社会福祉協議会が取り組む事業に積極的に参加・協力しましょう。
- ②社会福祉協議会と連携した地域福祉活動を推進しましょう。
- ③社会福祉協議会の会費や社会福祉協議会が取り組む募金などに協力しましょう。

町（行政）で取り組むこと

- ①社会福祉協議会への支援・連携の強化を図ります。
- ②社会福祉協議会と連携し、活動内容を周知します。

社会福祉協議会で取り組むこと

- ①社会福祉協議会に求められる各種事業の充実に努めます。
- ②地域の実情に即した活動を展開できるように支援を行います。
- ③福祉だより「かけはし」やホームページの内容充実に努めます。
- ④社会福祉協議会の理解促進のための啓発活動に努めます。
- ⑤社会福祉協議会の賛助会員拡大に努めます。
- ⑥共同募金の分配金を活用し、地域福祉事業の推進を図ります。
- ⑦社会福祉推進委員（自治会長も含む）との情報の提供や共有により、活動の強化を図ります。

■ 基本施策3 地域福祉のネットワークづくり 活動指標

基本施策指標	現状値（令和元年）	目標値（令和7年）
福祉座談会の開催	5回	7回

基本目標3 安心して生活ができる環境づくり

基本施策1 防災、防犯体制の充実

現状と課題

高齢者や子ども、障がい者（児）などを犯罪や災害から守るため、地域ぐるみでの防犯・防災対策が必要です。緊急時や災害時において、支援が必要な人を地域の人によって支えることができるような仕組みづくりを強化していきます。

今後の取り組み (1) 災害時への備えと防災体制の強化

災害時の災害発生状況、避難場所、避難方法などの迅速な情報発信、自主防災組織の運営支援など、地域住民を守るための災害に強い防災体制づくりを促進します。

自分や家族はこんなことに取り組みましょう

- ①非常持出品や必要なものをそろえて、いつでも持ち出せる準備をしておきましょう。
- ②各家庭内で水や非常食を備蓄しておきましょう。
- ③各家庭内で避難場所の確認や災害時の連絡の取り方などを決めておきましょう。
- ④火災の原因となる個所の点検を普段から行いましょう。

地域ではこんなことに取り組みましょう

- ①地域での自主防災活動に参加、協力しましょう。
- ②地域の地形や集落などの特徴に応じた防災訓練や災害時の備えについて検討をしましょう。
- ③各地区や自治会の自主防災活動を活性化し、災害発生時に支援し合える体制を整えましょう。

町（行政）で取り組むこと

- ①避難場所や災害危険箇所などについて周知し、町民の防災意識を高めるための防災、減災のための情報提供や啓発に努めます。
- ②自主防災活動の活性化を図るため、自主防災組織への支援を行います。
- ③災害発生時に必要となる様々な対応を想定した情報などの伝達訓練や防災訓練などを行います。
- ④社会福祉協議会で設置する災害ボランティアセンターと協力し、災害からの早期復旧など様々な災害対策に取り組みます。
- ⑤防災資材、機材、食糧等の備蓄を強化するとともに、災害必需品の優先提供について企業や団体等との協力体制を構築します。
- ⑥支援や配慮を必要とする人が過ごしやすい、避難所の運営について検討します。

社会福祉協議会で取り組むこと

- ①大規模災害が発生した際、災害ボランティアセンターの設置・運営を行います。
- ②ボランティア育成やボランティア活動を支援するための研修会への参加など、ボランティア活動強化のための支援を行います。
- ③災害発生時、被災者と災害ボランティア活動希望者のニーズを結びつけるボランティアコーディネーターの養成を図ります。

今後の取り組み （2）災害時の避難行動要支援者支援の促進

高齢者や障がい者（児）など、災害時に迅速に避難行動をとることが困難な人（避難行動要支援者、以下「要支援者」という。）が、地域の中で効果的な支援を受けることができる体制づくりを、地域の住民や関係団体と協働しながら進めていきます。

自分や家族はこんなことに取り組みましょう

- ①防災に対する意識を普段から持ち、近所で支援を必要とする人を手助けできるよう、心配りをしましょう。
- ②近隣との交流を普段から持ち、いざというときにお互いが助け合うことができる関係づくりに努めましょう。

地域ではこんなことに取り組みましょう

- ①要支援者の避難支援について理解を深め、協力しましょう。
- ②防災訓練などを通じ、要支援者への支援など地域での役割分担を確認しておきましょう。
- ③向こう三軒両隣の互助精神をもって助けあうよう心がけましょう。

町（行政）で取り組むこと

- ①要支援者に対する避難支援の取り組みについて、理解と協力が得られるよう、周知・啓発を行います。
- ②関係機関と連携し、要支援者の実態把握に努め、要支援者が円滑かつ迅速に避難できるように支援します。

社会福祉協議会で取り組むこと

- ①要支援者の避難支援や安否確認を確実かつ迅速に実施するため、避難行動の呼びかけや、地域での活動を支援します。

今後の取り組み （3）防犯・交通安全対策の推進

地域の安全は地域で守るという意識を高め、日頃から地域の連携により防犯力を高めるとともに、地域における防犯・交通安全対策を推進します。

自分や家族はこんなことに取り組みましょう

- ①自分の身は自分で守ることを基本に防犯意識を高めましょう。
- ②子どもたちの登下校時又は遊びの際、できる範囲で見守りに協力しましょう。
- ③正しい交通安全のルールを身につけましょう。
- ④防犯について、普段から家庭内で話し合しましょう。
- ⑤外出時は施錠をしましょう。

地域ではこんなことに取り組みましょう

- ①地域で協力し合い、地域の防犯力を高めましょう。
- ②誰にでもわかりやすい方法で防犯を呼びかけ、挙動不審な人に注意しましょう。
- ③地域の危険個所について把握し、関係機関に連絡するなど事故を防ぎましょう。
- ④地域全体で、住民を犯罪や事故から守ることに努めましょう。

町（行政）で取り組むこと

- ①防犯や交通安全対策などの普及・啓発や情報提供に努めます。
- ②正しい交通マナーが身に付くよう、年齢層に応じた交通安全教育を行います。
- ③高齢者を狙った電話被害、消費者被害の防止のための情報提供、啓発を行います。
- ④警察署や各関係機関、団体との連携により、地域の安全の確保に努めます。

社会福祉協議会で取り組むこと

- ①日常生活のトラブルや消費者被害を防止するため、情報提供、啓発を推進し、心配ごと相談を実施します。

■ 基本施策1 防災、防犯体制の充実 活動指標

基本施策指標	現状値（令和元年）	目標値（令和7年）
★支援者が選出された避難行動要支援者の割合	99.0%	100%
★町内交通事故発生件数（暦年）	45件	30件
ボランティアコーディネーター研修受講者数 （期間累計）	0名	5名

基本施策2 保健・福祉サービスの充実

現状と課題

町民一人ひとりが、住みなれた地域で安心して自立した生活ができるようにするためには、その課題を解決するための福祉サービスなど様々な支援が必要です。

困ったときに気軽に相談でき、相談内容に応じて適切なアドバイスを受けることができる相談体制の充実、必要なときに適切なサービスを利用することができるなど、利用者本位のサービスの確保が求められています。

また、町民や社会福祉事業者と行政がともに考え、ともに行動することが重要です。

今後の取り組み (1) 健康づくりの推進

地域の中で、いつまでも安心して暮らしていくためには、健康は欠かせないものです。自分自身の健康や介護予防に関心を持ち、日頃の生活習慣として取り組む健康づくりを推進します。

自分や家族はこんなことに取り組みましょう

- ①減塩など食生活や生活習慣を見直し、健康管理を行いましょ。
- ②定期的に健康診断を受け、自分の健康状態を知っておきましょう。
- ③日常生活の中で、適度な運動を心がけましょ。
- ④健康づくりについて関心を持ち、介護予防教室や地域で取り組む健康づくりに参加しましょ。

地域ではこんなことに取り組みましょう

- ①地域ぐるみで健康づくりに取り組みましょ。
- ②近所や地区の人たちと、健康に関する情報交換ができる機会をつくりましょ。

町（行政）で取り組むこと

- ①健康づくりの推進のため、ウォーキング等の実施や、健康に関する情報の普及・啓発を行います。
- ②各種健康診断、健康相談、健康教室、予防接種などの保健事業を推進します。
- ③減塩をはじめとする食生活改善活動の推進や食育など食と健康に関する情報の普及、啓発を行います。
- ④認知症予防の普及・啓発や認知症の早期発見、早期診断、早期対応に向けた体制の整備を図ります。
- ⑤こころの健康づくりに関する普及・啓発や健康相談、訪問指導などを行います。
- ⑥地域で行う様々な介護予防事業を通じて、身近なところで行える介護予防活動を支援します。

社会福祉協議会で取り組むこと

- ①介護に関する教室や情報交換会の開催など、介護予防事業を推進します。
- ②ふれあい・いきいきサロン、すこやかサロンの各種サロンの充実を図り、高齢者の健康づくりや介護予防、生きがいづくりを支援します。

今後の取り組み (2) 総合的な相談支援体制と情報提供の充実

複雑化・重層化する課題に一人で悩みを抱え込む人をつくらないための包括的重層的相談体制の充実を図るとともに、必要な情報が必要な人に分かりやすく伝わるよう、様々な情報伝達手段の活用を推進します。

自分や家族はこんなことに取り組みましょう

- ①困りごとや悩みごとなどは、民生委員児童委員、町の相談窓口や社会福祉協議会に気軽に相談しましょう。
- ②近所や地域で、悩みや困りごとを相談できる人を見つけておきましょう。
- ③家族や身近で悩んでいる人がいたら、関係する相談窓口の利用や、相談するまでの声かけや手助けをしましょう。
- ④広報誌やホームページなどを利用して、相談窓口の情報を知っておきましょう。

地域ではこんなことに取り組みましょう

- ①個人のプライバシーを尊重しつつ、地域の課題を「我が事」としてとらえ、分野別または専門の相談機関につなげるなど、協働して解決することに努めましょう。
- ②自治会や地区において、民生委員児童委員などを中心に、高齢者や障がい者（児）などを見守りましょう。

町（行政）で取り組むこと

- ①民生委員児童委員への情報提供や研修、活動などを支援します。
- ②支援を必要とする人が、制度の狭間から取り残されることがないように、包括的、重層的に相談を受け付け、適切な支援へつなげることができるように努めます。
- ③高齢者、障がい者（児）、子ども、生活困窮者、配慮を必要とする独居者などが抱える課題解決に向け、重層的な相談体制の構築に努めます。
- ④専門性の高い相談支援を行うため、職員の研修を充実するとともに、関係機関との情報交換や連携を強化し、課題解決に努めます。
- ⑤要介護者の家族が介護疲れとならないよう、介護者の支援を図ります。

社会福祉協議会で取り組むこと

- ①町民が抱える生活上の悩みや問題などに関し、各種相談事業の充実に努めます。
- ②相談体制の充実に努めるとともに、関係機関との連携を強化します。

今後の取り組み (3) 安心して利用できる福祉サービスの推進

高齢者や障がい者（児）など支援を必要とする人が、住みなれた地域で自立し、安心して暮らせるよう、保健・医療・福祉の総合的なサービスの充実や地域、関係機関などとの連携を深めた一体的な支援を推進します。また、利用者本位のサービス充実を図るため、利用者の意見や苦情を幅広くくみ上げ、サービスの質の向上や改善につないでいきます。

自分や家族はこんなことに取り組みましょう

- ①広報誌やホームページなどで自分が利用できる福祉サービスを知るようにしましょう。
- ②福祉サービスについて不明なことや不安なことは、関係機関に問い合わせましょう。
- ③福祉サービスに関する苦情があれば、町の福祉介護課や関係部署などに相談しましょう。

地域ではこんなことに取り組みましょう

- ①自治会や地域で支援やサービスが必要な人がいれば、民生委員児童委員、町や社会福祉協議会など関係機関につなぎましょう。
- ②福祉サービスへの理解を深め、福祉サービス事業所と地域との交流を通して良好な関係を築きましょう。

※**苦情解決制度**：社会福祉法に規定されている制度で、すべての社会福祉事業の経営者は、利用者からの苦情に対する適切な解決に努める責任を負うと定められている。福祉サービス利用上のトラブルに関して、事業者と利用者間での苦情解決が困難な場合、第三者機関である運営適正化委員会（都道府県社会福祉協議会に設置）による解決の方法が用意されている。

※**第三者評価制度**：福祉サービス事業者が提供するサービスの質を、公正・中立な第三者評価機関が専門的・客観的立場から評価を行い、事業者のサービスの質の向上と利用者がサービスを選択する際に役立つ情報を提供するもの。

町（行政）で取り組むこと

- ①福祉サービスに関する情報提供の充実を図ります。
- ②福祉サービス事業者、介護、医療機関など属性の異なる関係者が、互いに連携して利用者を支援できる仕組みづくりを推進します。
- ③各種相談機関や医療、福祉サービス事業所、民生委員児童委員、ケースワーカーなどと連携し、利用者が安心して選択・利用できるサービスの質の向上と量の確保に努めます。
- ④福祉サービス事業者に対し第三者評価制度^{*} 及び苦情解決制度^{*}の周知を図ります。
- ⑤福祉サービスに関する利用者からの苦情について、適切な対応を行います。

社会福祉協議会で取り組むこと

- ①利用者が住みなれた地域で安心して生活を継続できるよう、質の高い在宅福祉サービスの提供を推進します。
- ②様々な経験を生かした相談受付と、利用者にとって適切かつ必要なサービス提供に努めます。
- ③制度の狭間にある人に、支援を届けることができるよう、ニーズの把握や独自のサービス・新しいサービスを図れるよう検討します。

今後の取り組み （4）出産・子育て支援の充実

地域の中で、安心して出産や子育てができる環境の充実を図るとともに、子どもや子育てをしている世帯が安心して暮らすことができる環境づくりを推進します。

自分や家族はこんなことに取り組みましょう

- ①出産や子育てについて一人で悩みを抱え込まず、身近な信頼できる人や町の健康子育て課などに相談しましょう。
- ②家庭との時間を大切に、子どもを通しての地域行事や活動に参加し交流をしましょう。
- ③子育て支援サービスを知り、利用してみましょう。

地域ではこんなことに取り組みましょう

- ①地域の子どもたちを地域全体で見守り、子育て世代への理解と支援を心がけましょう。

町（行政）で取り組むこと

- ① 妊娠期から産前、産後の心身のケアや育児中の不安に対する相談の対応等、切れ目のない支援体制づくりを推進します。
- ② 子育て支援センターや子育て世代包括支援センターなどを活用し、子どもや母親の健康保持、増進に努めます。
- ③ 働きながら安心して子育てができるよう、子どもたちの居場所づくりや健全育成のための放課後児童対策を推進します。
- ④ 多様性のある保育施設、保育事業の提供について、関係する団体、事業者を支援します。

社会福祉協議会で取り組むこと

- ① 放課後児童クラブの充実を図り、子どもの健全育成と働く保護者の支援を推進します。
- ② 子育て世帯同士の交流や情報交換、お互いの助け合いを推進するため、地域で取り組む子育てサロン活動を支援します。

■ 基本施策2 保健・福祉サービスの充実 活動指標

基本施策指標	現状値（令和元年）	目標値（令和7年）
★心と体の健康づくり（平均自立期間）	男性 78.4 歳 女性 83.7 歳	男性 79.6 歳 女性 84.0 歳
★子育て支援センター利用数（0～2 歳児）	延 2,200 人	延 3,000 人
★放課後児童クラブ利用児童割合	36.3%	40.0%
心配ごと相談所開催回数	年 49 回	年 48 回

基本施策3 暮らしを支える環境づくり

現状と課題

地域では、子どもや高齢者、障がい者（児）、引きこもり、生活困窮者など、様々な支援が必要な人々がともに生活しており、町民一人ひとりが人権を尊重し、お互いが尊厳を持って生活することができる地域づくりが求められています。

また、すべての町民がそれぞれの能力を活かしながら、自分らしく生活・活動することができる地域づくりが求められており、そのためには、暮らしやすい生活環境づくりを進める必要があります。

今後の取り組み (1) 権利擁護の充実と成年後見制度の推進

認知症や障がいのある人でも、地域において安心して自立した生活を送り続けることができるための支援を行います。

自分や家族はこんなことに取り組みましょう

- ①権利擁護や成年後見制度※ に関する理解を深めましょう。
- ②権利が守られていない人に気づいたら、相談機関につなげましょう。
- ③各種サービス利用について悩みや不安があれば、一人で抱え込まず相談しましょう。

地域ではこんなことに取り組みましょう

- ①地域の中で困っている人がいれば、みなで見守り、支え合いましょう。
- ②地域の中で、成年後見制度について理解を深め、認知症、生活困窮、孤立から生じる異変に気づくことがあれば、民生委員児童委員、社会福祉協議会、町（行政）につなぎましょう。

※**成年後見制度**：認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な人に対して、不動産や預貯金などの財産管理、介護などのサービス、施設への入所に関する契約及び遺産分割の協議などについて支援し、財産や権利などを保護する制度のこと。

町（行政）で取り組むこと

- ①その人らしさや人々の多様性を認め合い、共生できる社会を実現するため、ノーマライゼーション※ 理念の地域への普及を図ります。
- ②障がいや障がい者（児）に対する正しい理解の普及や意識啓発を行い、障がいを理由とする差別や偏見の解消を図ります。
- ③日常生活自立支援事業※や成年後見制度について広く周知するとともに、利用についての相談窓口を充実し、利用促進を図ります。
- ④民生委員児童委員や社会福祉協議会、地域包括支援センター※などと連携し、権利擁護事業の対象者の把握や利用促進に努めます。
- ⑤権利擁護支援の中核的な役割を担う（仮称）成年後見センターの広域設立に向けて検討、準備を行います。
- ⑥低所得者に対して、成年後見制度の利用に伴う経費を支援します。

社会福祉協議会で取り組むこと

- ①権利擁護相談窓口の充実を図ります。
- ②障がい者団体が行う活動などの情報を広報し、障がいや障がい者（児）に対する理解の促進に努めます。
- ③判断能力が十分でない人が地域において自立して生活ができるよう、福祉サービス利用援助などの支援体制の強化を図ります。
- ④利用者にとって、適切な日常生活自立支援事業を実施するため、生活支援員の充実に努めます。

※**ノーマライゼーション**：障がいのある人や高齢者など、社会的に不利益を受けやすい人々が社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方のこと。

※**日常生活自立支援事業**：認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な人に対して、自立した地域生活を安心して送ることができるよう、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などを行うもの。

※**地域包括支援センター**：市町村が設置主体となり、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員（ケアマネージャー）の3職種を配置し連携して介護予防ケアマネジメント、総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメントなど高齢者が住みなれた地域で安心して暮らしていけるように相談・支援を行う機関のこと。

今後の取り組み (2) 虐待・ひきこもり等の防止

高齢者や子ども、障がい者（児）に対する虐待や、DV※ などの人権侵害の防止と早期発見、早期対応のため、相談対応の充実や地域、関係機関などとの連携強化を図ります。

自分や家族はこんなことに取り組みましょう

- ①虐待やひきこもり等と思われる人に気づいたら、民生委員児童委員や関係機関につなぎましょう。
- ②ひきこもり、ニート、不登校などに関し、普段から関心を持ち、近隣に困っているような人がいないか心を配りましょう。

地域ではこんなことに取り組みましょう

- ①地域での集まり、活動、行事の中で、高齢者、子ども、障がい者（児）等に対する虐待問題やひきこもりなどについて、学び、話し合い、理解を深めましょう。
- ②地域の中で、成年後見制度について理解を深め、認知症、生活困窮、孤立から生じる異変に気づくことがあれば、民生委員児童委員、社会福祉協議会、町（行政）につなぎましょう。
- ③虐待やDVと思われる様子に気がついたときは、警察や町の福祉介護課に速やかに相談・連絡しましょう。

町（行政）で取り組むこと

- ①虐待などの問題について、人権擁護の視点からの啓発を行います。
- ②虐待などに対する相談や通告窓口の周知と機能充実を図ります。
- ③虐待などの防止に向けた関係機関との連携を強化します。
- ④「要保護児童対策地域協議会」を設置し、関係機関・団体との連携により、虐待などで保護が必要な児童の早期発見と、早期対応を図ります。
- ⑤常時相談とともにひきこもりの相談会を定期的を開催するなど、社会へ繋がるための支援を行います。

社会福祉協議会で取り組むこと

- ①虐待などの防止に向けた関係機関、町（行政）との連携を強化します。
- ②民生委員児童委員、町（行政）関係機関と連携して、相談に対応します。

※DV（ドメスティックバイオレンス）：同居関係にある配偶者や内縁関係の間で起こる家庭内暴力のこと。近年では、同居の有無を問わず、元夫婦や恋人など近親者間に起こる暴力全般を指す場合もあります。

今後の取り組み (3) 生活困窮者の自立支援と自殺予防対策

近年、社会経済情勢の変化に伴って生活に困窮する人が増えており、「生活困窮者自立支援法^{*}」にもとづき、生活保護に至る前の段階からの自立支援策の充実と家族を支える取り組みを推進します。また、自殺者を出さないための啓発活動の充実と各相談機関への連携を図ります。

自分や家族はこんなことに取り組みましょう

- ①一人ひとりが、誰も自殺に追い込まれない社会の実現を意識し、身近な人の心の不調に気づいたら、必要な支援につなげましょう。

地域ではこんなことに取り組みましょう

- ①近所などで生活困窮と思われる人がいたら、民生委員児童委員や町の福祉介護課に連絡しましょう。
- ②地域の中で、こころの健康づくりに関する悩みや不安、知識を得る必要がある場合は、町（行政）や関係する窓口に相談しましょう。

町（行政）で取り組むこと

- ①民生委員児童委員、社会福祉協議会などと連携し、生活困窮者の情報を把握し、相談窓口へつなげるなど支援します。
- ②生活困窮者世帯の児童・生徒への支援を行います。
- ③自殺防止のためのこころの健康づくりに取り組み、地域で活動する団体への支援や住民に対する普及啓発に努めます。
- ④住民からの相談の受け手となる人のための研修や、人材育成の支援、関係機関や団体との連携強化を図ります。

社会福祉協議会で取り組むこと

- ①緊急的に生活が困窮した支援が必要な町民に対し、一時的に食料を提供したり、又は生活資金の貸付など経済的な自立を支援します。
- ②低所得者などの生活困窮者に対し、関係機関と連携しながら、就労をはじめとする福祉課題の解決に向けた適切な支援を図ります。
- ③自殺予防に関する正しい情報や知識の普及啓発に努めます。
- ④自殺予防に向け、関係機関、町（行政）との連携を図ります。

※生活困窮者自立支援法：生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立支援事業の実施、住居確保給付金の支給、その他の支援を行うための所要の措置を講じた法律のこと。（平成27年施行）

今後の取り組み (4) ユニバーサルデザインの推進によるバリアフリーの強化

高齢者や障がい者（児）、妊婦や子どもなど、誰もが住みなれた地域で安心して暮らし、自由に様々な活動ができるよう、ユニバーサルデザイン* についての啓発や施設などのバリアフリー* 化を推進し、人にやさしい福祉のまちづくりを目指します。

自分や家族はこんなことに取り組みましょう

- ①困っている人がいたら手伝えるなど、思いやりの気持ちを持ちましょう。
- ②狭い道路や歩道では、障がいになるものを置かないようにしましょう。
- ③通勤、通行の途中などで危険物や危険箇所を見つけたら、地域や行政に情報提供しましょう。

地域ではこんなことに取り組みましょう

- ①地域の危険箇所を把握し、通行の妨げになるものは取り除き、生活環境の改善について、地域でできることに取り組みましょう。

町（行政）で取り組むこと

- ①支え合うまちづくりとところのバリアフリーへの理解を深めるため、町民意識の啓発に努めます。
- ②公共施設の整備、改修の際は、誰もが使いやすいユニバーサルデザインの視点を取り入れ、またバリアフリー化を推進します。
- ③ユニバーサルデザイン、バリアフリーについて広報、啓発に努めます。
- ④冬期間の安全な生活の確保のため、除雪体制の充実に努めます。
- ⑤自力で除雪や屋根の雪下ろしなどができない人への支援を行います。
- ⑥高齢者、障がい者（児）、子育て世代など誰もが利用しやすい環境づくりを推進します。

社会福祉協議会で取り組むこと

- ①バリアフリーやユニバーサルデザインについての普及・啓発に努め、関係団体の要望活動を支援します。
- ②高齢者、障がい者（児）などの社会活動への参加促進を図ります。

■ 基本施策3 暮らしを支える環境づくり 活動指標

基本施策指標	現状値（令和元年）	目標値（令和7年）
★生活保護から自立した世帯数（期間累計）	3世帯	15世帯
高齢者・児童・障がい者（児）虐待認定件数	8件	0件

※**ユニバーサルデザイン**：障がいの有無や年齢、性別等に関わらず、誰もが利用しやすいよう、あらかじめ都市や生活環境を計画する考えのこと。

※**バリアフリー**：障がいのある人や高齢者を含むすべての人が、あらゆる分野の活動に平等に参加するうえで、様々な障がいを取り除かれ、安全で快適な生活を送ることができるようにすること。

第5章 計画の推進に向けて

第1節 計画の周知

町民一人ひとりが地域における支え合いやふれあいの必要性、重要性を理解し、時には「支え手」時には「受け手」となり本計画を実践・継続していけるよう、この計画に関係するすべての人々が共通の理解を持つことが重要です。

このため、町の広報紙やホームページなどを通じて本計画を公表し、町（行政）及び社会福祉協議会が目指す地域福祉について幅広く周知します。

第2節 計画の推進体制

地域福祉活動の主役は地域に生活している町民一人ひとりです。住みなれた地域で支え合い、助け合える地域共生社会を実現させていくためには、行政の取り組みだけでは不十分であり、町民との協働による取り組みが不可欠となります。また、様々な福祉ニーズに対応していくためには、地域において活動するボランティアや関係機関・団体、福祉サービス事業者が有する知識や経験が重要となります。

計画を推進していくにあたっては、地域福祉を担う主体それぞれがお互いに連携を取り、その役割を果たしながら、協働して計画を推進していくことが大切です。

1 町民の役割

町民一人ひとりが福祉に対する意識や認識を高め、地域社会の構成員の一員であることの自覚を持つことが大切です。

また、支援の必要の有無に関わらず、町民一人ひとりが福祉サービスの「受け手」であり、時には「担い手」であることを認識し、地域福祉活動や地域活動、ボランティア活動などの社会活動に自ら積極的かつ主体的に参画するように努めます。

2 福祉サービス事業者の役割

福祉サービス事業者は、福祉や介護などのサービスの提供者・協力者として、利用者の自立支援、サービスの質の確保、利用者保護、事業内容やサービス内容の情報提供及び周知、他のサービスとの連携に取り組むことが必要です。

今後ますます多様化、複雑化する福祉ニーズに対応するため、すでに実施している事業の更なる充実や新たなサービスの創出、町民が福祉活動に参加するための支援、福祉のまちづくりに参画するように努めます。

3 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、地域福祉計画の根拠法である社会福祉法において、地域福祉の推進を図る中核として位置付けられ、地域福祉を推進していくことを使命とし、誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを推進することを目的とした組織です。

そのため、町（行政）と連携を図りながら本計画の推進役を担うとともに、その推進において、町民や関係機関・団体、町（行政）との調整役としての役割を担います。

4 町（行政）の役割

町（行政）は、町民の福祉の増進を図るため、福祉施策を総合的に推進する責務があります。その責務を果たすため、町民によって構成する組織や団体、福祉サービス事業者、社会福祉協議会などと相互に連携・協力を図るとともに、町民のニーズの把握と地域の特性に配慮した施策の推進に努めます。

第3節 計画の進行管理

本計画は、町民や住民組織、関係機関・団体、社会福祉協議会、町（行政）などの協働により推進されるものであり、地域福祉に関する施策の進捗状況やその評価を行う際は、地域福祉活動関係者を含めた進捗管理を行う必要があります。

このため、町（行政）と社会福祉協議会の合同推進会議として「川西町地域福祉計画推進委員会」を設置し、地域関係者、庁内関係各課、社会福祉協議会の相互の連携による評価・点検を行い、効果的な計画の進行管理を図ります。



第6章 資料編

1 川西町地域福祉計画策定委員会設置要綱

令和2年4月1日
告示第91号

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条に基づき川西町地域福祉計画(以下「計画」という。)を策定するため、川西町地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他前号の事務執行に関して必要なこと。

(委員)

第3条 委員会の委員は、18人以内とし、次に掲げる者の内から町長が委嘱する。

- (1) 福祉活動又は地域活動に関係する者
- (2) 社会福祉事業に従事する者
- (3) 地域福祉に関心があり、委員公募に応募した川西町内に住所を有する18歳以上の者
- (4) その他町長が必要と認める者

2 前項第3号に規定する委員は、2人以内とする。

3 委員の任期は、委嘱の日から令和3年3月31日までとする。

(組織)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を各1人置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたとき、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長がこれを招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。

3 委員会は、所掌事務に関し、必要に応じ関係者等から意見等を聞くことができる。

(部会)

第6条 委員会に、専門事項の調査、研究等を行うため、部会を設けることができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、福祉介護課に置く。

2 事務局員は、川西町社会福祉協議会職員及び川西町職員から町長が委嘱又は任命する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

2 川西町地域福祉計画策定委員会委員名簿

委員長 ◎ 副委員長 ○

No.	所 属	役職	氏 名
1	社会福祉法人 川西町社会福祉協議会	会長	◎ 菊地 直
2	川西町民生委員児童委員協議会	会長	横山 明博
3	地区交流センター長会（地域福祉） 東沢地区交流センター	センター長	佐々木和憲
4	川西町まちづくり委員会	委員長職務代理	菅井 厚
5	川西町ボランティア連絡会	会長	石田 康
6	川西町老人クラブ連合会	会長	鈴木 博
7	特別養護老人ホーム そよ風の森	荘長補佐	中村真由美
8	在宅介護支援センター かがやきの丘	相談員	木崎 藍子
9	川西町身体障害者福祉協議会	会長	○ 安部 眞
10	特定非営利活動法人はらっぱ	理事長	鈴木 鋭
11	山形県総合コロニー希望が丘 地域福祉支援センター	所長	庄司 初穂
12	川西町PTA連合会	会長	五十嵐和也
13	株式会社げんき 美女木げんき保育園	施設長	工藤 由子
14	川西町子育て支援センター	保育士	寒河江幸子
15	町民	公募委員	佐藤 清美
16	町民	公募委員	加藤 秀樹

3 計画策定の経過

開催日	会議名等	内 容
令和2年9月 7日	第1回 計画策定委員会及び 第1回 第1検討部会 第1回 第2検討部会	計画趣旨と概要説明 計画策定体制の協議
9月28日	第2回 第1検討部会	住民アンケートについて 計画素案の検討
10月 1日	第2回 第2検討部会	住民アンケートについて 計画素案の検討
10月 6日	アンケート調査実施	
10月26日	第3回 第1検討部会	計画素案の検討
10月30日	第3回 第2検討部会	計画素案の検討
11月27日	第2回 計画策定委員会	住民アンケート調査結果報告 計画素案の検討
12月11日	議会産業厚生常任委員会説明	策定状況報告
令和3年2月 1日	第3回 計画策定委員会	計画案の協議
令和3年2月17日	パブリックコメント実施	計画案に係る町民意見の募集
令和3年3月15日	議会産業厚生常任委員会説明	策定状況報告



川西町地域福祉計画・川西町地域福祉活動計画

令和3年3月発行

編集・発行 川西町・社会福祉法人川西町社会福祉協議会

■川西町

〒999-0193 川西町大字上小松 1567

TEL 0238-42-2111 (代表)

ホームページ <https://www.town.kawanishi.yamagata.jp>

■社会福祉法人川西町社会福祉協議会

〒999-0121 川西町大字上小松 2918-2

TEL 0238-46-3040

ホームページ <http://www5.omn.ne.jp/~kawanishi/>

